

西予市

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

西 予 市

西予市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
西予市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画の趣旨.....	1
(1) 計画の策定にあたって.....	1
(2) 子ども・子育て支援制度の概要.....	2
2. 計画の位置づけ.....	5
3. 計画の期間.....	5
4. 策定体制.....	6
(1) 西予市子ども・子育て会議による協議.....	6
(2) 庁内関係課による協議.....	6
(3) ニーズ調査の実施.....	6
(4) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
1. 本市の概況.....	7
(1) 人口の状況.....	7
(2) 子どもがいる世帯の状況.....	10
(3) 出生の状況.....	12
(4) 母子保健の状況.....	13
(5) 女性の労働力率の状況.....	22
2. 教育・保育事業の進捗状況.....	23
(1) 教育・保育事業の利用状況.....	23
(2) 法定事業の利用状況.....	25
3. 第2期計画の進捗状況.....	33
(1) 計画記載事業の体系.....	33
(2) 実施事業の進捗評価.....	34
4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント.....	35
(1) 調査の概要.....	35
(2) 就学前児童調査結果のポイント.....	36
(3) 小学生調査結果のポイント.....	47
第3章 計画の方向性.....	54
1. 計画の将来像.....	54
2. 計画の基本的な視点.....	55
3. 施策の体系.....	56
4. 教育・保育提供区域の設定.....	57
5. 子ども・子育て支援事業の確保の方策.....	58
(1) 本市で想定する教育・保育の量の見込み.....	58
(2) 教育・保育の確保の方策.....	58
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	61
第4章 施策の展開.....	66
1. 多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実.....	66
(1) 教育・保育事業の推進.....	66
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	67
(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進.....	73
2. 地域で子育てがしやすい環境の整備.....	74
(1) 地域の子育て支援.....	74
(2) 放課後の過ごし方.....	75
3. 援護を必要とする子育て家庭への支援.....	76
(1) 特別な支援を必要とする子どもの支援.....	76

(2) ひとり親家庭等の自立支援.....	77
(3) 児童虐待防止の取り組み.....	80
4. 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	81
5. 子育てに関わる教育環境の整備.....	82
(1) 保護者への支援.....	82
(2) 教育・保育施設の整備と連携.....	83
(3) 思春期保健対策.....	85
(4) 生きる力の育成.....	86
6. 情報提供・情報発信.....	88
7. 母子保健医療対策の充実.....	89
(1) 妊娠・出産期における健康の保持と増進.....	89
(2) 乳幼児期における健康の保持と増進.....	90
(3) 元気な「西予っ子」の育成.....	91
8. 子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保.....	93
第5章 計画の推進体制.....	94
1. 計画の推進体制.....	94
(1) 子ども・子育て会議による進捗評価.....	94
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	94
(3) 関係機関等との連携・協働.....	94
(4) 計画の周知.....	94
2. 進捗評価の仕組み.....	95
3. 計画を推進するための役割.....	96
資料編.....	97
1. えひめ人口減少対策総合交付金事業に係る本市の取り組み.....	97
2. 関連する計画の概要.....	100
3. 西予市子ども・子育て会議.....	103
(1) 西予市子ども・子育て会議設置条例.....	103
(2) 計画の策定経過.....	105

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

(1) 計画の策定にあたって

本市では、平成 27 年 3 月に「西予市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期西予市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、少子高齢化にともない、人口減少が急速に進む中、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下などの課題は続いており、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然高く、子ども・子育て支援制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」、「新子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められてきました。

また、令和 4 年には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としたこども家庭センターの設置や児童相談所の機能強化が明記され、本市においても令和 6 年 4 月からこども家庭センターを設置しました。令和 5 年には「こども家庭庁」を設立するとともに、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、「こども基本法」が施行されました。

このような状況の中で、本市においては、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「第 3 期西予市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

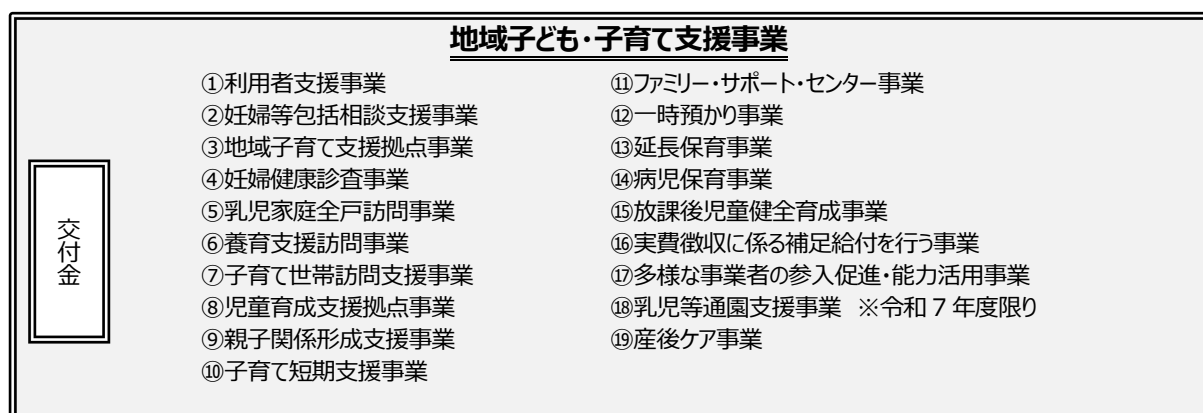
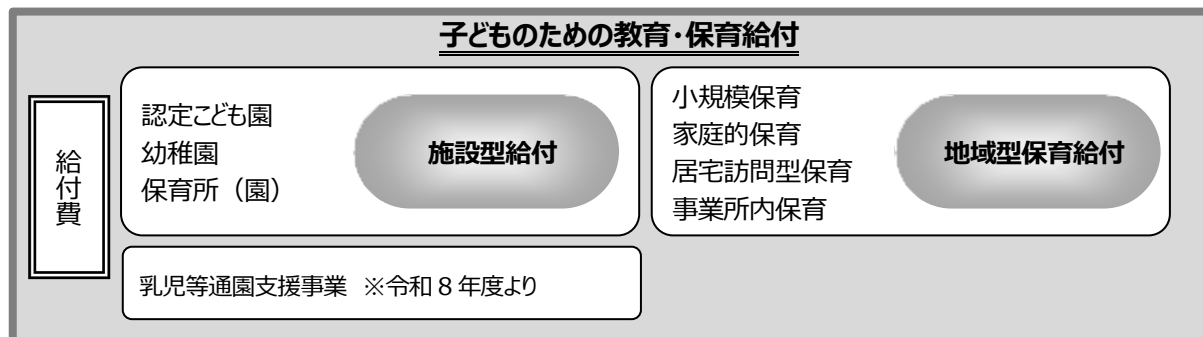
(2) 子ども・子育て支援制度の概要

①制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園・幼稚園・保育所（園）の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。



②保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

<事由>

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| o就労 | o妊娠・出産 |
| o保護者の疾病・障害 | o同居親族等の介護・看護 |
| o災害復旧 | o求職活動 |
| o就学 | o虐待やDVのおそれがあること |
| o育児休業取得時に、すでに保育を利用していること | |
| oその他市町村が定める事由 | e t c . |

<保育時間>

- | |
|-----------------------|
| o保育標準時間 |
| 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 |
| o保育短時間 |
| 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 |

<優先すべき事情>

- | |
|---------------------------------|
| oひとり親家庭 |
| o生活保護世帯 |
| o生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 |
| o虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 |
| o子どもが障害を有する場合 |
| o育児休業明け |
| o兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 |
| o小規模保育事業などの卒園児童 |
| oその他市町村が定める事由 |
| e t c . |

③子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

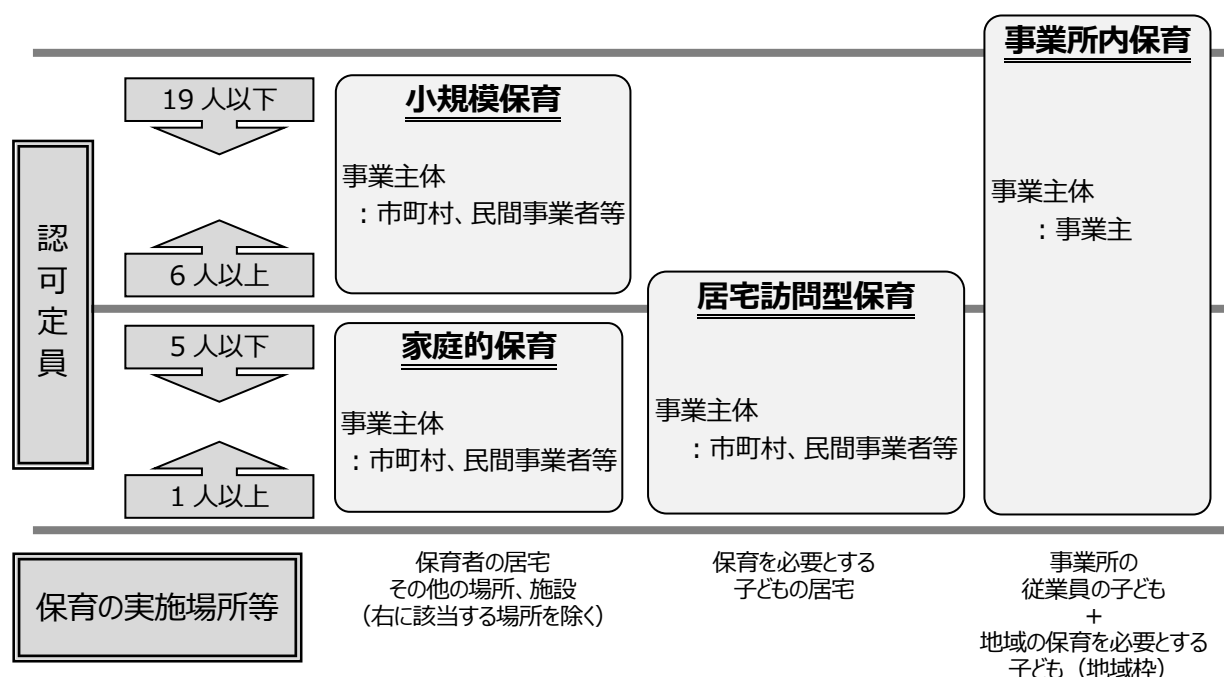
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。また、令和8年度より「乳児等通園支援事業」が新たに対象となります。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所（園）」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画として作成するものであり、西予市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、子ども育成支援事業の充実のほか、母子保健事業（母子保健計画を継承）、ひとり親への支援施策の展開など、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。なお、「子ども・子育て支援新制度」のはじまりに応じて、「関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）」に基づくものでもあります。

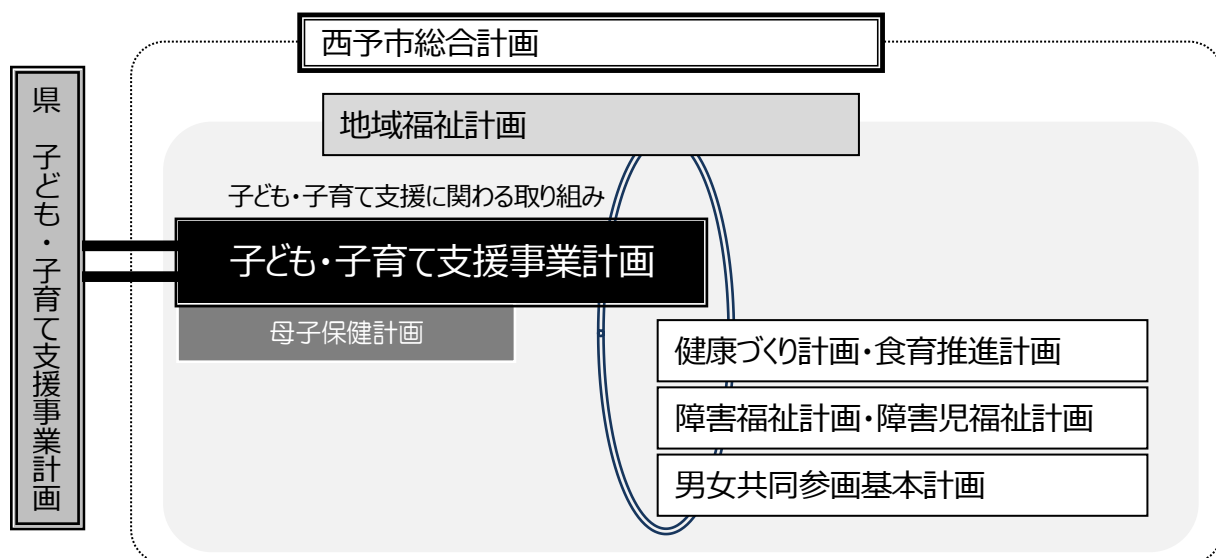
市の基本方針に関する上位計画である「西予市総合計画」や福祉分野の上位計画である「西予市地域福祉計画」を踏まえ、「西予市障害福祉計画」、「西予市障害児福祉計画」、「西予市男女共同参画基本計画」、「西予市住宅マスタープラン」、「西予市健康づくり計画」、「西予市ひとり親家庭等自立促進計画」などの分野別計画とも整合を図り、まちづくりの一環として、分野横断的に子ども・子育ての施策を充実させていくものとします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【諸計画の関係】

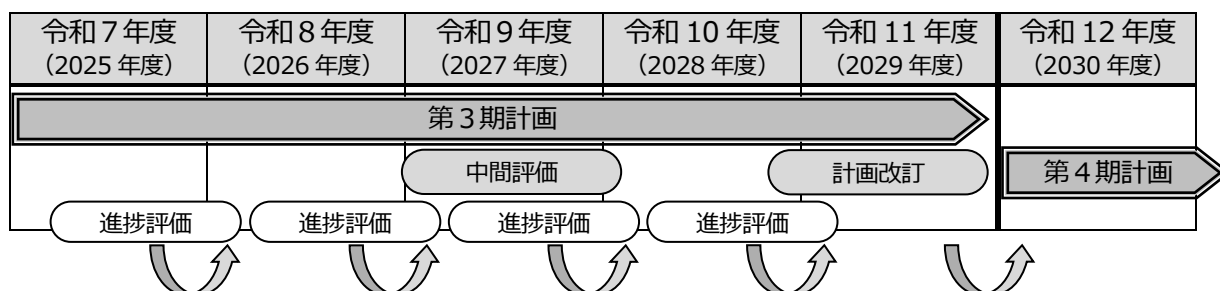


※平成 27 年度から母子保健計画の内容を継承しています

3. 計画の期間

本計画は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として見直しを行うこととします。



4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、西予市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ策定・検討しました。また、重要事項の各協議については、庁内関係課で協議を行い、子ども・子育て会議との調整・連携を図りました。

（１）西予市子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「西予市子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

（２）庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、関係課で協議し、計画内容の調整を行いました。

（３）ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

（４）パブリックコメントの実施

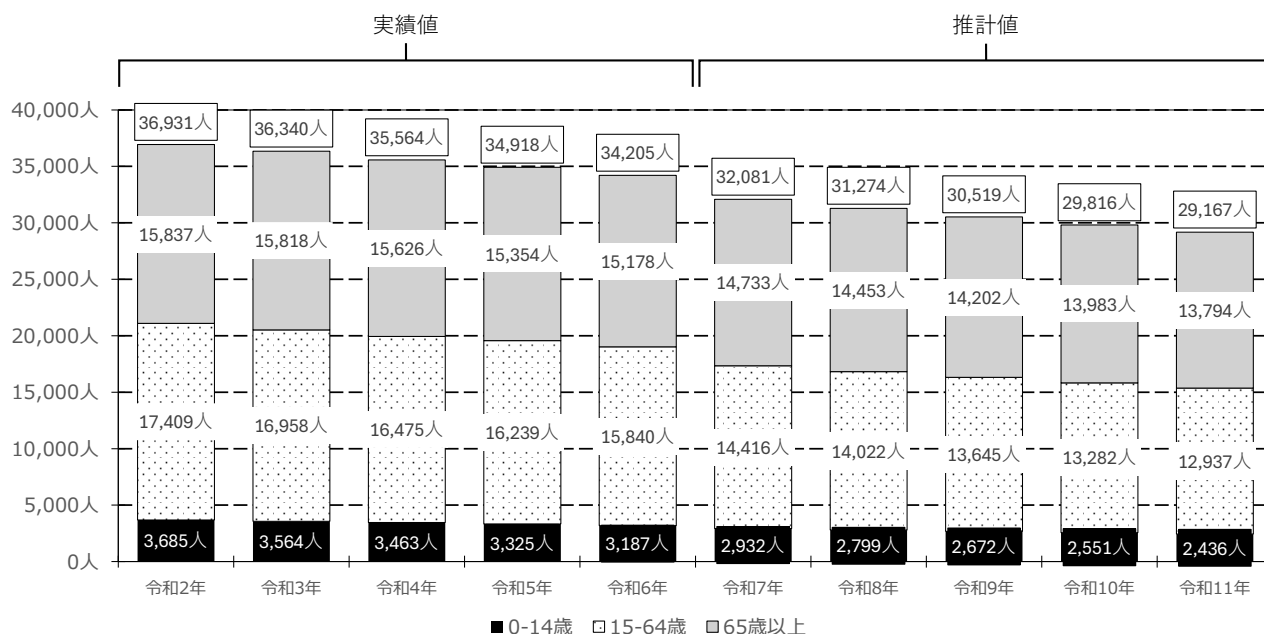
計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和7年2月18日（火）から、令和7年3月14日（金）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 本市の概況

(1) 人口の状況

① 総人口及び将来人口の推移

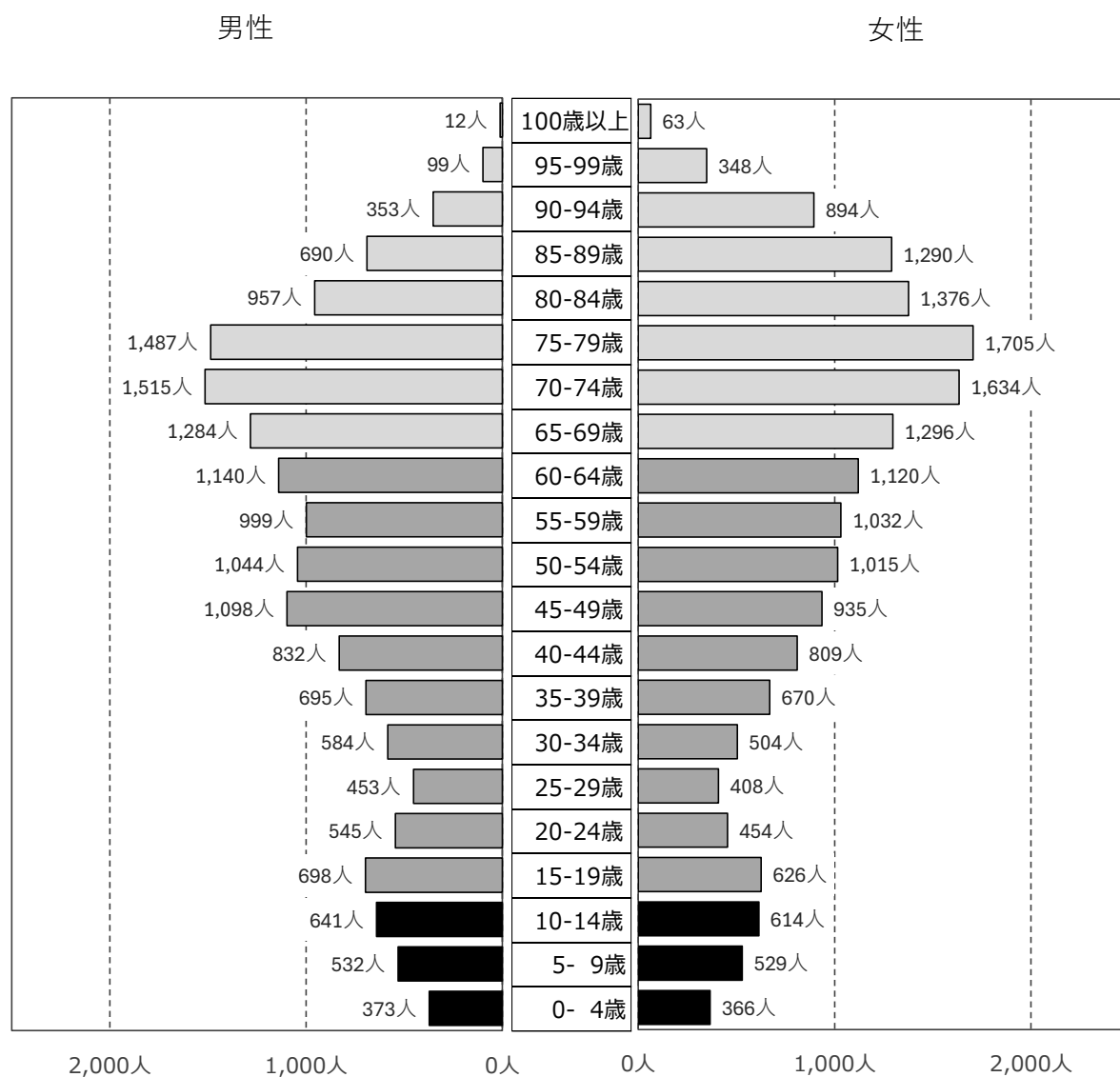


資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』、住民基本台帳により算出

総人口は減少傾向にあり、令和6年は34,205人となっています。年齢3区分別にみると、0-14歳人口、15-64歳人口、65歳以上人口ともに減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』の人口推移の傾向をもとに令和11年までの人口推計を行ったところ、いずれの年齢区分も減少傾向を続けるものと試算され、0-14歳人口は令和6年の3,187人から、令和11年には2,436人と751人の減少となっています。

②人口構成



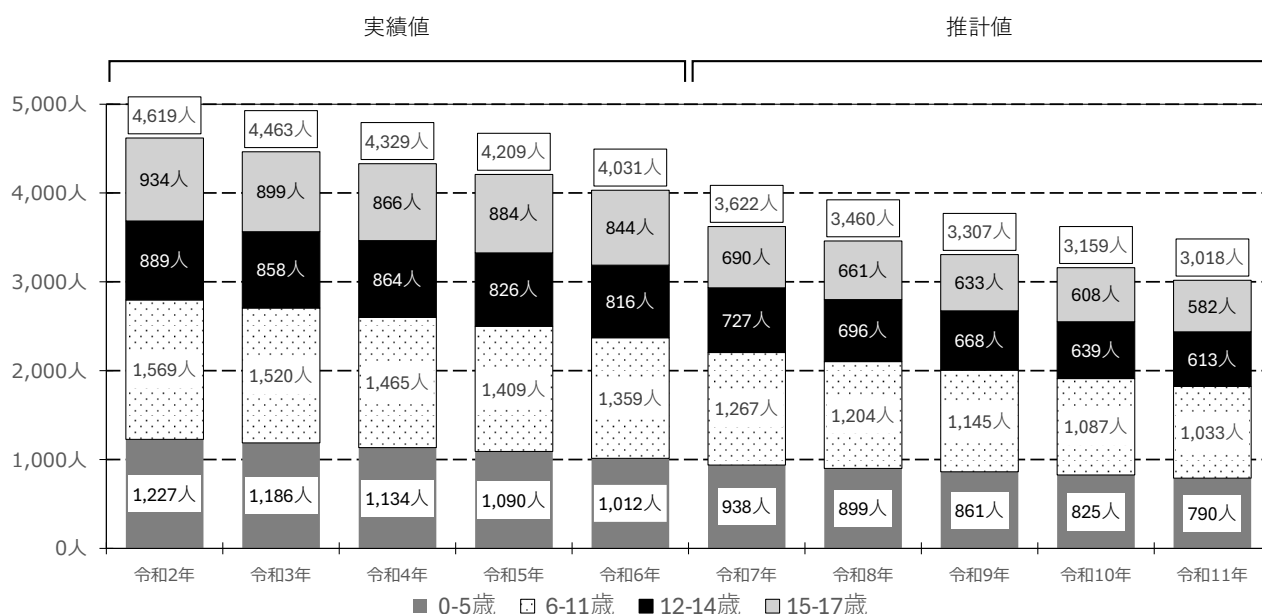
資料：住民基本台帳、令和7年1月1日現在

令和7年1月1日現在の男女別の人口構成をみると、男女とも15-19歳から20-24歳、25-29歳にかけて人数が減少しており、20代が市外に流出している状況がうかがえます。

男女とも64歳以下の年齢層で、年齢が下がるほど人数が少なくなっており、中期的には高齢者人口も減少していくことが考えられ、今後、子どもを生み育てる可能性の高い20代、30代も他の年齢層に比べて人数が少ないことから、人口の自然増は考えにくく、全年齢層での人口減少も懸念されます。

子どもの数も自然増が期待しにくく、子どもと子育て世代を支える地域全体の人口も減少していくことが考えられます。

③18 歳未満人口及び将来人口の推移



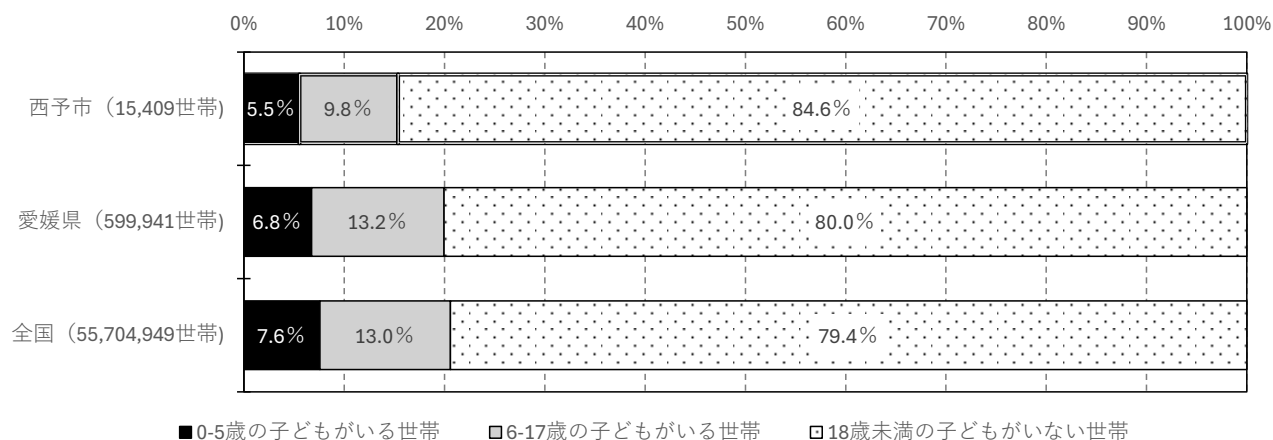
資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』、住民基本台帳により算出

18 歳未満人口は減少傾向にあり、今後も同様に減少していくものと推計されています。

令和 11 年の推計をみると、就学前児童に相当する 0 - 5 歳人口、小学校児童に相当する 6 - 11 歳人口、中学校生徒に相当する 12 - 14 歳はそれぞれ令和 6 年の水準の 78%程度、76%程度、75%程度まで減少するものと試算されています。

(2) 子どもがいる世帯の状況

①18歳未満の子どもがいる世帯の割合

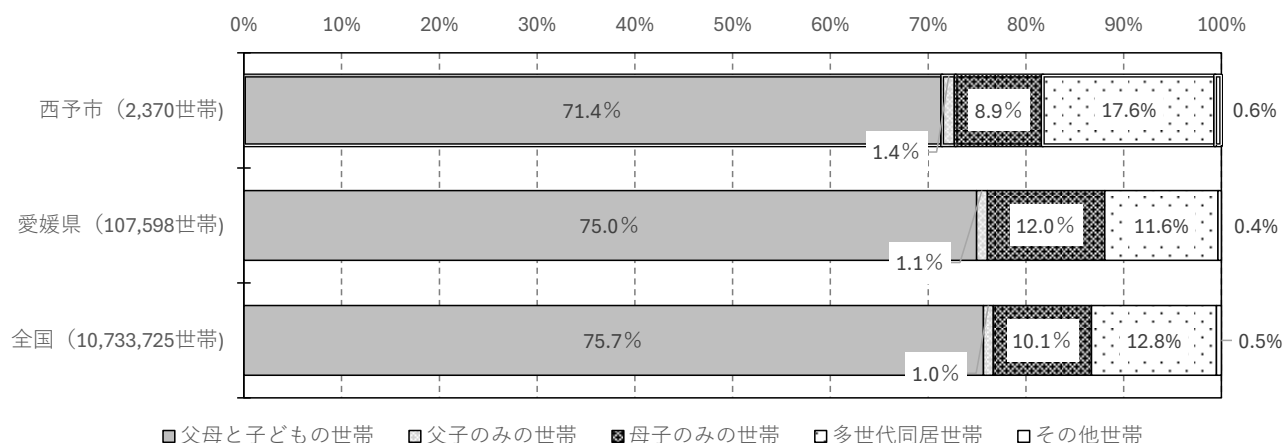


資料：国勢調査（令和2年）

本市の0-5歳の子どもがいる世帯の割合は5.5%で、全国平均の7.6%や愛媛県平均の6.8%よりも低い水準となっています。

6-17歳の子どもがいる世帯とあわせると、本市の18歳未満の子どもがいる世帯の割合は15.3%で、全国平均（20.6%）や県平均（20.0%）よりもやや低くなっています。

②18歳未満の子どもがいる世帯の種類



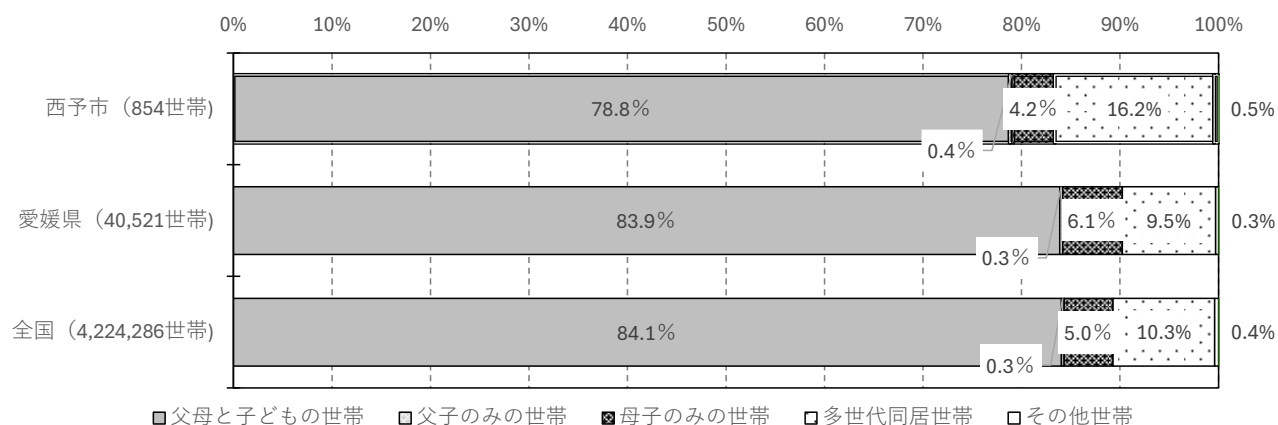
資料：国勢調査（令和2年）

18歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本市では71.4%が父母と子どもの世帯となっており、17.6%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっています。

全国や愛媛県の平均と比べると、父母と子どもの世帯の割合はやや低く、多世代同居世帯（祖父母等との同居）の割合がやや高くなっています。

父親のみの世帯、母親のみの世帯をあわせたり親家庭は10.3%で、愛媛県平均の13.1%や全国の11.1%よりもやや低くなっています。

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の種類



資料：国勢調査（令和2年）

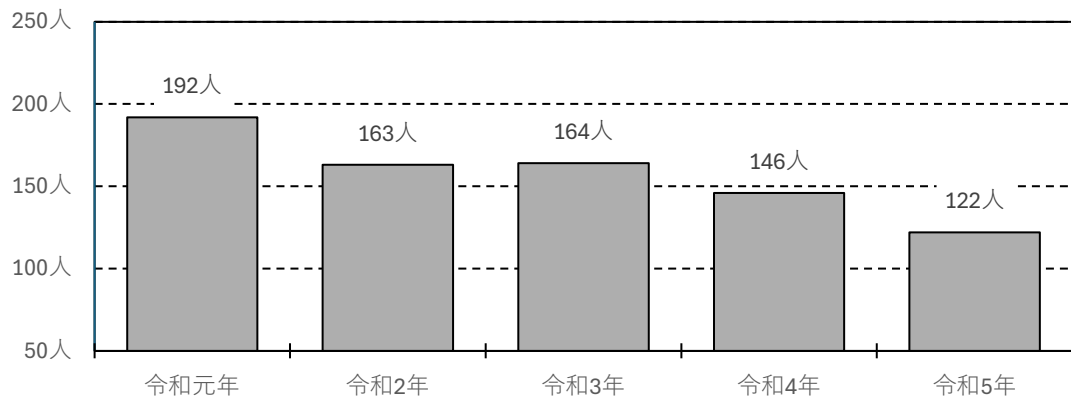
6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本市では78.8%が父母と子どもの世帯となっており、16.2%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっています。

全国や愛媛県の平均と比べると、父母と子どもの世帯の割合は低く、多世代同居世帯（祖父母等との同居）の割合が高くなっています。

父親のみの世帯、母親のみの世帯をあわせたひとり親家庭は4.6%で、愛媛県平均の6.4%や全国の5.3%よりもやや低くなっています。

(3) 出生の状況

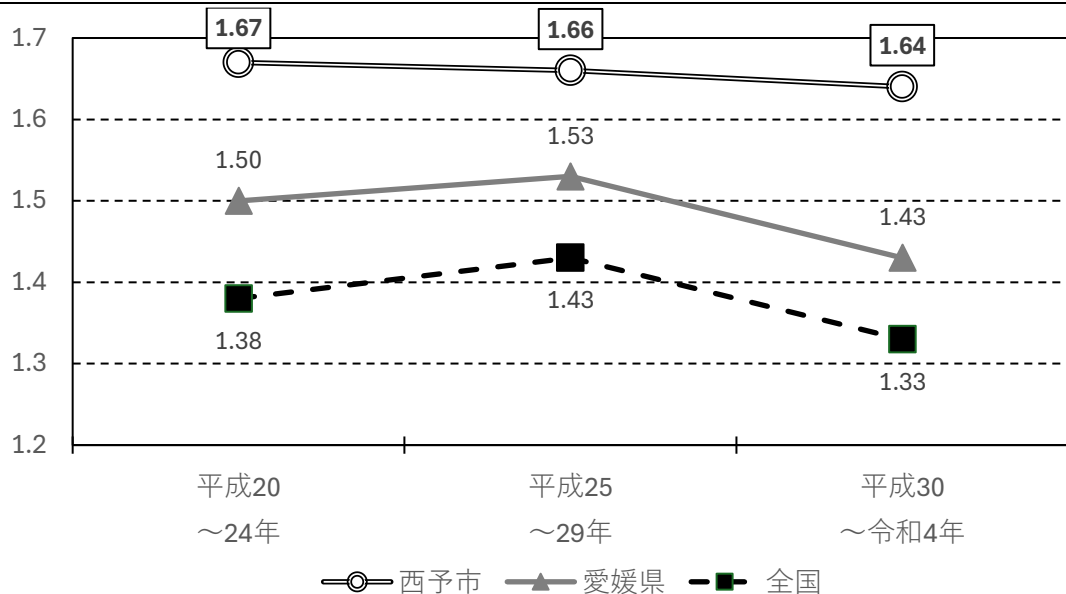
①出生数の推移



資料：市統計資料

出生数は令和元年では 192 人となっていました、令和 5 年では 122 人となっており減少傾向にあります。

②合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

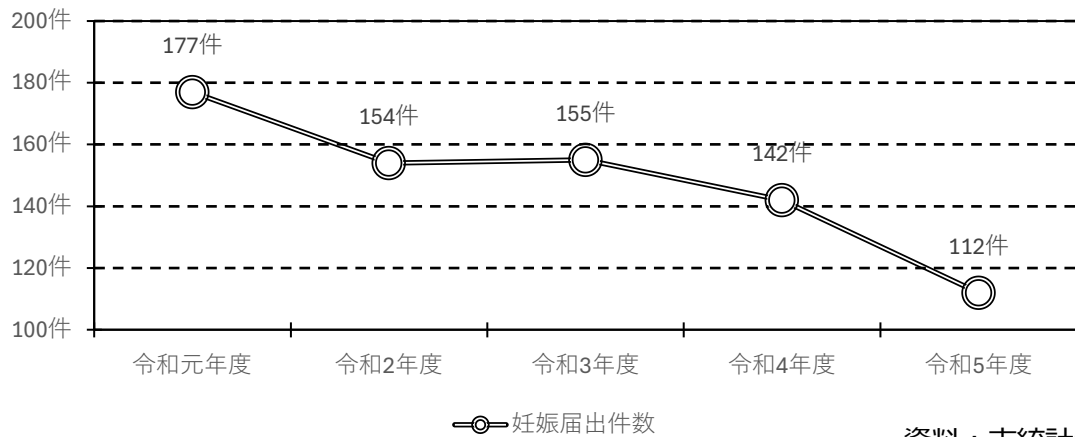
本市の合計特殊出生率は、愛媛県や全国と比べるとやや高い水準にあるものの、愛媛県と全国が減少傾向にあるのに対して、本市ではほぼ横ばいの推移となっております。

合計特殊出生率：「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するが、本統計においては、5 歳階級別の出生数及び女性の日本人人口で算出している。

(4) 母子保健の状況

① 妊娠届出の状況

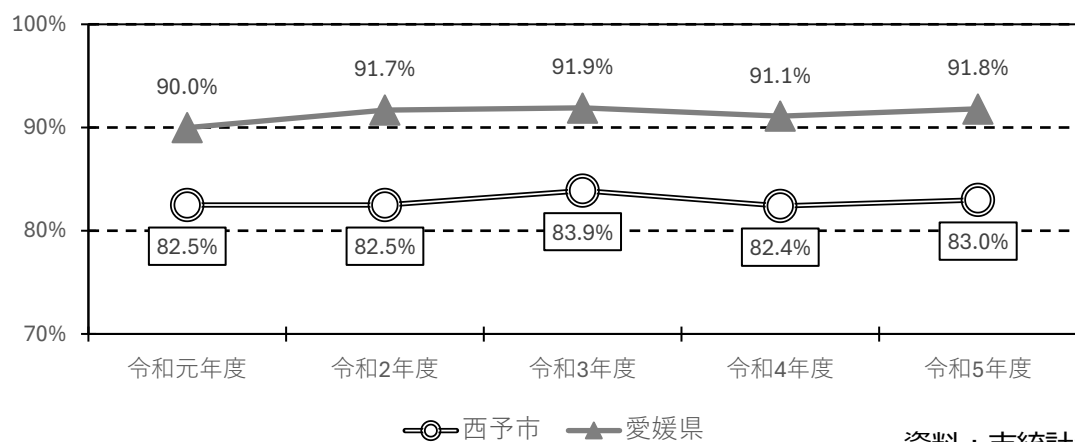
■ 妊娠届出件数



資料：市統計資料

妊娠届出件数は減少傾向にあります。令和4年から150件を下回っており、令和5年では112件です。

■ 妊娠11週以下での妊娠の届出率

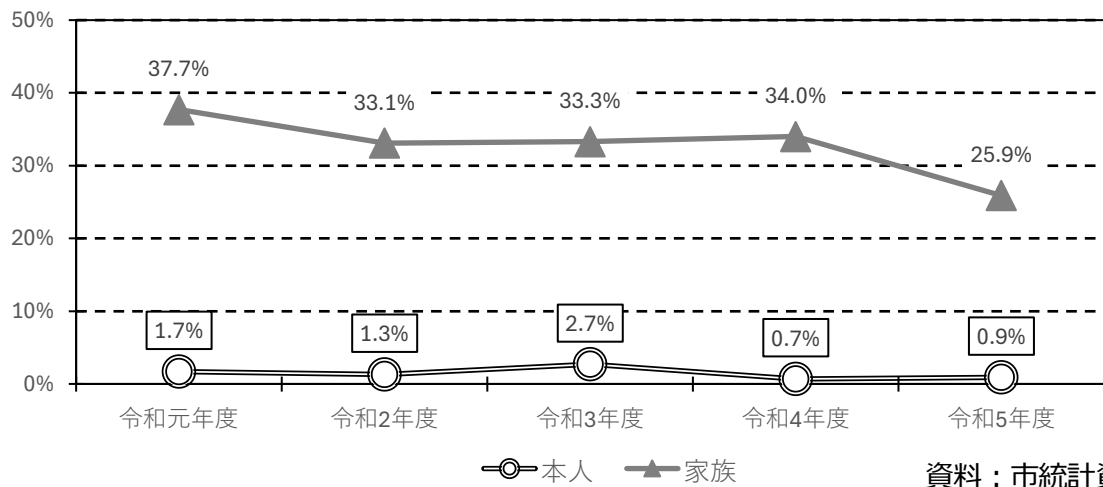


資料：市統計資料

健やか親子21では、妊娠11週以下での届出を推奨しています。西予市内には産科がなく、産科受診は早期でも届出は遅くなる傾向にあります。愛媛県と比較しても低い届出率となっています。

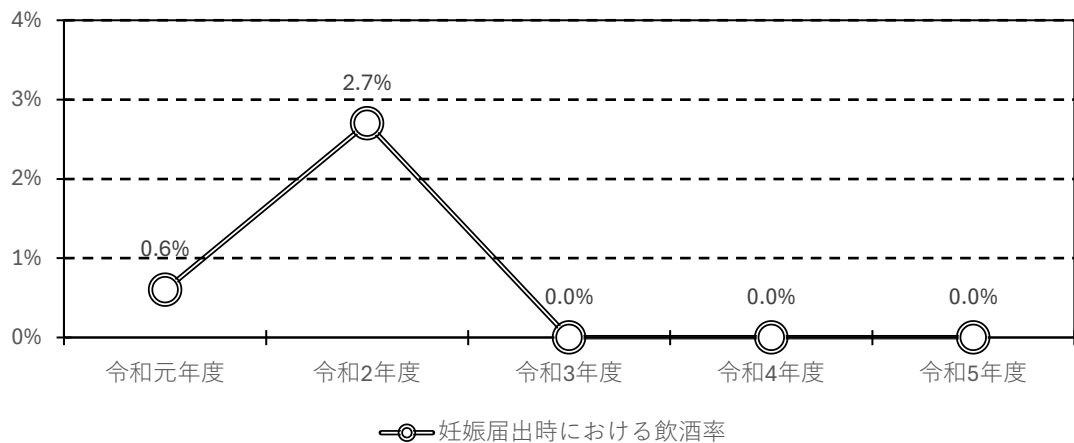
②妊娠届出時の喫煙、飲酒の状況

■妊娠届出時における喫煙率



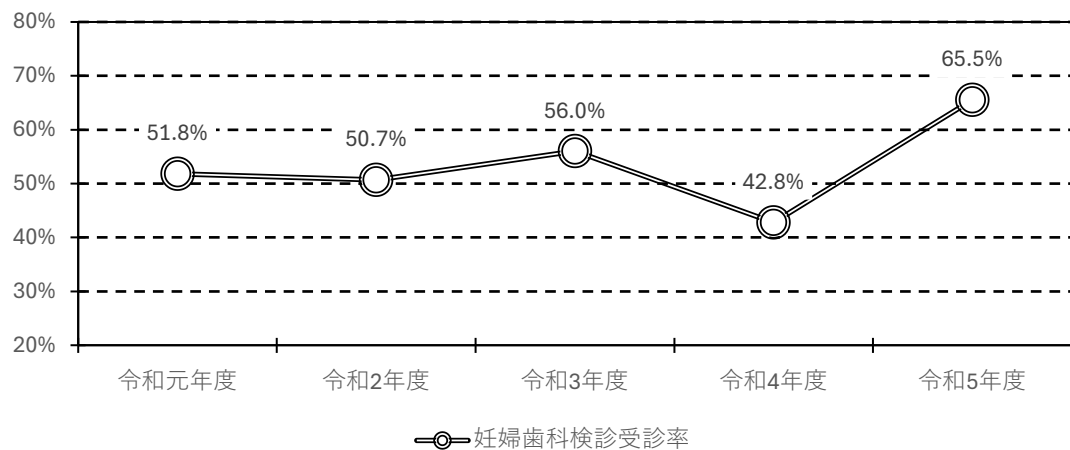
家族の喫煙率と本人の喫煙率はともに横ばいでしたが、家族の喫煙率は令和5年度には減少しています。

■妊娠届出時における飲酒率



飲酒率は令和3年度以降、0%で推移しています。。

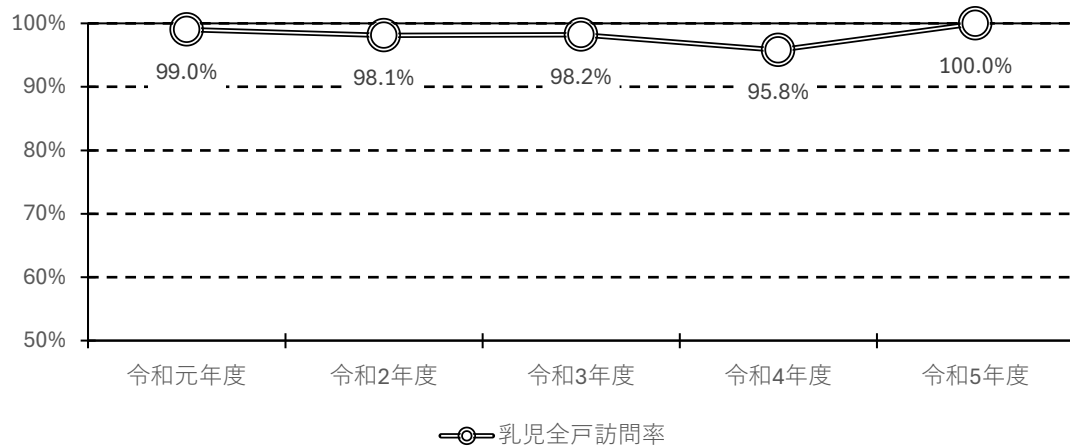
③妊婦歯科健診受診率



資料：市統計資料

平成 26 年度から平成 30 年度の間は 40%～50%の間で推移していましたが、令和 5 年度には受診率が増加しています。対象者の中には、すでに治療中の方や市外の歯科医院を受診する方もあり、受診券を利用しない場合もあります。

④乳児全戸訪問率

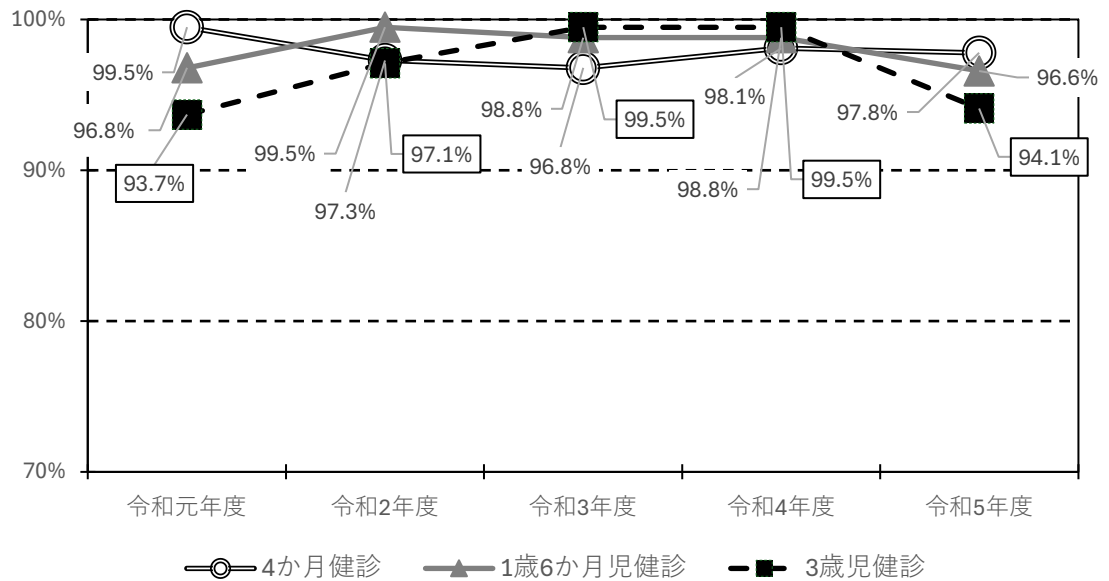


資料：市統計資料

ほぼ全数訪問できています。訪問できなかった家庭についても、相談等で把握を行っています。

⑤乳幼児健診の状況

■乳幼児健診受診率



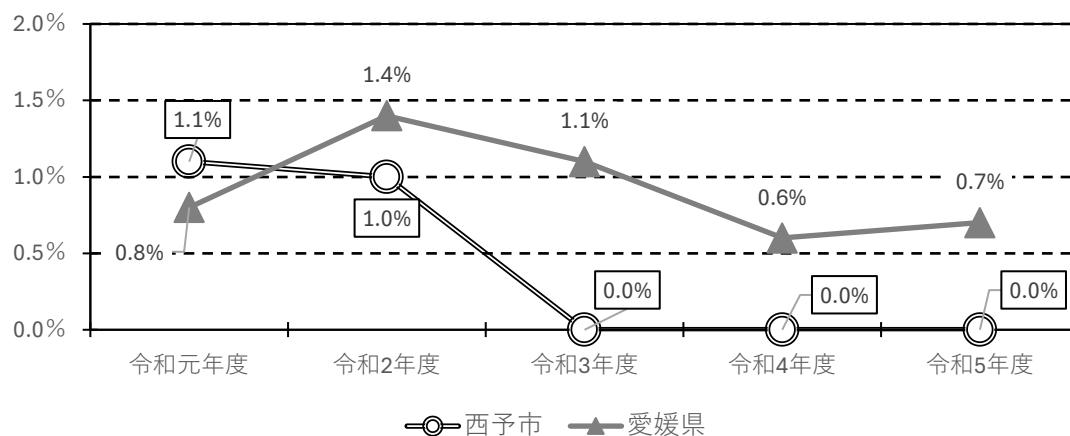
資料：市統計資料

乳幼児健診の受診率は 95～100%の間で推移しています。未受診の場合、次年度に受診している場合もあり、受診率が低くなっている年があります。

未受診者は保護者に連絡を取り状況把握を行い、必要時、保育園や他課と連携を取っています。

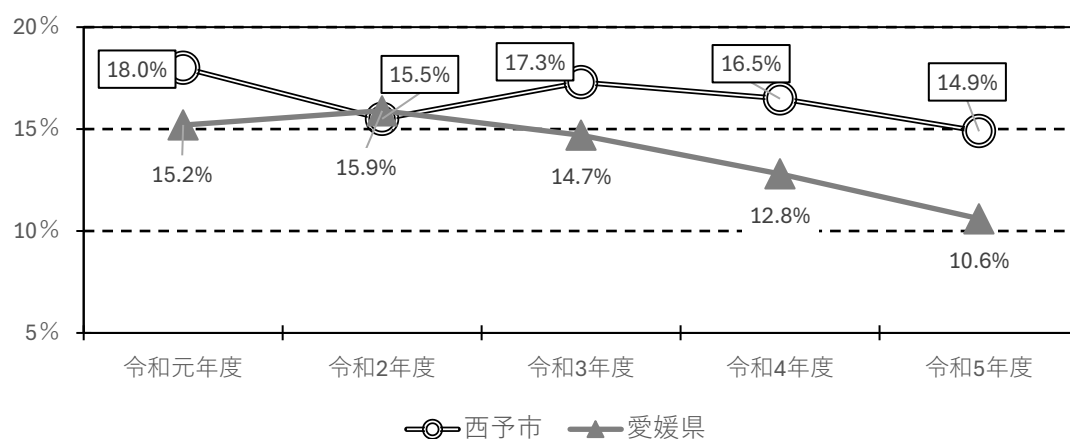
■むし歯保有率

○むし歯保有率（1歳6か月児健診）



資料：市統計資料

○むし歯保有率（3歳児健診）

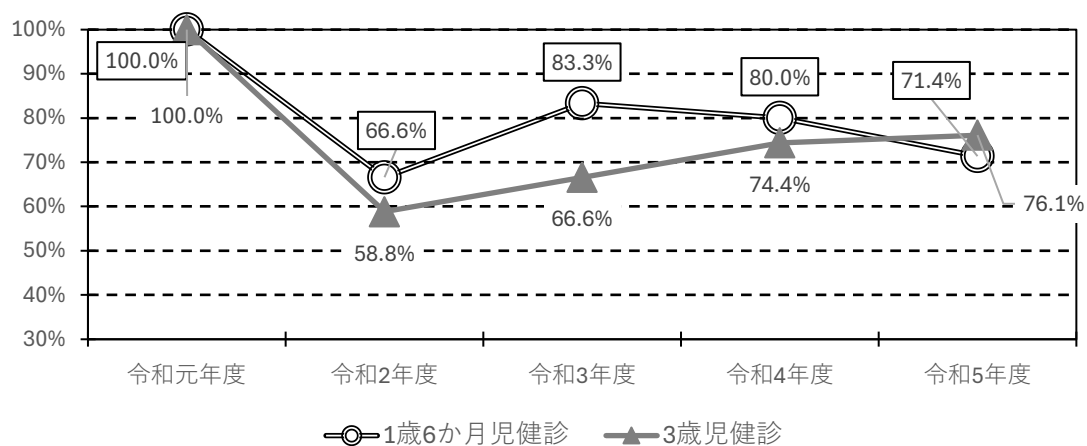


資料：市統計資料

1歳6か月児健診のむし歯保有率は令和3年度から0%になっており、県平均より低くなっています。

3歳児健診では令和元年度より約3ポイント減少していますが、横ばいとなっており、県平均より高い水準となっています。妊婦妊娠届け出時の歯科指導の実施等妊娠期から乳幼児期を通じてむし歯予防の取り組みを行っています。

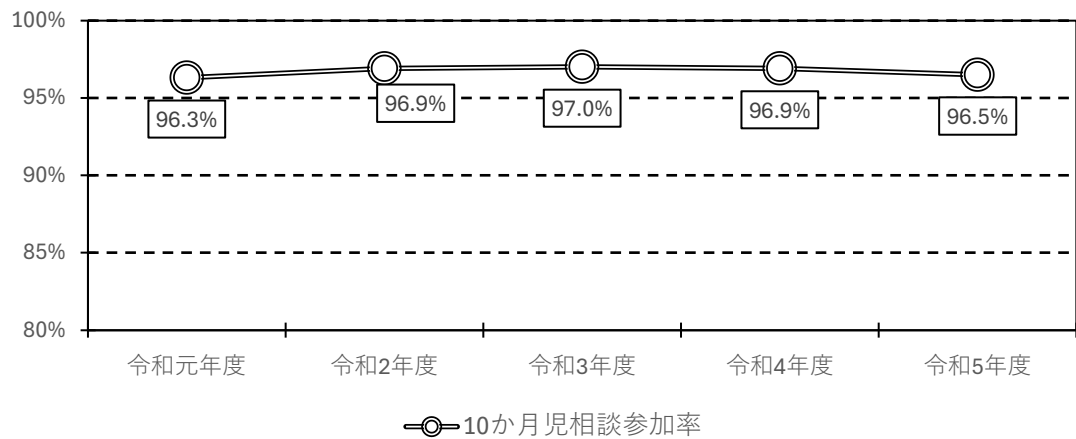
■ 幼児健診精密検査受診率



資料：市統計資料

精密検査受診率については要精密検査者数が少ないため、年度によってばらつきがあります。要精密検査者には後日、受診確認を行っており、未受診の場合は受診勧奨を行っています。

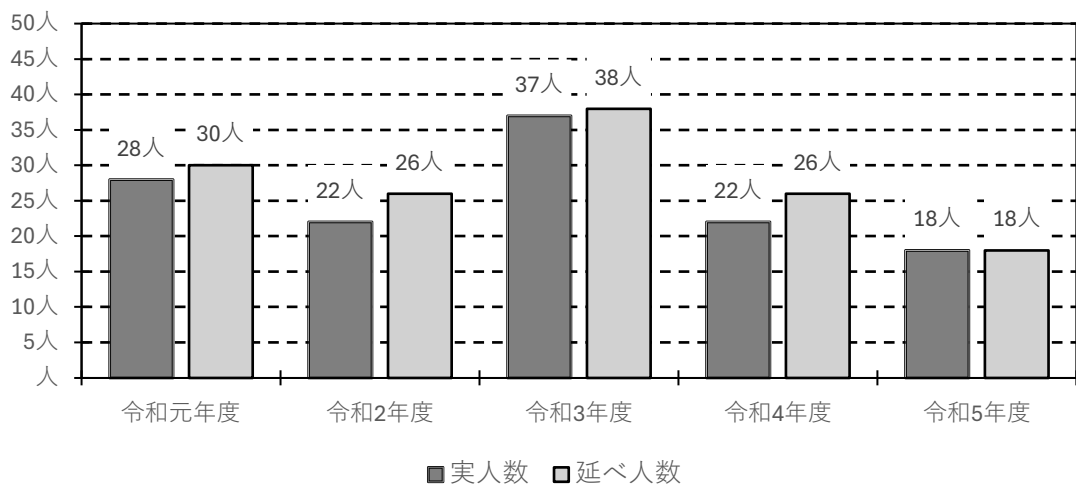
⑥10 か月児相談参加率



資料：市統計資料

毎年 95%以上の参加率があります。参加されなかった方には、個別に対応しています。

⑦かかり相談（発達相談）件数

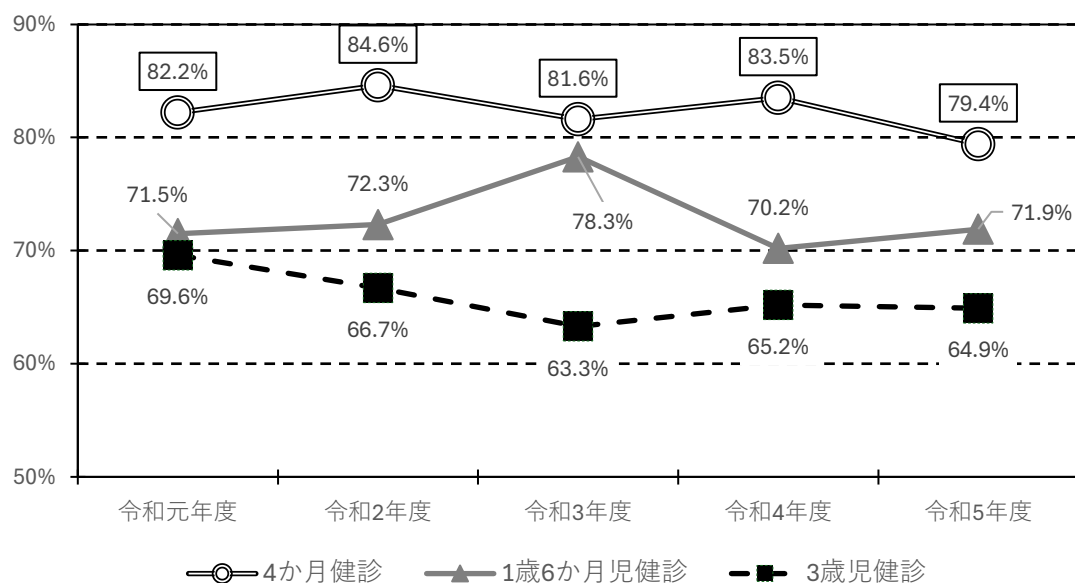


資料：市統計資料

相談者はやや減少傾向です。主治医等の勧めにより直接専門医療機関を受診するケースもあります。

⑧乳幼児健診アンケート調査の結果

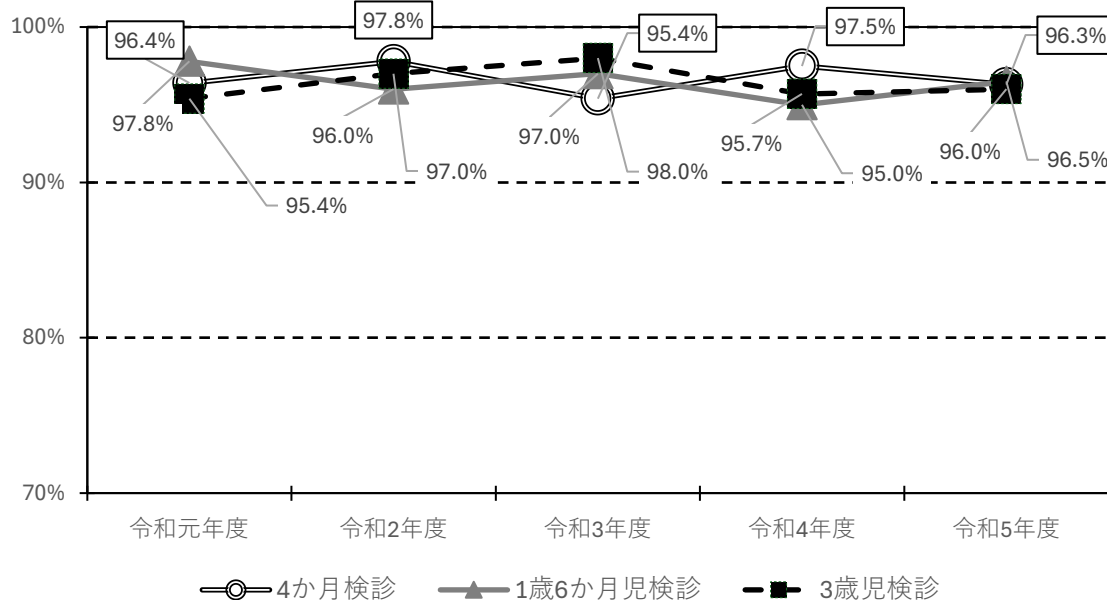
■ 育児が楽しいと感じる人の割合



資料：市統計資料

子どもの年齢が上がるにつれて、育児を負担に思う割合は増加しています。子どもの年齢が上がり、自我が芽生えて自己主張も強くなってくることや、保護者の就労で時間的な余裕がないことも考えられます。

■ 身近な相談相手のいる人の割合

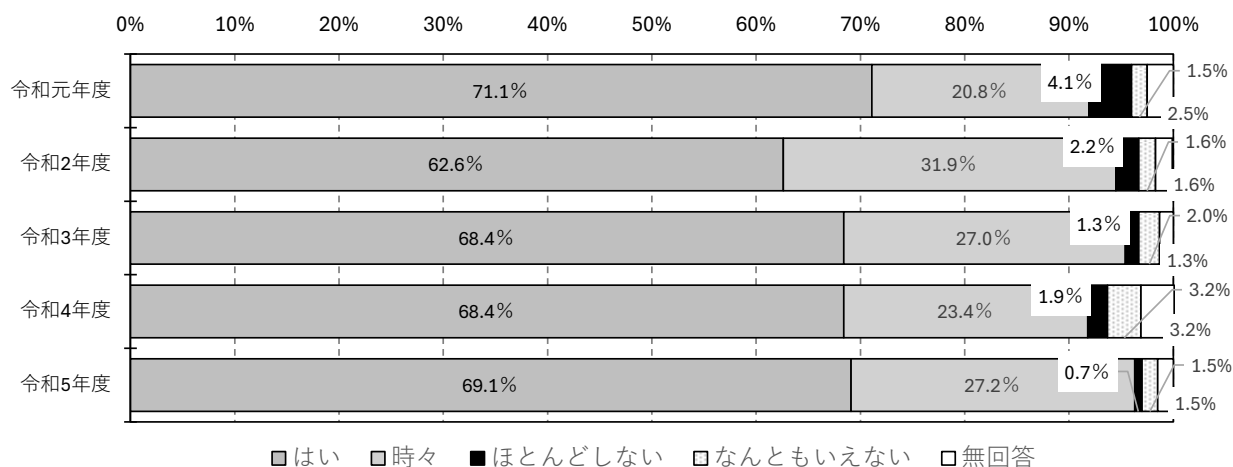


資料：市統計資料

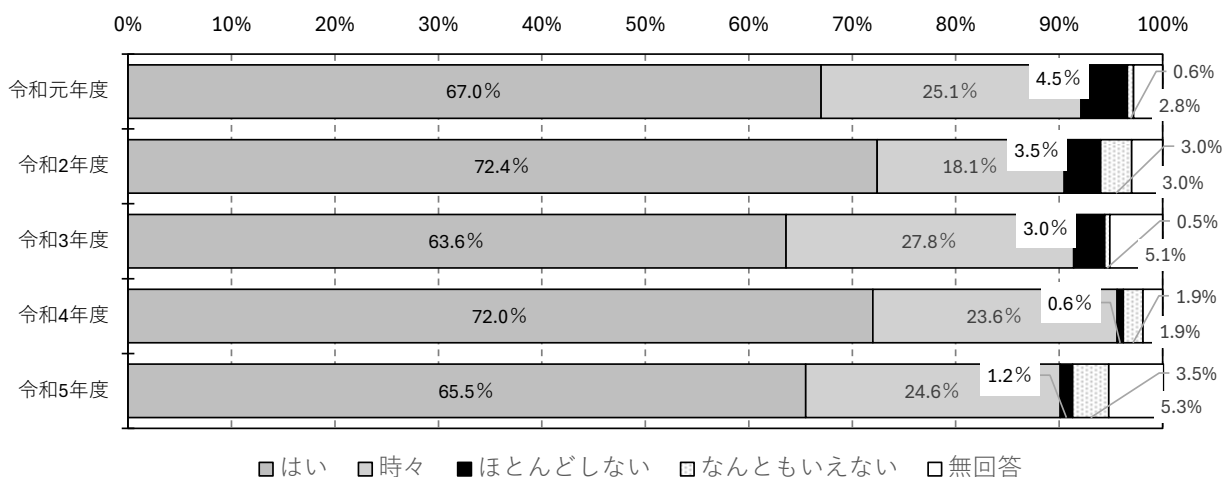
どの健診でも9割以上の方が相談相手がいると回答しています。相談相手がいないと回答した方には健診にて個別対応して支援を行っています。

■父親の育児の協力

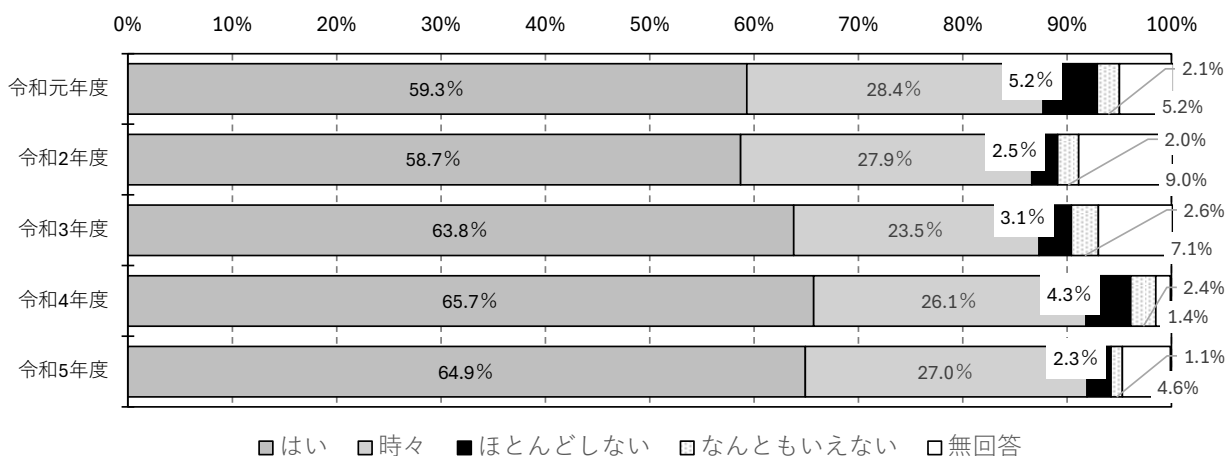
< 4 か月児健診 >



< 1 歳 6 か月児健診 >



< 3 歳児健診 >

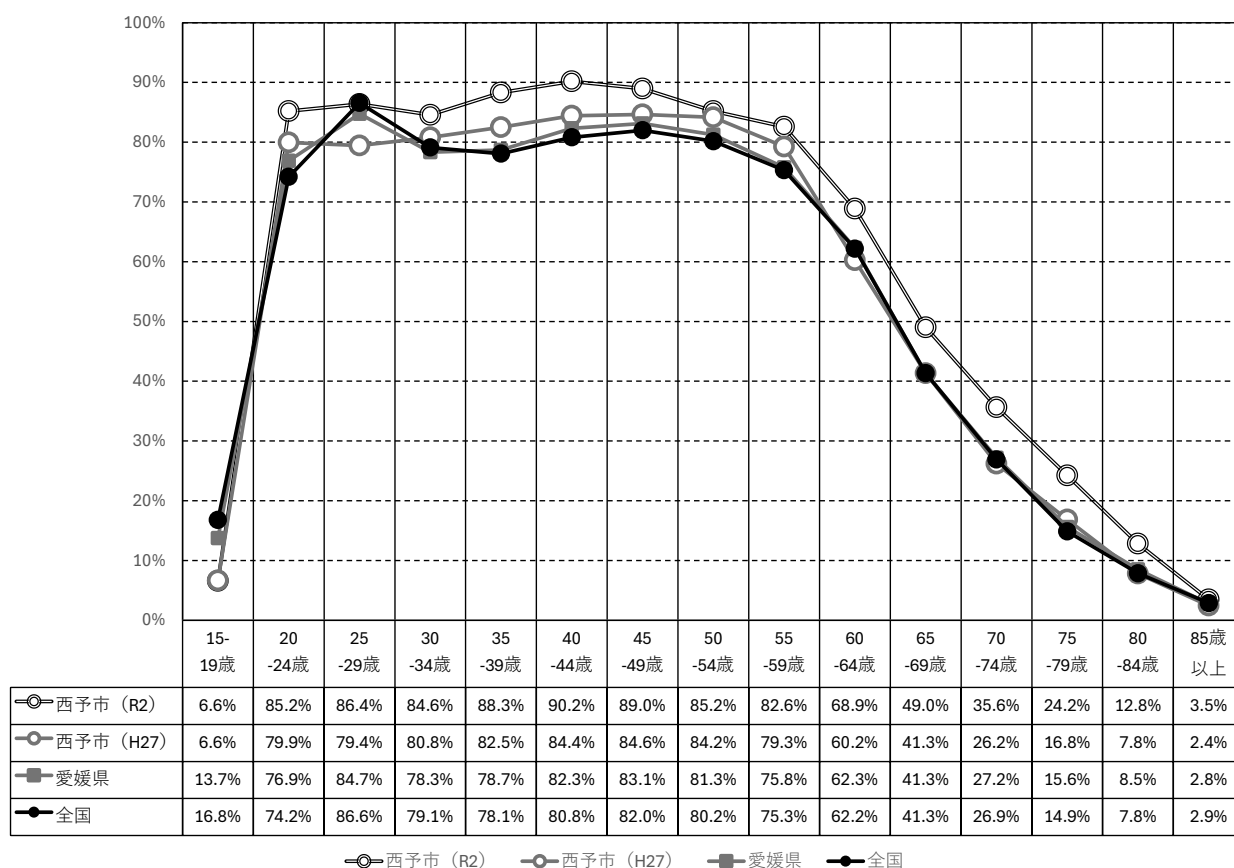


資料：市統計資料

育児協力は児の年齢が高くなるにつれてはいと答えた人が少なくなっています。令和元年度に比べると令和5年度の方が「ほとんどしない」の回答は減少傾向です。

※令和元年度のみ「ほとんどしない」は「いいえ」の質問項目

(5) 女性の労働力率の状況



資料：国勢調査（令和2年、平成27年）

女性の労働力率をみると、本市では20歳以降、ほぼ横ばいに推移し、44歳にかけてゆるやかに上昇していく、台形の形となっています。

平成27年時に比べると、20歳以降の労働力率は上昇し、50歳以降の労働力率はやや減少しています。

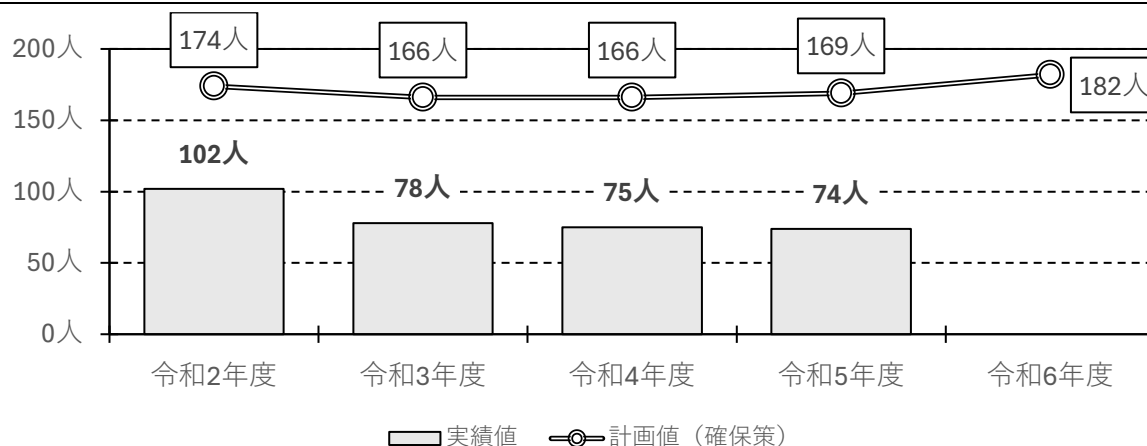
愛媛県や全国では30-34歳、35-39歳で労働力率がいったん低下するM字カーブの傾向を示しておりますが、本市では20歳以降の労働力率が県や全国よりも全般的に高くなっています。

2. 教育・保育事業の進捗状況

(1) 教育・保育事業の利用状況

令和6年度の事業実績については、まだ年度途中のため、空欄となっています。

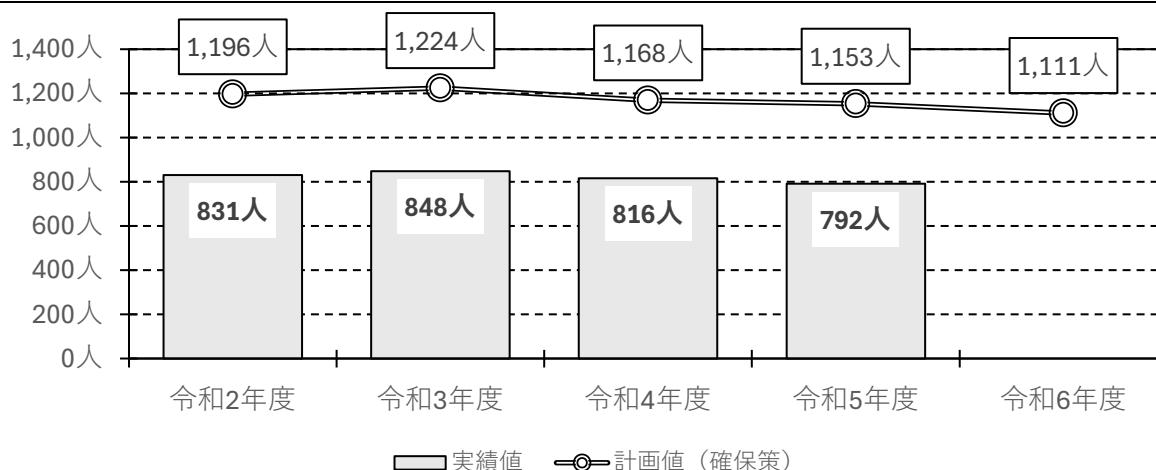
①教育利用での利用状況



資料：市統計資料

特定教育・保育施設における教育利用の状況（3～5歳で1号認定）をみると、第2期計画における計画値は170人前後となっていますが、実績値は計画値よりも低い水準で推移しており、令和2年度の102人をピークに以降は減少傾向となっています。

②保育利用での利用状況



資料：市統計資料

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における保育利用の状況（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）をみると、第2期計画における計画値は1,000人台と見込んでいましたが、実績値は約800人台と、計画値をやや下回る水準で推移しています。

③教育・保育事業の進捗評価

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育利用	計画値（確保策）	174人	166人	166人	169人	182人
	実績値	102人	78人	75人	74人	－
	達成率	58.6%	47.0%	45.2%	43.8%	－
保育利用	計画値（確保策）	1,196人	1,224人	1,168人	1,153人	1,111人
	実績値	831人	848人	816人	792人	－
	達成率	69.5%	69.3%	69.9%	68.7%	－

資料：市統計資料

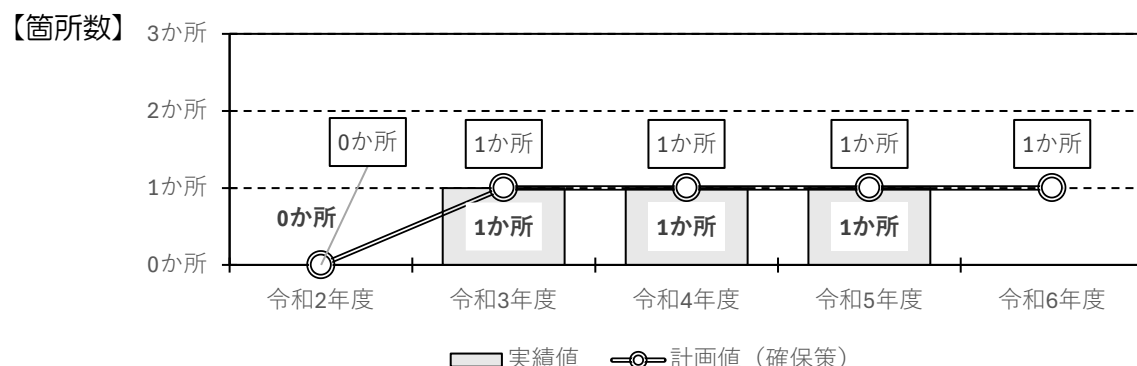
教育利用、保育利用ともに、第2期計画の計画値よりも利用実績は低い水準で推移しています。

幼稚園の認定こども園移行や地域型保育事業所新設に伴い、令和3年度に教育利用は減少、保育利用は増加していますが、その後はどちらも減少傾向にあります。

(2) 法定事業の利用状況

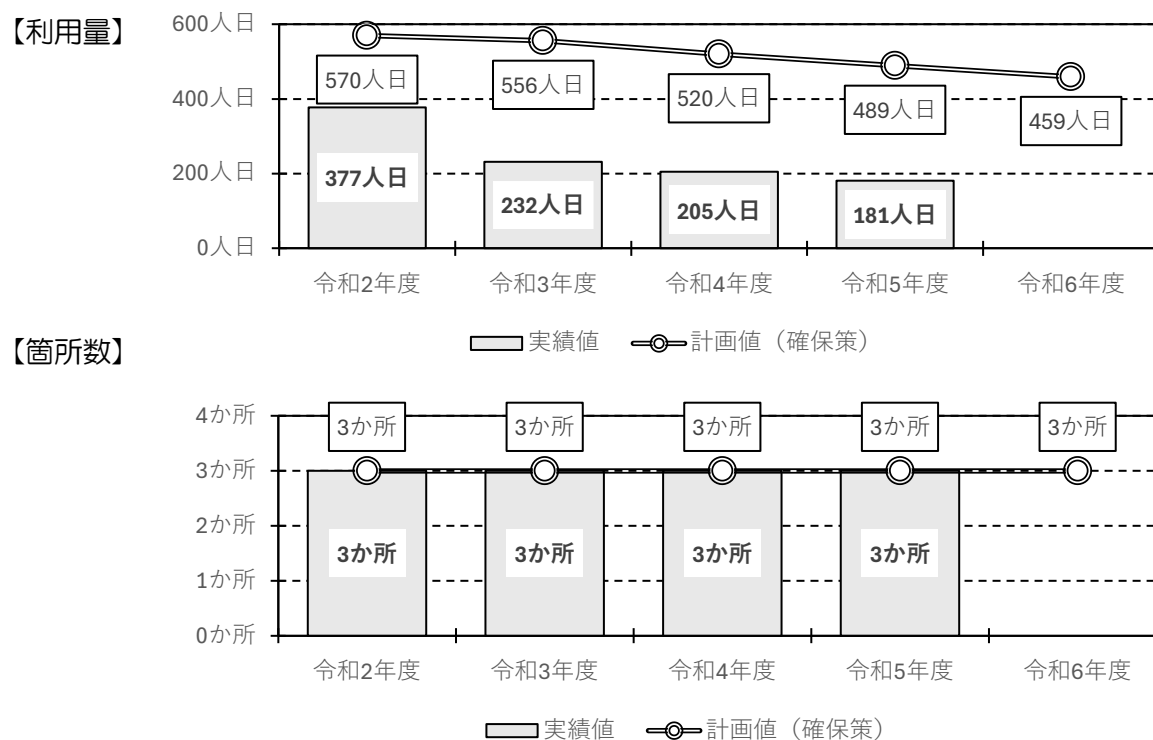
令和6年度の事業実績については、まだ年度途中のため、空欄となっています。

①利用者支援事業



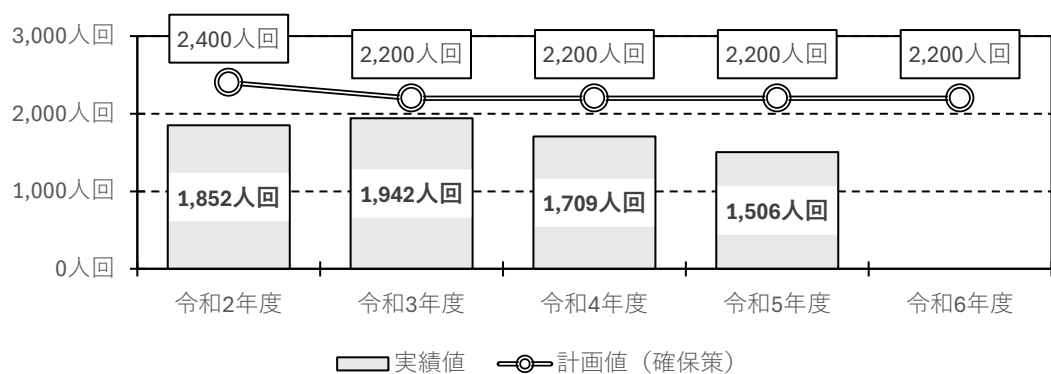
令和3年4月から子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業（母子保健型）を開始しました。令和6年4月から子育て世代包括支援センターと西予市福祉総合相談センターの子ども子育てに関する機能及び子育て支援課の要保護児童対策地域協議会の機能を一体化し、西予市こども家庭センターを設置。利用者支援事業（母子保健型）から（こども家庭センター型）へ移行しました。

②地域子育て支援拠点事業



地域子育て支援拠点事業については、平成30年度から3か所での事業提供を実施しており、第2期計画では令和2年度計画値を570人日として設定していましたが、利用実績は令和2年度の377人日をピークに減少傾向にあります。

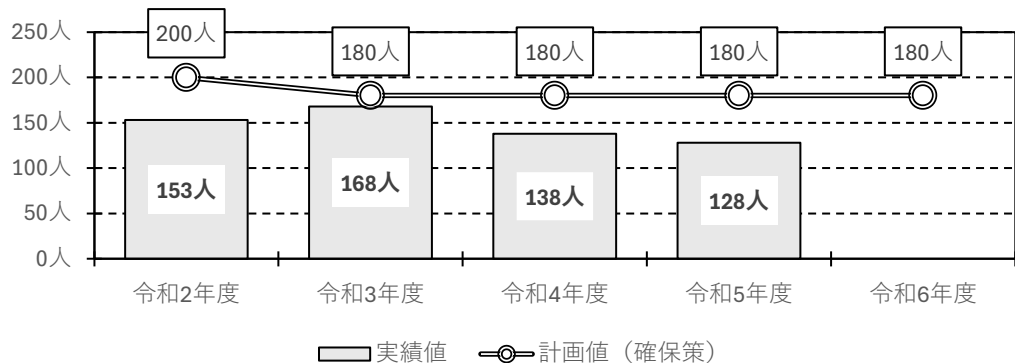
③妊婦健康診査事業



資料：市統計資料

妊婦健康診査事業については、2,200 人回を見込んでいましたが、出生数の減少に伴い、実績値は減少しております。早期に妊娠届を提出することで、適正な妊婦健診ができております。また、受診票交付時に妊婦健診の必要性について説明し受診を勧めています。

④乳児家庭全戸訪問事業

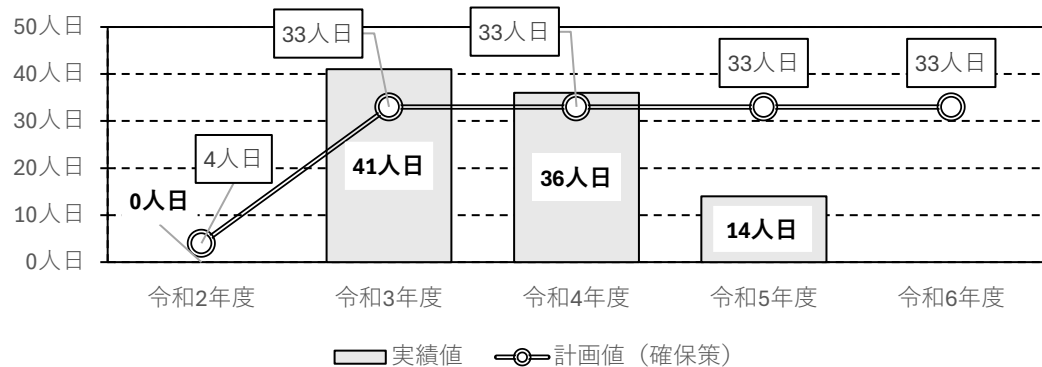


資料：市統計資料

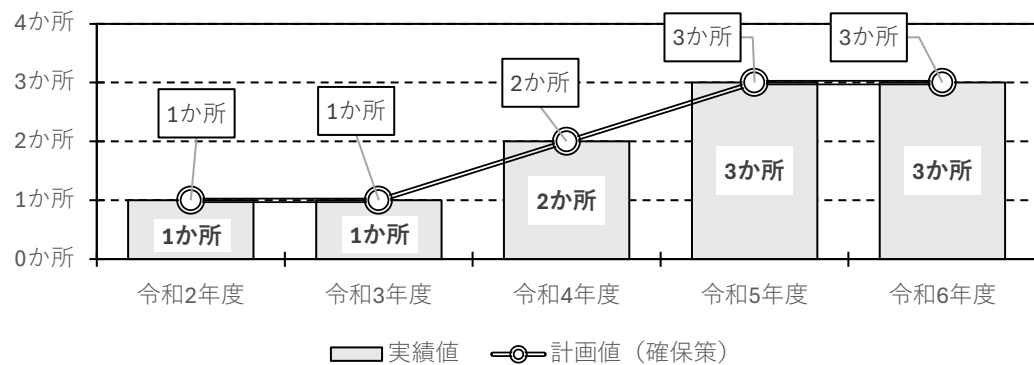
乳児家庭全戸訪問事業については、180 人前後の利用を見込んでいましたが、出生数の減少により実績値は減少しています。新生児訪問と合わせて保健師が全戸訪問するようにしており、今後も継続して実施します。

⑤子育て短期支援事業

【利用量】



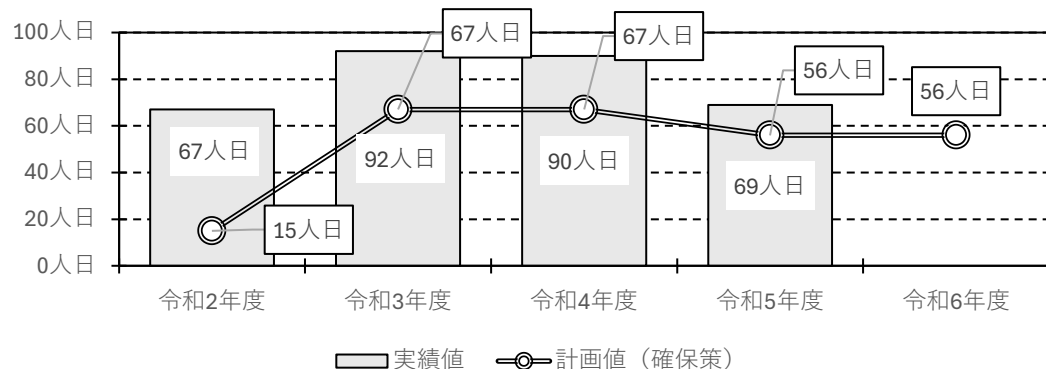
【箇所数】



資料：市統計資料

子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）については、令和5年度から、市内2カ所、市外1カ所で事業提供を行っており、提供に必要な基盤整備ができています。利用については、利用状況により変動があります。

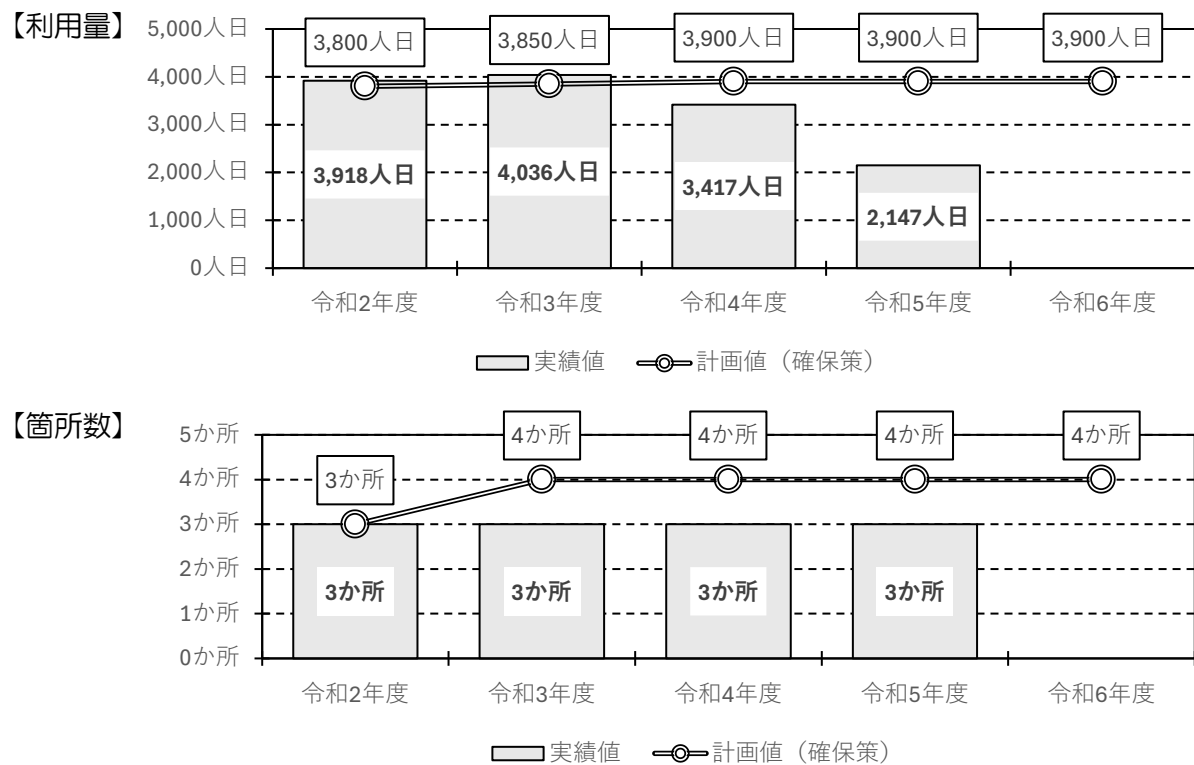
⑥ファミリー・サポート・センター事業



資料：市統計資料

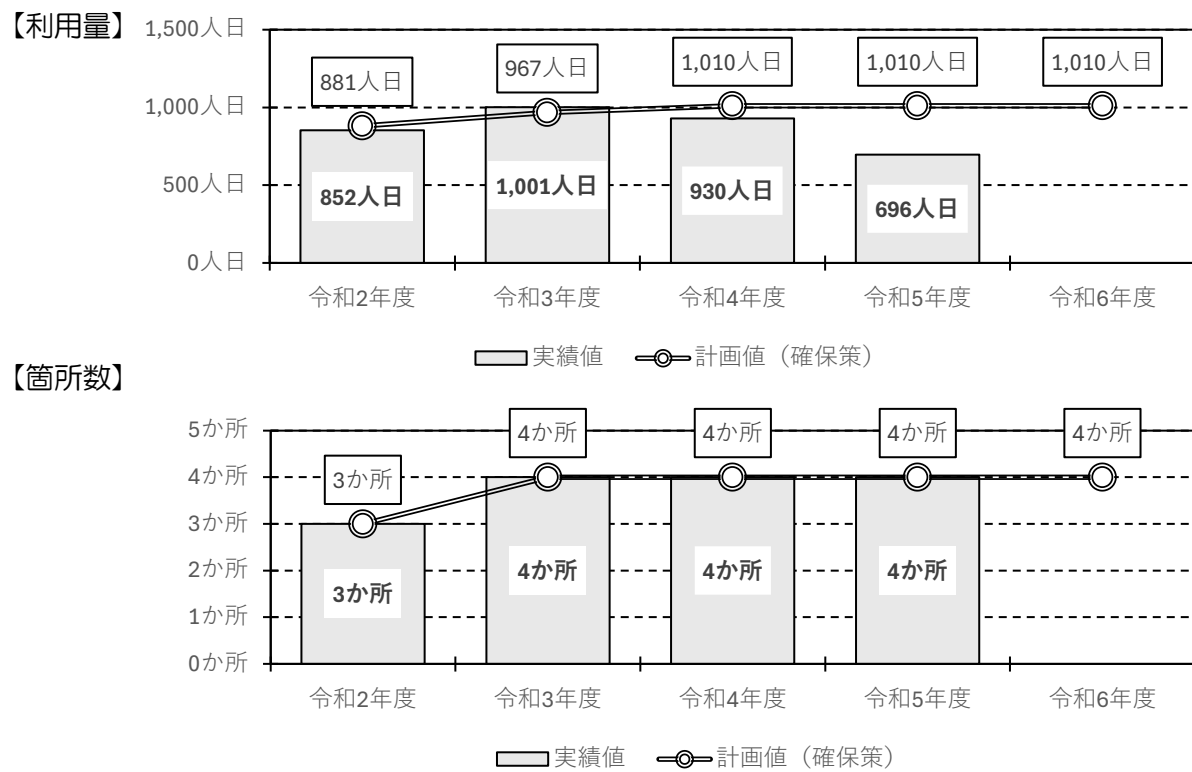
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、第2期計画においては利用実績が計画値を上回る水準となっています。

⑦幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）



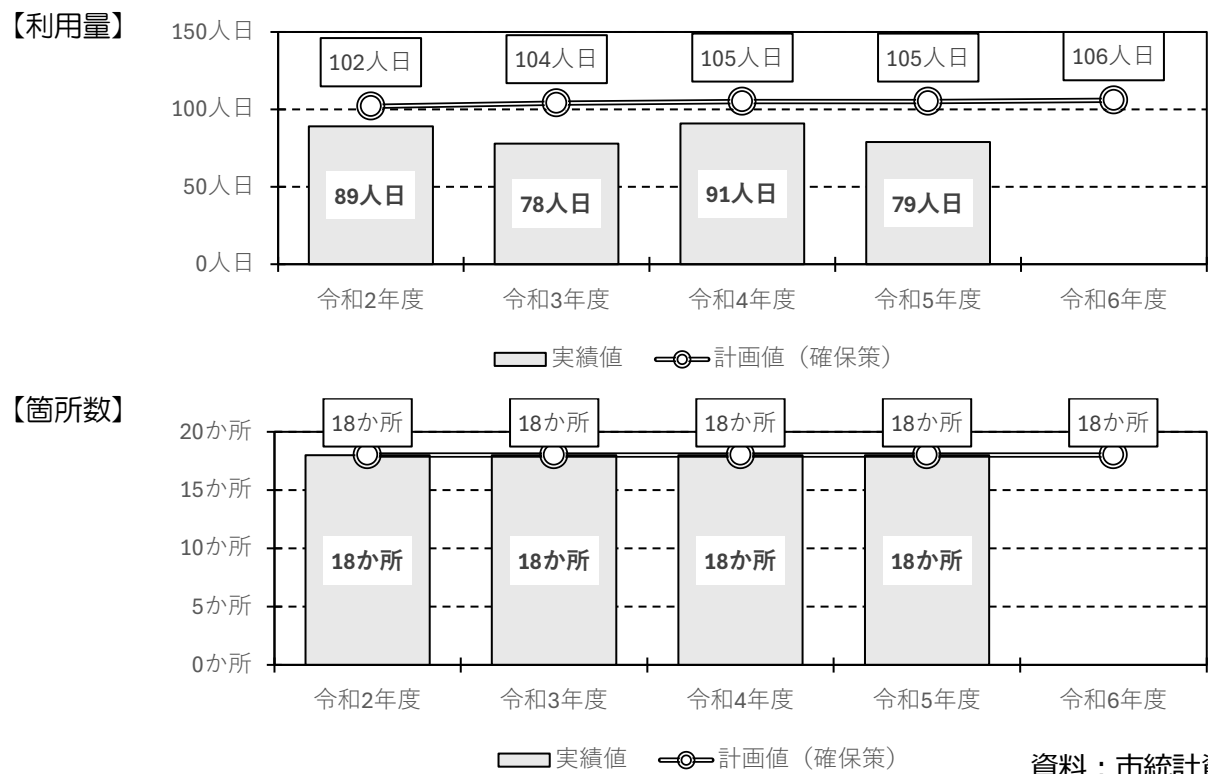
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業については、第2期計画において令和3年度までは実績値が計画値を上回っていましたが、令和4年度からは計画値を下回っており、減少傾向となっています。

⑧一時預かり（一般型）



主として保育所等を利用していない子どもを対象とした一時預かり事業については、第2期計画において令和3年度からは4か所と、計画通りに箇所数を増やすことができていますが、利用実績は令和3年度の1,001人日をピークに減少傾向にあります。

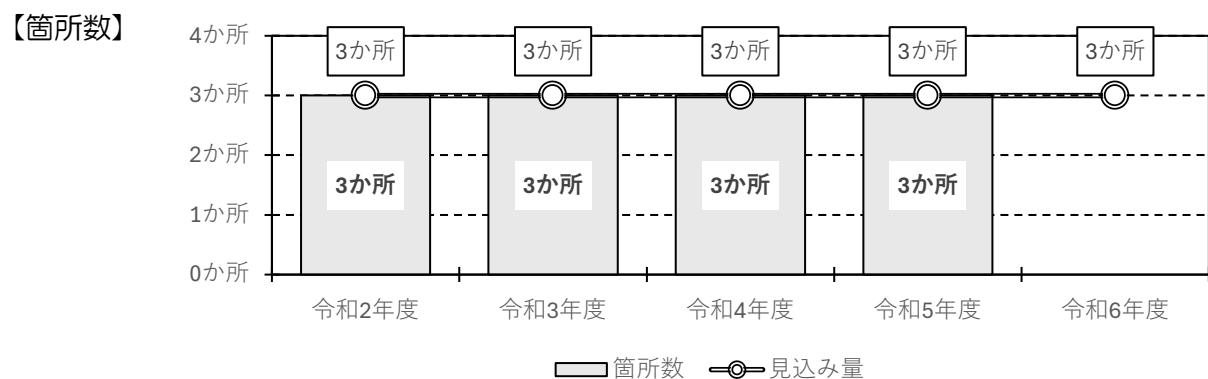
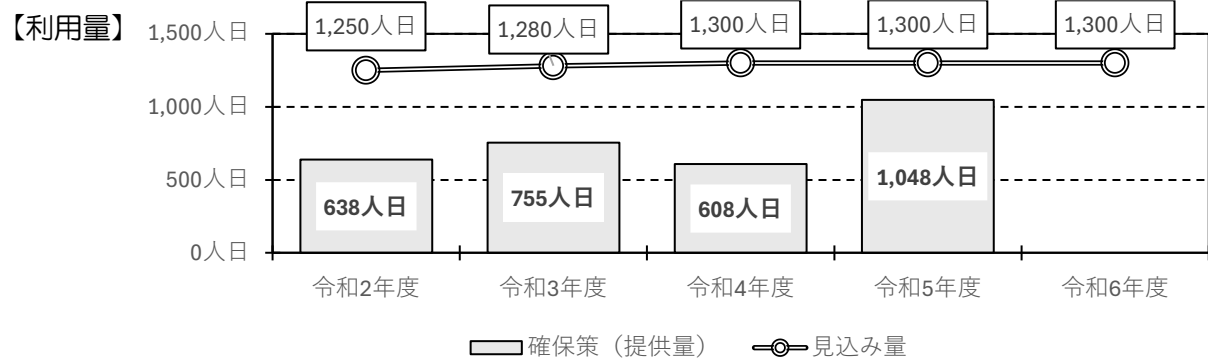
⑨延長保育事業



延長保育事業は、第2期計画では実績値が計画値を下回っており、実績は約85人日で推移しています。

事業の提供箇所数は18か所で提供しています。

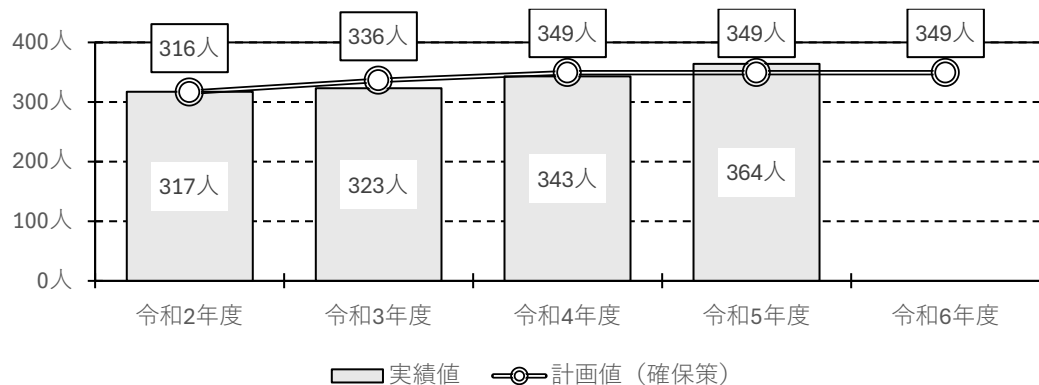
⑩病児・病後児保育事業



資料：市統計資料

病児保育事業については、箇所数は計画通り3か所では実施できていますが、第2期計画において実績は計画値を下回っています。実績値は波がありますが、令和5年度には1,048人日となっており増加傾向にあります。

⑪放課後児童健全育成事業



資料：市統計資料

放課後児童健全育成事業については、第2期計画では年々増加傾向で見込んでおり実績も増加傾向となっています。

⑫地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の進捗評価

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業	箇所数	計画値（確保策）	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	0か所	1か所	1か所	1か所	－
		達成率	－	100.0%	100.0%	100.0%	－
②地域子育て支援拠点事業	提供量	計画値（確保策）	570人日	556人日	520人日	489人日	459人日
		実績値	377人日	232人日	205人日	181人日	－
		達成率	66.1%	41.7%	39.4%	37.0%	－
	箇所数	計画値（確保策）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	－
③妊婦健康診査事業		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－
		計画値（確保策）	2,400人回	2,200人回	2,200人回	2,200人回	2,200人回
		実績値	1,852人回	1,942人回	1,709人回	1,506人回	－
④乳児家庭全戸訪問事業	提供量	達成率	77.2%	88.3%	77.7%	68.5%	－
		計画値（確保策）	200人	180人	180人	180人	180人
		実績値	153人	168人	138人	128人	－
⑤子育て短期支援事業	提供量	達成率	76.5%	93.3%	76.7%	71.1%	－
		計画値（確保策）	4人日	33人日	33人日	33人日	33人日
		実績値	0人日	41人日	36人日	14人日	－
	箇所数	達成率	0.0%	124.2%	109.1%	42.4%	－
		計画値（確保策）	1か所	1か所	2か所	3か所	3か所
⑥ファミリー・サポート・センター事業	提供量	実績値	1か所	1か所	2か所	3か所	－
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－
		計画値（確保策）	15人日	67人日	67人日	56人日	56人日
⑦幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）	提供量	実績値	67人日	92人日	90人日	69人日	－
		達成率	446.7%	137.3%	134.3%	123.2%	－
		計画値（確保策）	3,800人日	3,850人日	3,900人日	3,900人日	3,900人日
	箇所数	実績値	3,918人日	4,036人日	3,417人日	2,147人日	－
		達成率	103.1%	104.8%	87.6%	55.1%	－
⑧一時預かり（一般型）	提供量	計画値（確保策）	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	－
		達成率	100.0%	75.0%	75.0%	75.0%	－
	箇所数	計画値（確保策）	881人日	967人日	1,010人日	1,010人日	1,010人日
		実績値	852人日	1,001人日	930人日	696人日	－
⑨延長保育事業	提供量	達成率	96.7%	103.5%	92.1%	68.9%	－
		計画値（確保策）	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		実績値	3か所	4か所	4か所	4か所	－
	箇所数	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－
		計画値（確保策）	102人日	104人日	105人日	105人日	106人日
⑩病児保育事業	提供量	実績値	89人日	78人日	91人日	79人日	－
		達成率	87.3%	75.0%	86.7%	75.2%	－
		計画値（確保策）	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	箇所数	実績値	18か所	18か所	18か所	18か所	－
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－
⑪放課後児童健全育成事業	提供量	計画値（確保策）	1,250人日	1,280人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
		実績値	638人日	755人日	608人日	1,048人日	－
		達成率	51.0%	59.0%	46.8%	80.6%	－
	箇所数	計画値（確保策）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	－
⑪放課後児童健全育成事業	提供量	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－
		計画値（確保策）	316人	336人	349人	349人	349人
		実績値	317人	323人	343人	364人	－
⑪放課後児童健全育成事業	提供量	達成率	100.3%	96.1%	98.3%	104.3%	－
		計画値（確保策）	316人	336人	349人	349人	349人

資料：市統計資料

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）については概ね計画値に準じた利用実績で推移しており、今後も利用実績に即した利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

3. 第2期計画の進捗状況

(1) 計画記載事業の体系

現行計画における事業や取り組みの体系は以下のようになっています。

視点	基本目標	推進施策	施策・事業名
増づくりの視点	1. 多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実	(1) 教育・保育事業の推進	①教育事業－1号認定（3～5歳）：教育利用 ②保育事業－2号認定（3～5歳）：保育利用 ③保育事業－3号認定（0～2歳）：保育利用
		(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊婦健康診査事業 ⑫実費徴収に係る捕捉給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
		(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進	①教育・保育の一体的な提供 ②適正な集団規模の確保 ③親や地域の子育て力の向上 ④幼稚園・保育所（園）の人事異動・交流の推進
	2. 地域で子育てしやすい環境の整備	(1) 地域の子育て支援	①教育・保育施設・サービスの利用者支援事業 ②子育てボランティア団体、子育て自主活動の充実 ③愛護期活動事業 ④PTA活動事業 ⑤小中学校支援者補償事業
		(2) 放課後の過ごし方	①放課後子ども教室 ②放課後子ども総合プラン
	3. 保護を必要とする子育て家庭への支援	(1) 特別な支援を必要とする子どもの支援	①障害児保育事業 ②発達支援体制の充実事業 ③障害児通所支援事業
		(2) ひとり親家庭等の自立支援	①母子父子自立支援事業 ②高等職業訓練促進給付金等事業 ③母子寡婦福祉会育成事業 ④ひとり親家庭等自立促進計画策定事業 ⑤ひとり親家庭医療費助成事業 ⑥母子父子家庭小口資金貸付事業 ⑦児童扶養手当支給事業
		(3) 児童虐待防止の取り組み	①児童虐待等の未然防止・早期発見 ②DV関連事業 ③要保護児童対策地域協議会
	4. 職業生活と家庭生活との両立の推進		①女性の就労支援 ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③父親の育児参加
			④家庭教育支援事業 ⑤児童手当支給事業 ⑥保育料軽減措置
			⑦児童送迎事業 ⑧市保育協議会活動支援事業 ⑨民間児童館活動事業 ⑩宇和・野村児童館管理運営事業 ⑪幼保小連携の促進事業 ⑫幼保連携の促進事業 ⑬学校教育支援事業
	人づくりの視点	(1) 保護者への支援	①心の健康に関する情報提供・知識の普及 ②命の大切さについての知識の普及 ③喫煙・飲酒・薬物等の健康影響についての教育推進と防止対策
		(2) 教育・保育施設の整備と連携	①福祉教育の推進 ②子ども読書活動の推進 ③多様な体験活動の推進 ④いじめの早期発見・早期対応 ⑤不登校児童・生徒への早期対応 ⑥ふるさと教育の推進 ⑦親子の絆づくり事業
		(3) 思春期保健対策	①子育て支援ネットワーク化 ②保育サービスに関する情報提供
		(4) 生きる力の育成	①妊婦健康診査事業－〔再掲〕 ②母子保健訪問指導事業 ③特定不妊治療費助成 ④不妊治療費助成（妊娠前検査・保険適用分・先進医療） ⑤乳幼児健診事業 ⑥1歳6か月児、3歳児健診事業 ⑦未熟児医療費助成事業 ⑧乳幼児・児童医療費助成事業
	まちづくりの視点	(1) 妊娠・出産期における健康の保持と増進	①母子保健相談教育事業 ②食育推進計画の推進 ③学校給食との連携 ④健康教育等推進事業
		(2) 乳幼児期における健康の保持と増進	①児童安全対策事業 ②児童交通公園管理事業 ③公園・広場整備 ④子どもの防犯体制の強化
		(3) 元気な「西予っ子」の育成	
	6. 情報提供・情報発信		
	7. 母子保健医療対策の充実		
	8. 子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保		

(2) 実施事業の進捗評価

現行計画に記載されている事業について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、67 の事業は概ね予定通り（以下の評価基準の 1、2 の評価）に事業を行うことができたと評価されています。

【自己評価の基準】

1. 100%（予定通り）
2. 80-100%（概ね予定通り）
3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）
4. 40-60%（予定の半分程度）
5. 40%未満（あまり進んでいない）

① 予定通りに実施できていない事業

実施している事業で「4. 40-60%（予定の半分程度）」、「5. 40%未満（あまり進んでいない）」という、現時点までにあまり予定通りに実施できていないという評価がされたものは 2 事業となっています。

場づくりの視点

1. 多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

① 利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。

【課題・成果】

・改正児童福祉法により、こども家庭センターの設置が努力義務となったため、令和 6 年度から西予市子育て支援課内に開設します。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。平成 30 年度よりひとり親家庭等（ひとり親・低所得者・ダブルケア世帯）に対して利用支援を開始しています。市内では、平成 28 年 10 月より 1 か所で実施しています。預かり等の相談があるものの、提供会員不足により活動に結びつきにくくなっているため、今後は提供会員の確保が課題と考えられます。

＜実施機関＞

西予市

【課題・成果】

・通常の利用者は殆どなく、預かり依頼も、提供会員との都合が合わずキャンセルとなっている。
・惣川幼稚園におけるファミリーサポート事業は、規模を縮小しつつ継続している。今後提供会員が増える見込みがなく、進捗の向上は難しい。

4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント

(1) 調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けた基礎資料とするため、就学前児童及び小学生児童の保護者に対して、教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向などについて本調査を実施しました。

②調査の実施状況

<調査期間>

令和6年7～8月

<調査方法>

○就学前児童調査

保育所、幼稚園（公立）での直接配布・回収または Web による回答。郵送による配布・回収または Web による回答。

○小学生調査

小学校での直接配布・回収または Web による回答。

<調査対象>

○就学前児童調査

就学前児童を持つ保護者：797 人

○小学生調査

小学生児童を持つ保護者：1,091 人

<回収状況>

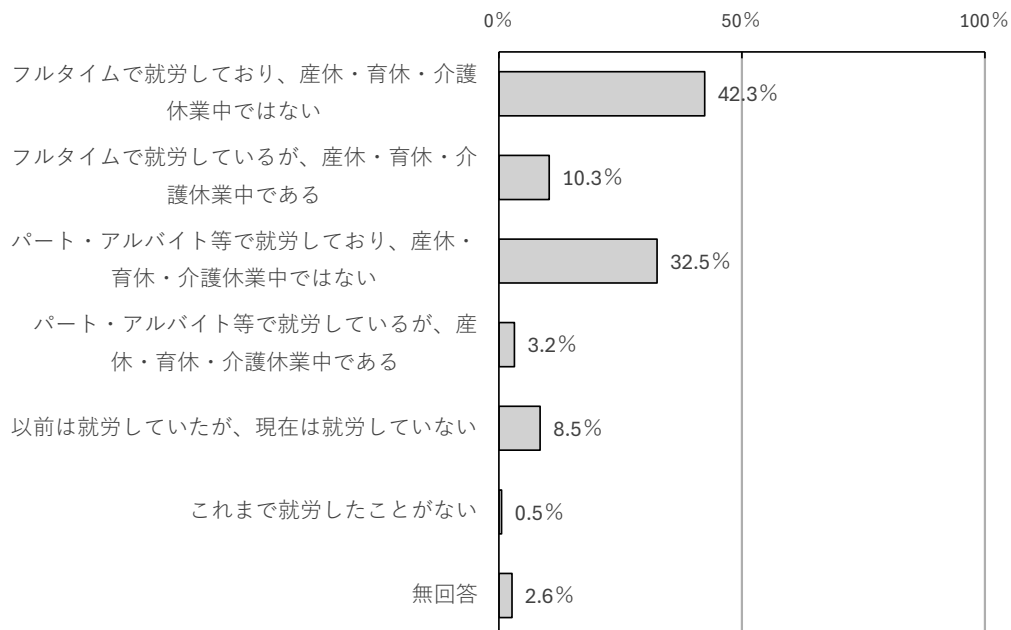
調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	797 票	378 件	47.4%
②小学生調査	1,091 票	476 件	43.6%

(2) 就学前児童調査結果のポイント

①保護者の就労状況

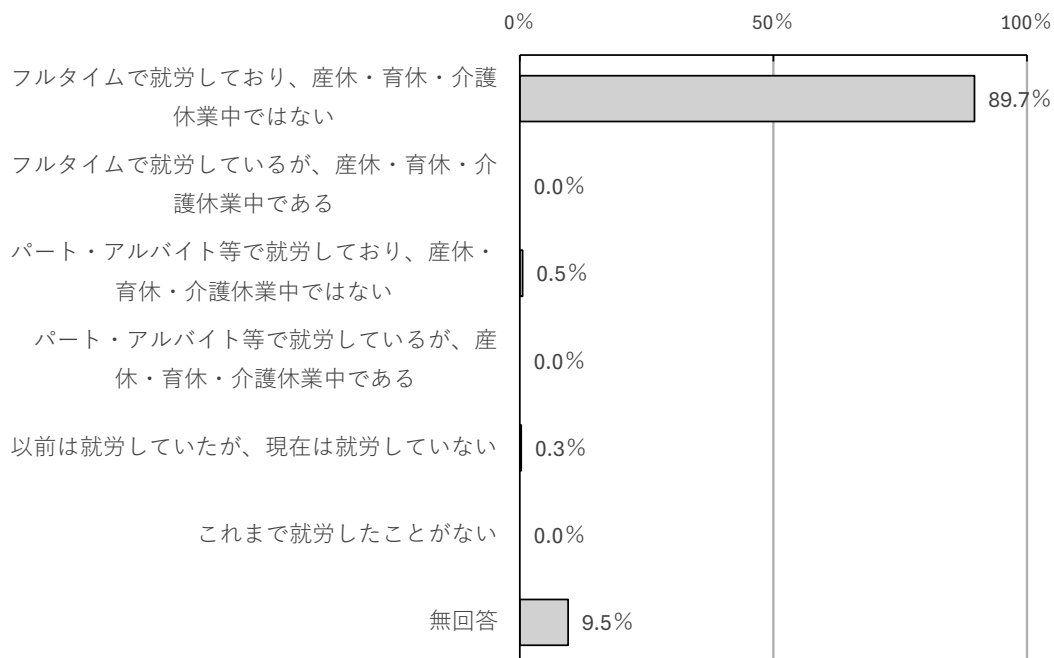
【母親】

n = 378件



【父親】

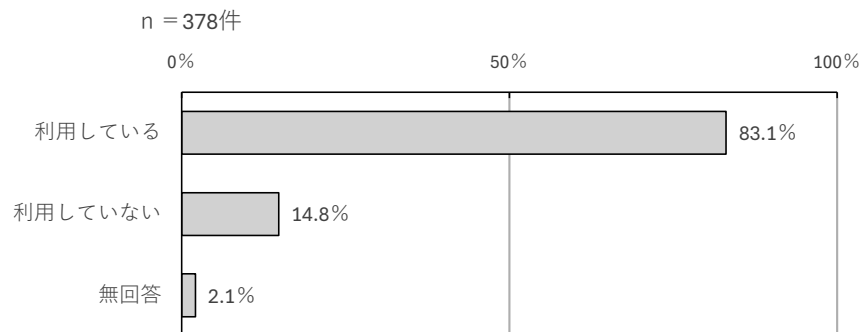
n = 378件



母親の 42.3%、父親の 89.7%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では 32.5%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
しています。

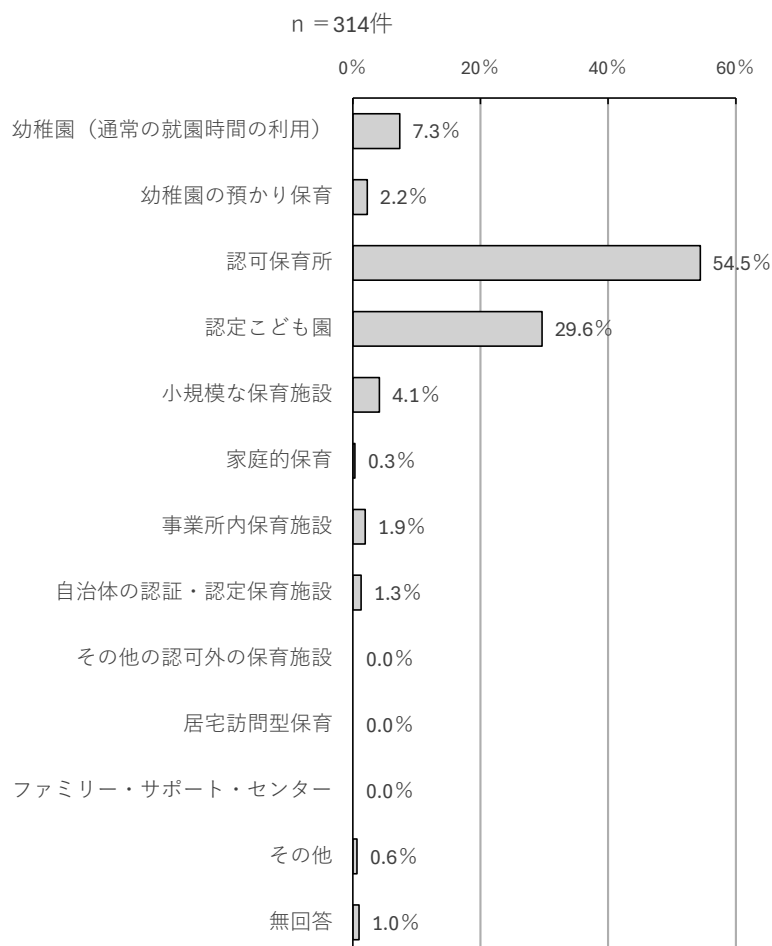
②平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



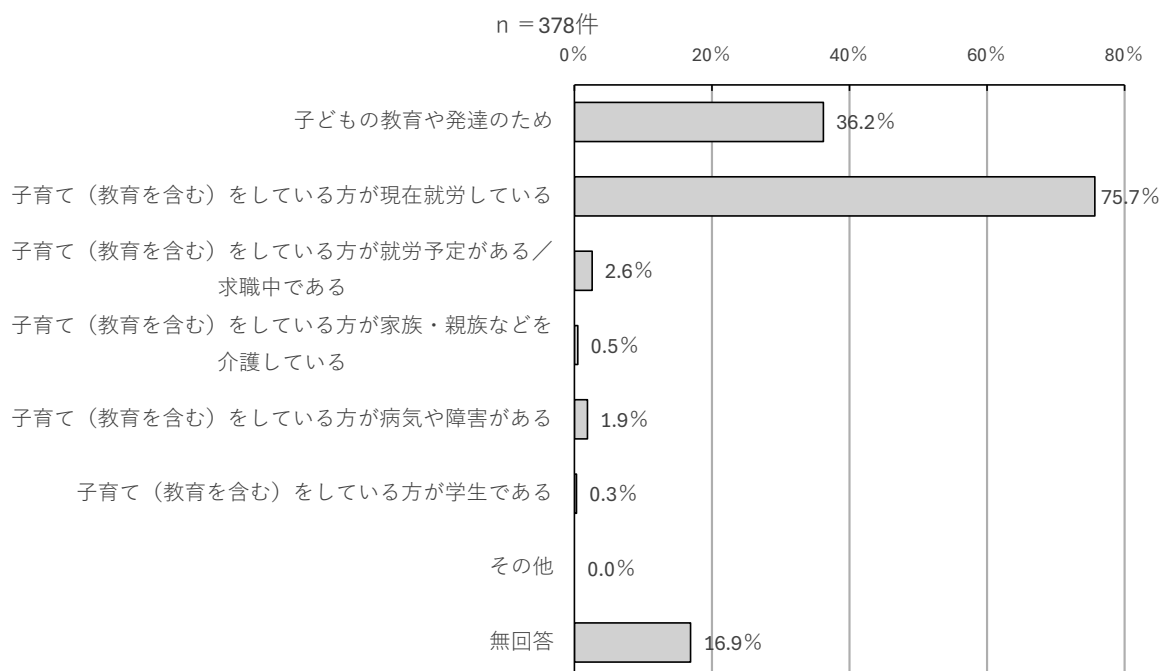
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が 83.1%、「利用していない」が 14.8%となっています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業



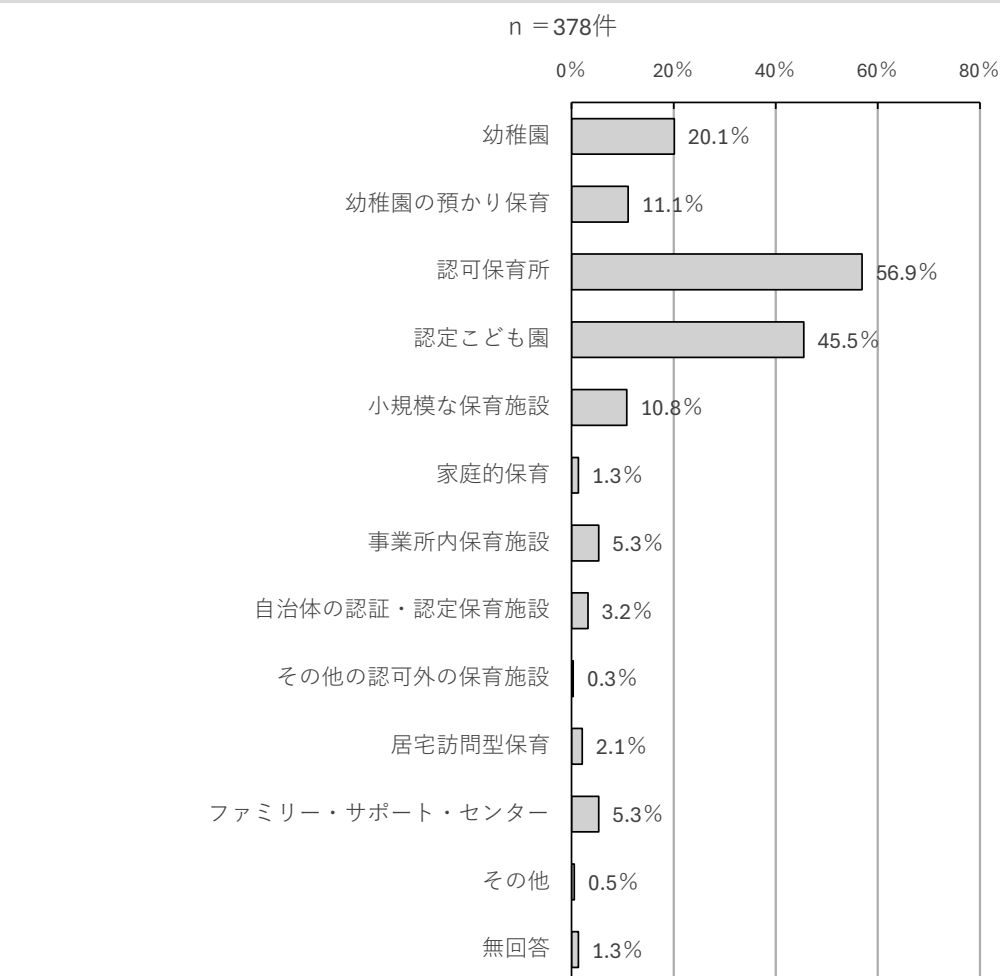
平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 54.5%でもっとも多く、「認定こども園」が 29.6%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由



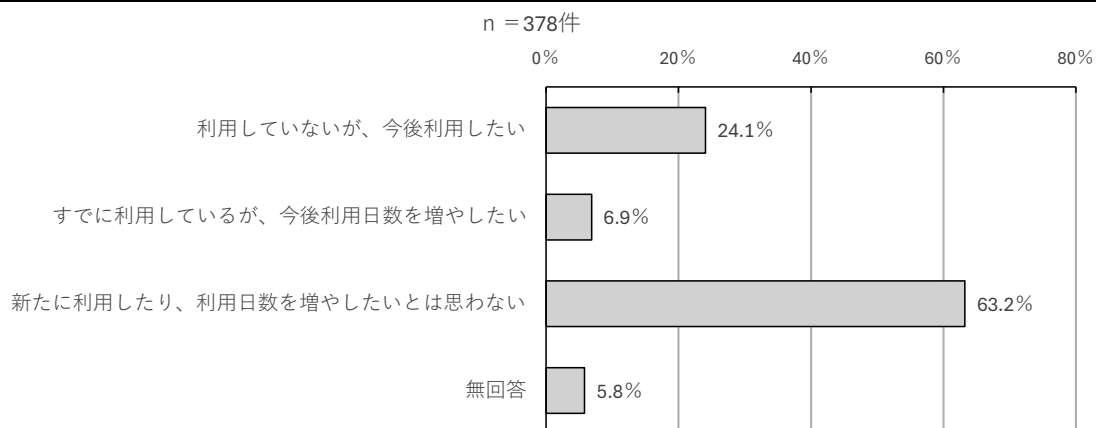
平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由としては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 75.7%、「子どもの教育や発達のため」が 36.2%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認可保育所」（56.9%）が約 6 割を占め、「認定こども園」が 45.5%、「幼稚園」が 20.1%となっています。

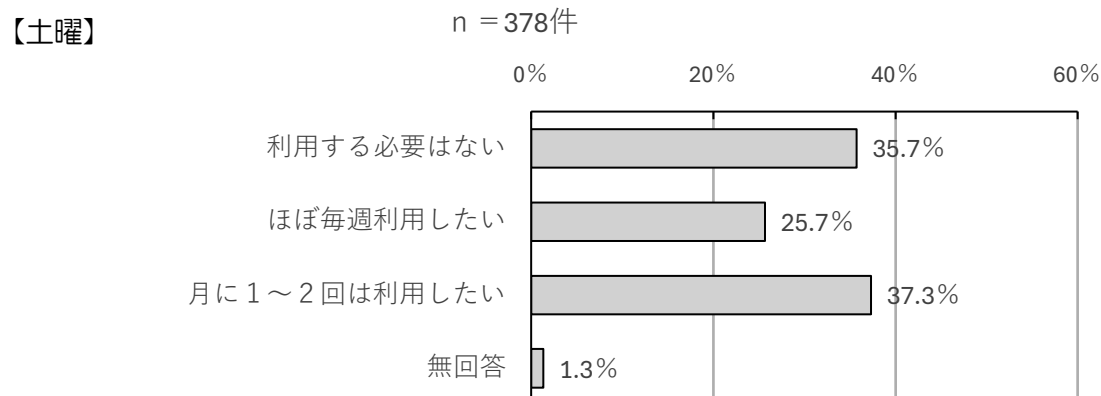
③地域子育て支援拠点事業の利用意向



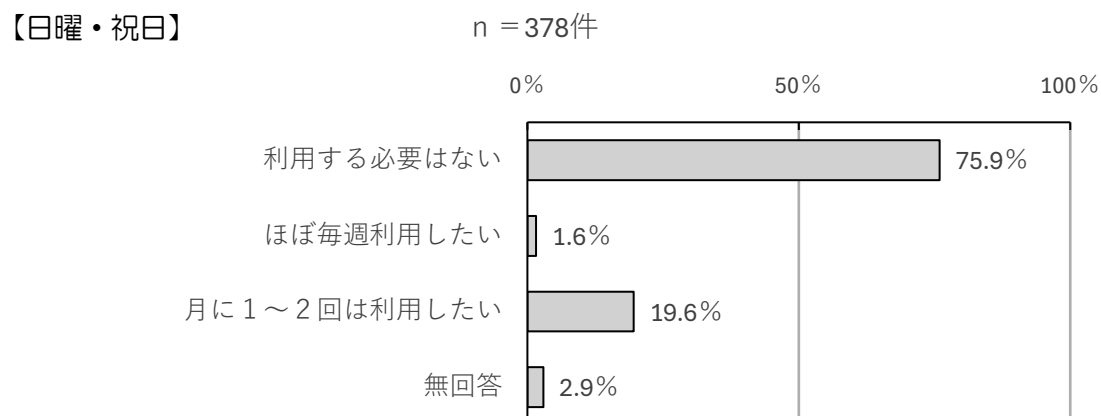
地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、63.2%が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。

「利用していないが、今後利用したい」は24.1%となっています。

④土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「月に1～2回は利用したい」（37.3%）が4割近くを占め、「ほぼ毎週利用したい」（25.7%）をあわせると、土曜の利用希望は73.0%と7割を超えています。

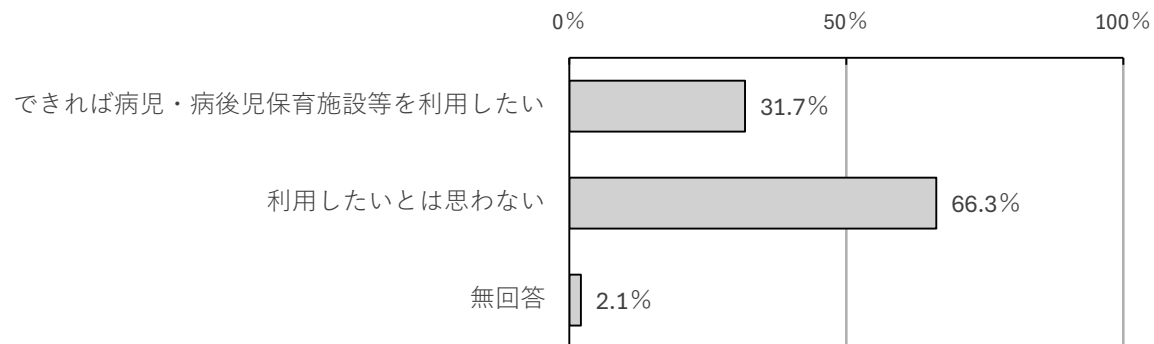


日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」（75.9%）が7割を超えています。「ほぼ毎週利用したい」（1.6%）、「月に1～2回は利用したい」（19.6%）をあわせると日曜・祝日の利用希望は21.2%となっています。

⑤病児・病後児のための保育施設等の利用意向

【利用意向】

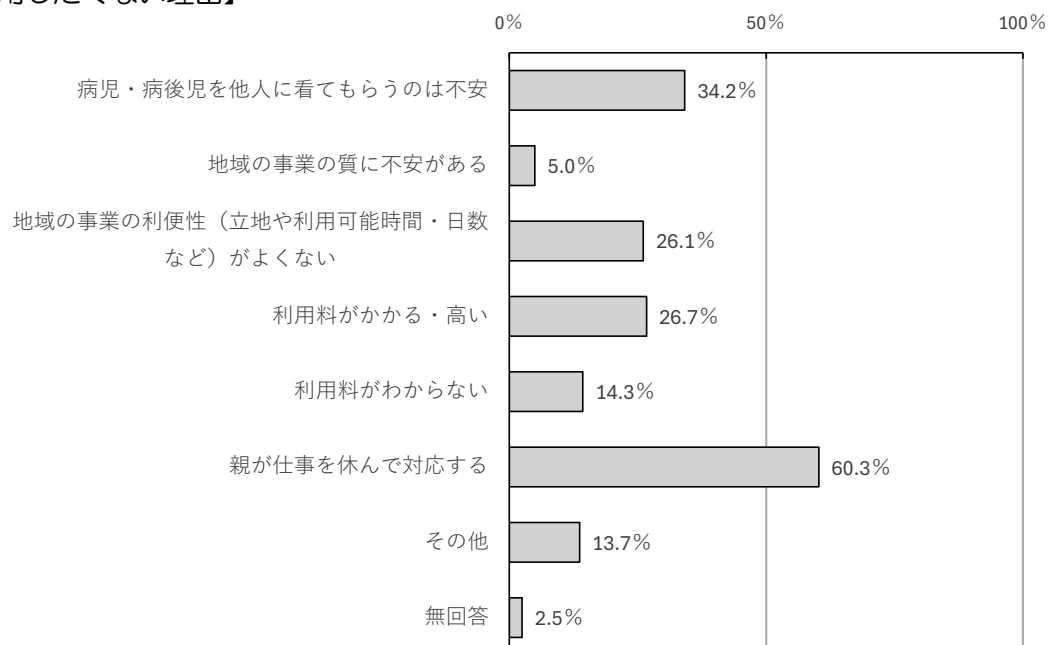
n = 243件



病児・病後児保育施設等の利用については、66.3%は「利用したいとは思わない」としています。「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は31.7%となっています。

【利用したくない理由】

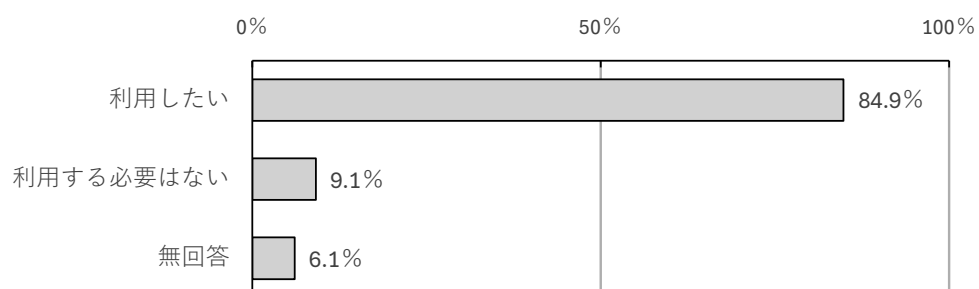
n = 161件



病児・病後児のための保育施設等の利用意向で「利用したいとは思わない」との回答者の利用したくない理由をみると、「親が仕事を休んで対応する」（60.3%）への回答が多くなっています。

⑥不定期の教育・保育事業の利用意向

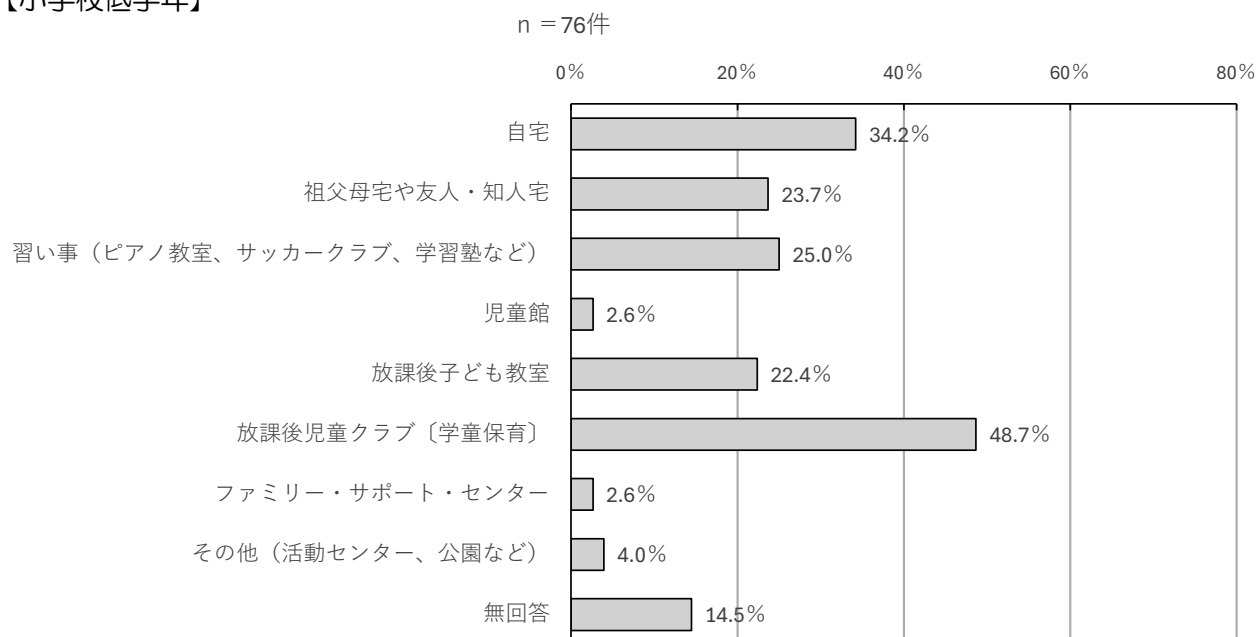
n = 33件



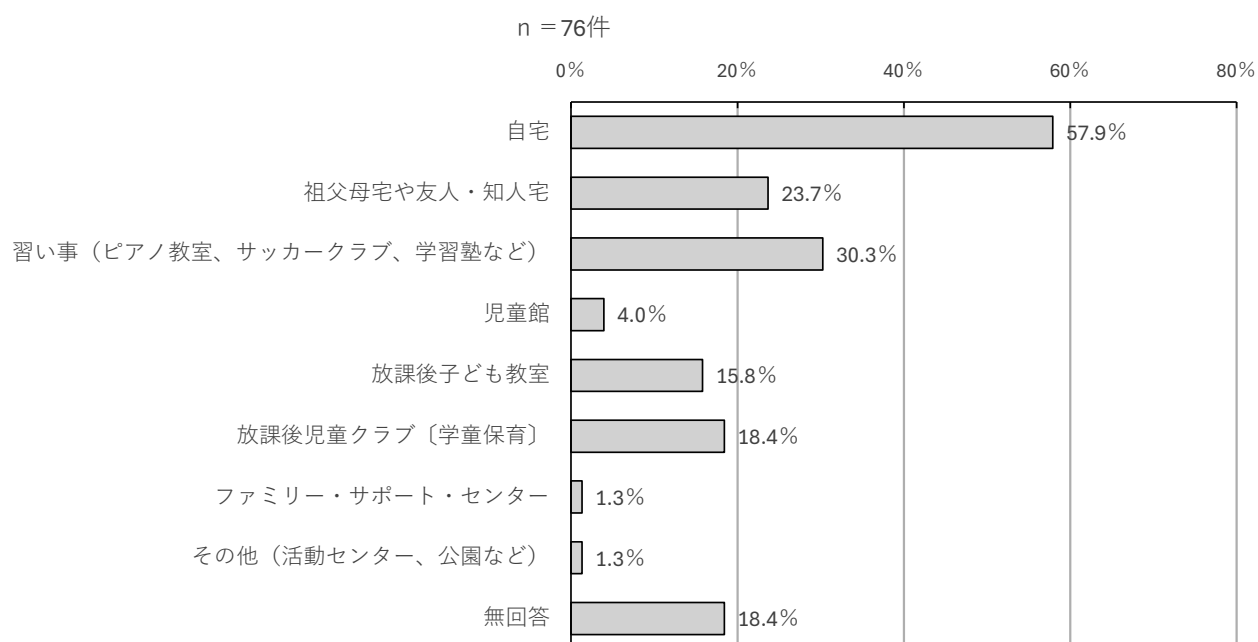
不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用したい」が84.9%となっています。

⑦小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

【小学校低学年】



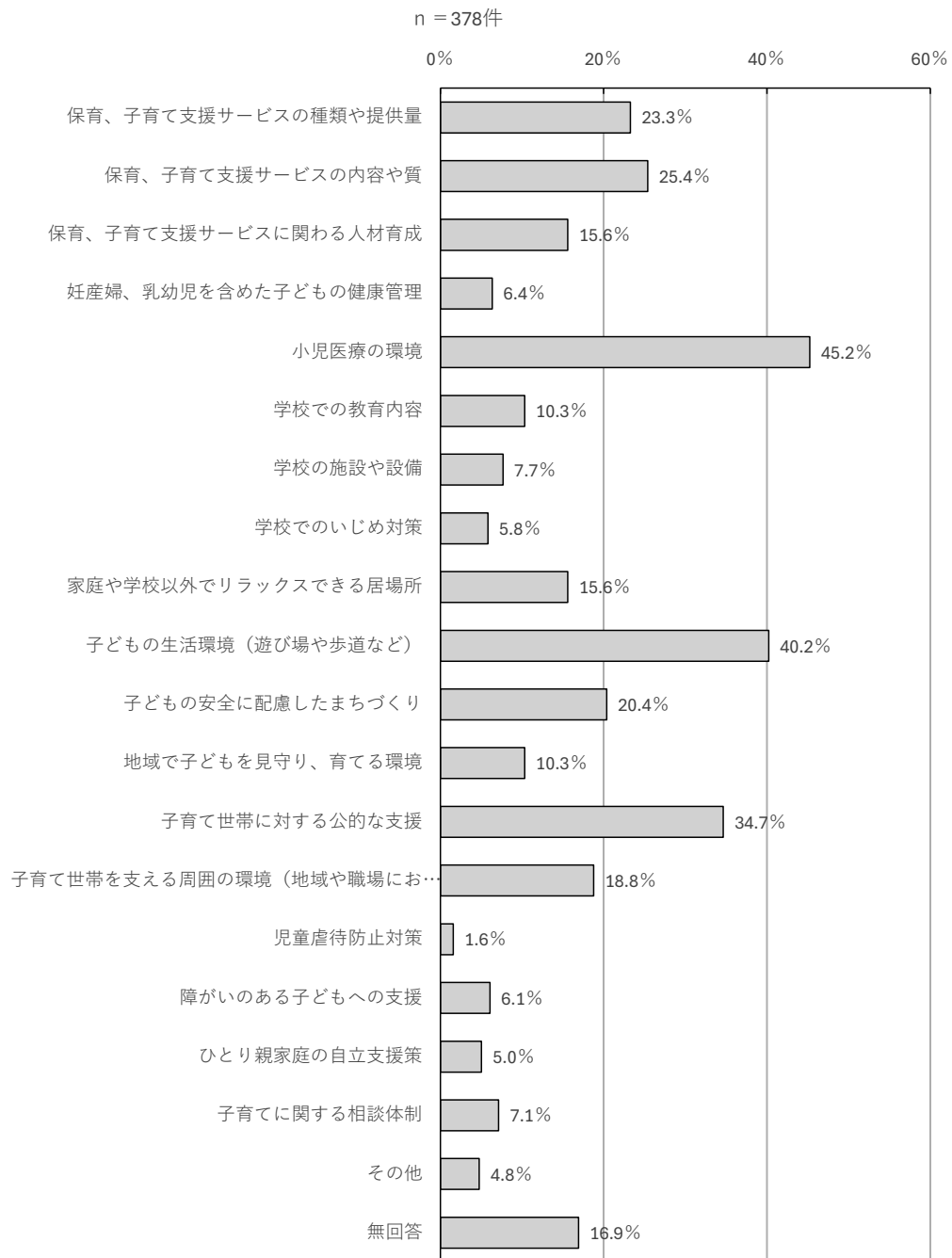
【小学校高学年】



5歳以上の子どもの小学生になってからの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答が48.7%となっていますが、小学校高学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答は18.4%で、「自宅」への回答が57.9%を占めています。

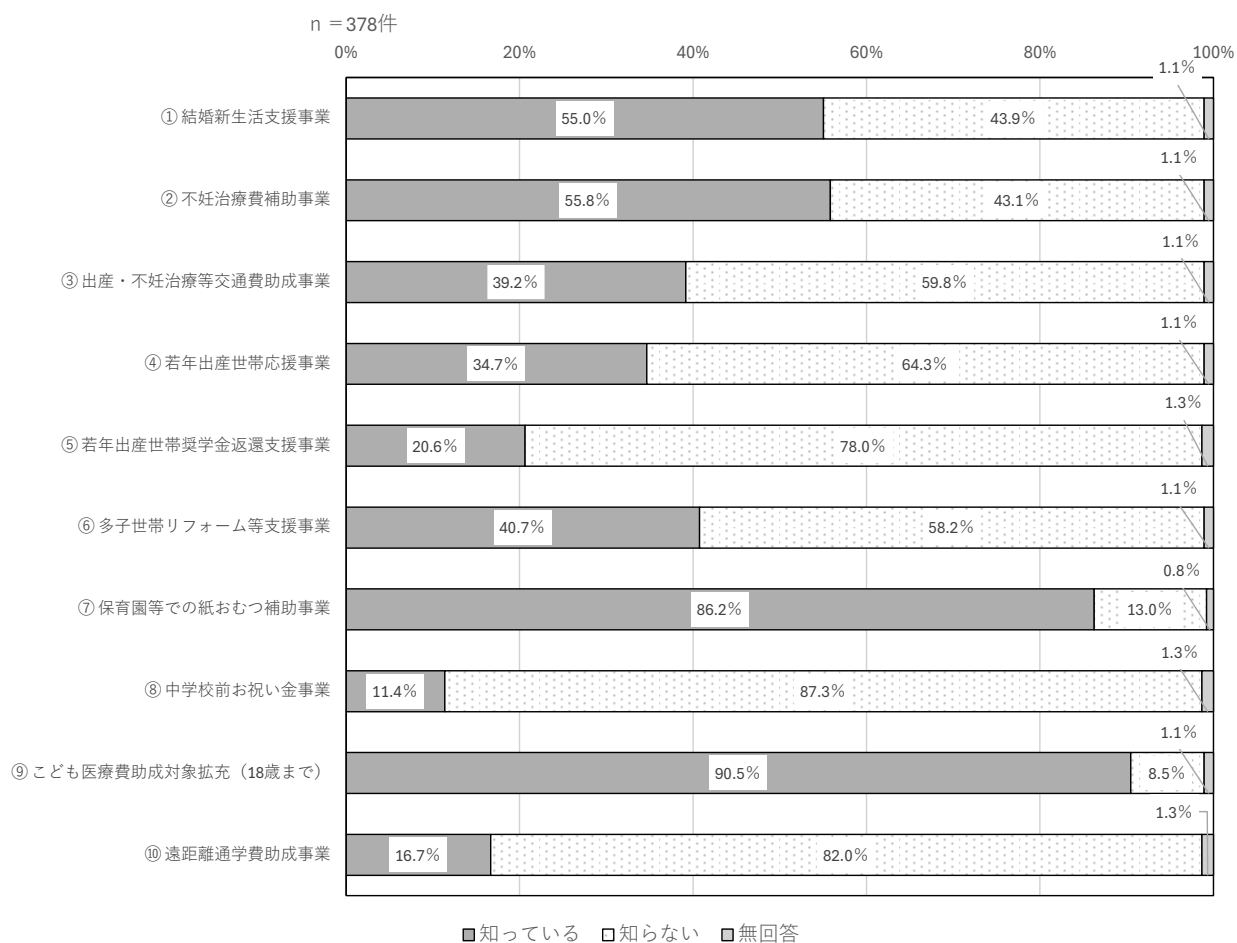
⑧市の取り組みについて

■子ども・子育て支援に関して不満に思うところ



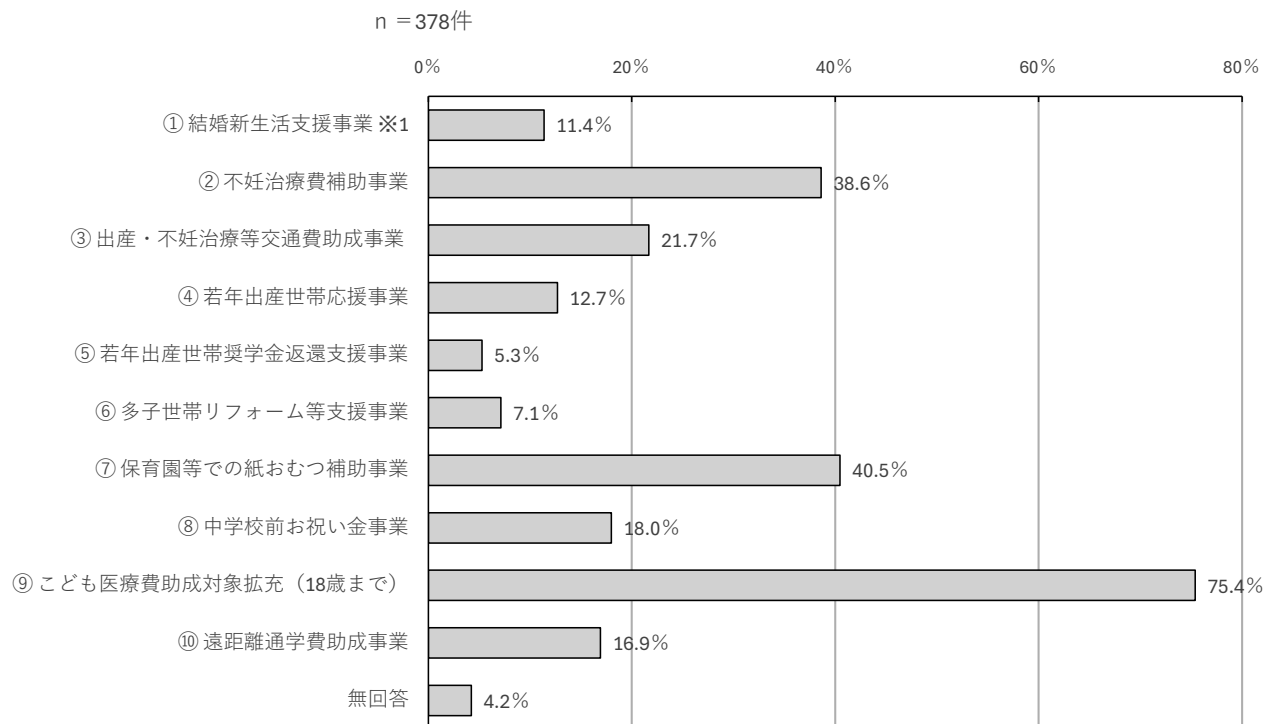
子ども・子育て支援の取り組みに対して不満に思うことについて確認したところ、「小児医療の環境」（45.2%）、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」（40.2%）などへの回答が4割を超えています。

■本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業の認知度



本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業について、「⑨こども医療費助成対象拡充（18歳まで）」の知っているという回答は90.5%と9割を超えていますが、⑧中学校前お祝い金事業や⑩遠距離通学費助成事業などの知っているという回答は2割を下回っています。

■本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業の優先度



本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業について、優先度が高い事業を3つまで確認したところ、「⑨こども医療費助成対象拡充（18歳まで）」（75.4%）、「⑦保育園等での紙おむつ補助事業」（40.5%）、「②不妊治療費補助事業」（38.6%）などへの回答が多くなっています。

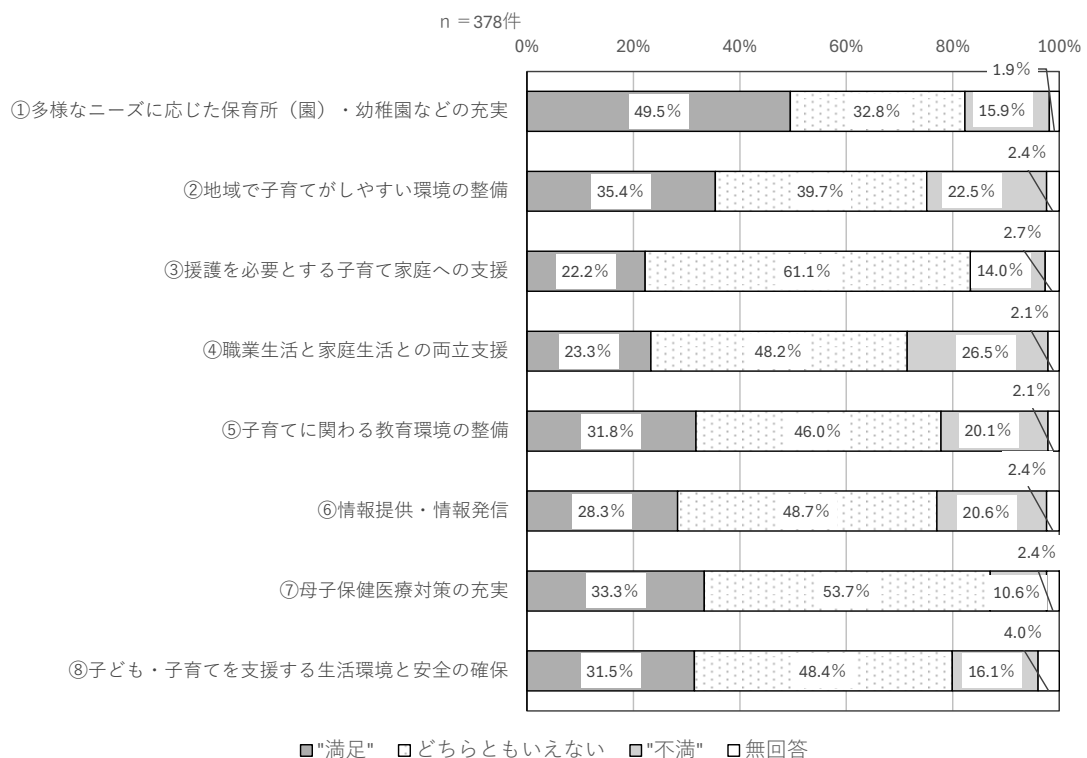
■ 子ども・子育て支援に関する市の主な取り組みに対する満足度と重要度

【満足度】

	n	満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	平均
①多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実	100.0% 378件	13.2% 50件	36.2% 137件	32.8% 124件	11.1% 42件	4.8% 18件	1.9% 7件	3.43点
②地域で子育てがしやすい環境の整備	100.0% 378件	5.8% 22件	29.6% 112件	39.7% 150件	17.5% 66件	5.0% 19件	2.4% 9件	3.14点
③援護を必要とする子育て家庭への支援	100.0% 378件	3.7% 14件	18.5% 70件	61.1% 231件	10.9% 41件	3.2% 12件	2.7% 10件	3.09点
④職業生活と家庭生活との両立支援	100.0% 378件	3.7% 14件	19.6% 74件	48.2% 182件	19.3% 73件	7.1% 27件	2.1% 8件	2.93点
⑤子育てに関わる教育環境の整備	100.0% 378件	5.8% 22件	25.9% 98件	46.0% 174件	15.1% 57件	5.0% 19件	2.1% 8件	3.13点
⑥情報提供・情報発信	100.0% 378件	4.2% 16件	24.1% 91件	48.7% 184件	14.8% 56件	5.8% 22件	2.4% 9件	3.06点
⑦母子保健医療対策の充実	100.0% 378件	5.8% 22件	27.5% 104件	53.7% 203件	8.5% 32件	2.1% 8件	2.4% 9件	3.27点
⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保	100.0% 378件	4.8% 18件	26.7% 101件	48.4% 183件	11.1% 42件	5.0% 19件	4.0% 15件	3.16点

子ども・子育て支援に関する市の主な取り組みについて、①多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実以外の取り組みについては「満足」という回答は1割を下回っています。

④職業生活と家庭生活との両立支援、⑥情報提供・情報発信、⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保では「不満」という回答が「満足」という回答を上回っています。



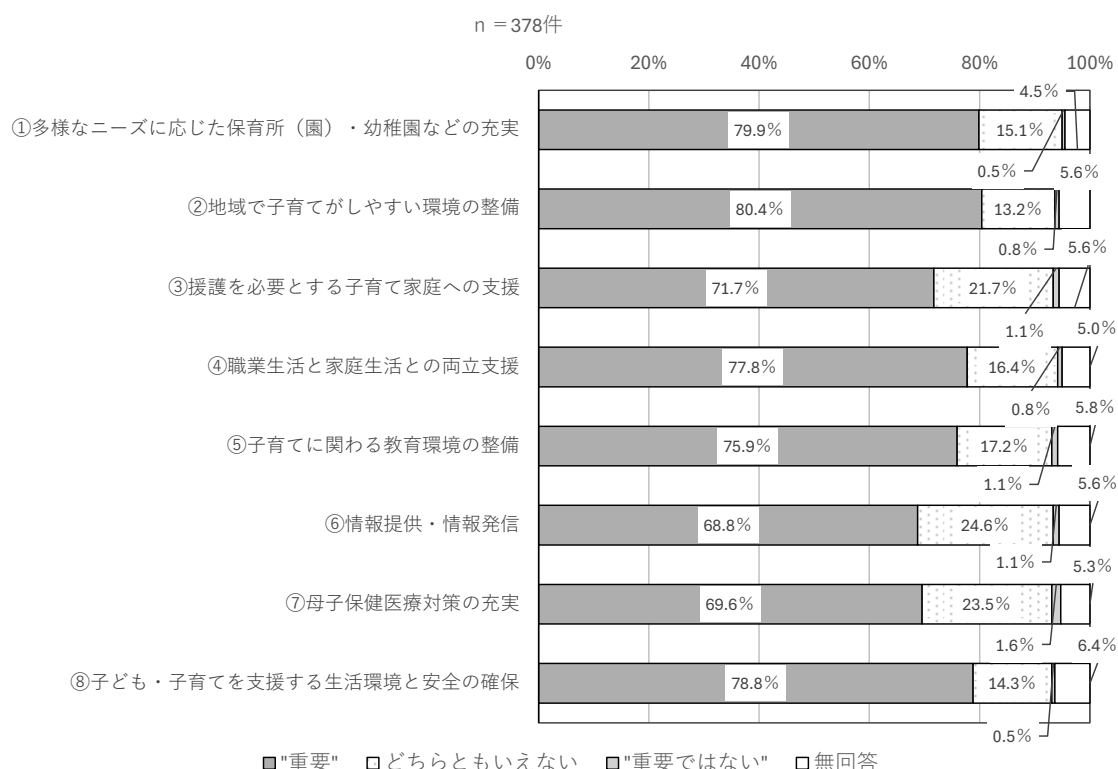
「まあ満足できる」と「満足できる」を「満足」、「やや不満」と「不満」を「不満」として整理すると、③援護を必要とする子育て家庭への支援では「満足」が22.2%と他の取り組みよりも割合が低くなっています。

②地域で子育てがしやすい環境の整備、④職業生活と家庭生活との両立支援では「不満」の割合が他の取り組みよりも割合が高くなっています。

【重要度】

	n	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答	平均
①多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実	100.0%	54.8%	25.1%	15.1%	0.5%	0.0%	4.5%	4.40点
	378件	207件	95件	57件	2件	0件	17件	
②地域で子育てがしやすい環境の整備	100.0%	55.0%	25.4%	13.2%	0.8%	0.0%	5.6%	4.43点
	378件	208件	96件	50件	3件	0件	21件	
③援護を必要とする子育て家庭への支援	100.0%	44.4%	27.3%	21.7%	1.1%	0.0%	5.6%	4.22点
	378件	168件	103件	82件	4件	0件	21件	
④職業生活と家庭生活との両立支援	100.0%	50.3%	27.5%	16.4%	0.8%	0.0%	5.0%	4.34点
	378件	190件	104件	62件	3件	0件	19件	
⑤子育てに関わる教育環境の整備	100.0%	49.5%	26.5%	17.2%	1.1%	0.0%	5.8%	4.32点
	378件	187件	100件	65件	4件	0件	22件	
⑥情報提供・情報発信	100.0%	34.7%	34.1%	24.6%	1.1%	0.0%	5.6%	4.08点
	378件	131件	129件	93件	4件	0件	21件	
⑦母子保健医療対策の充実	100.0%	43.9%	25.7%	23.5%	1.6%	0.0%	5.3%	4.18点
	378件	166件	97件	89件	6件	0件	20件	
⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保	100.0%	54.2%	24.6%	14.3%	0.5%	0.0%	6.4%	4.42点
	378件	205件	93件	54件	2件	0件	24件	

子ども・子育て支援に関する市の主な取り組みについて、「重要」という回答は全般的に多く、なかでも⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保（56.0%）、②地域で子育てがしやすい環境の整備（55.0%）、①多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実（54.8%）、④職業生活と家庭生活との両立支援（50.3%）では「重要」という回答が半数を超えています。



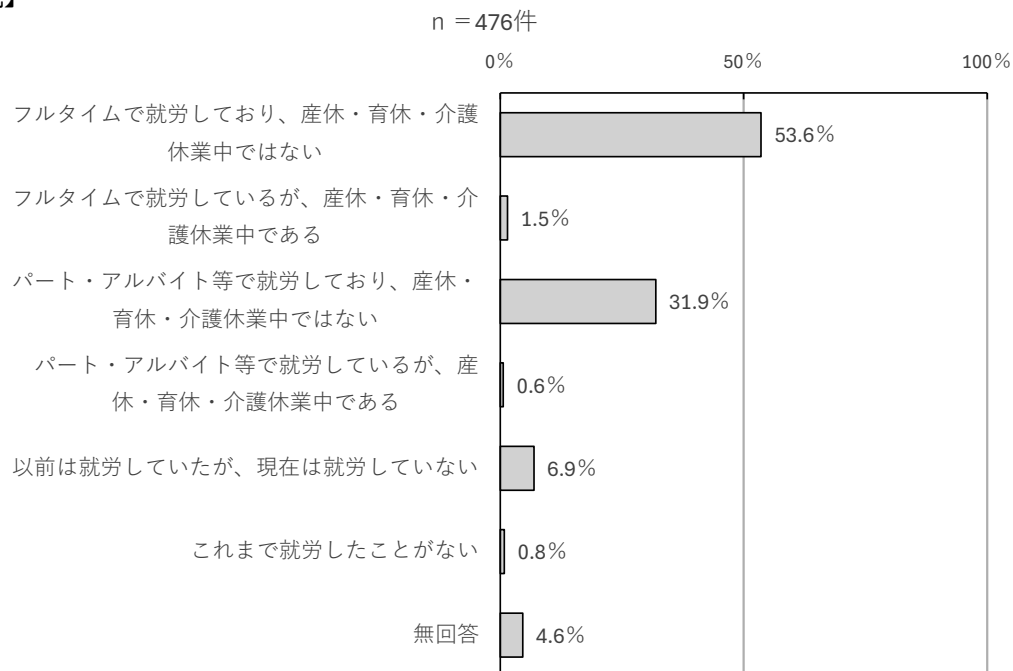
「重要」と「やや重要」を「重要」、「あまり重要ではない」と「重要ではない」を「重要ではない」として整理すると、いずれの取り組みにおいても「重要」という回答の割合が高くなっています。

すべての取り組みにおいて「重要」という回答が6割を超えていますが、①多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実、②地域で子育てがしやすい環境の整備、⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保では「重要」という回答が約8割となっています。

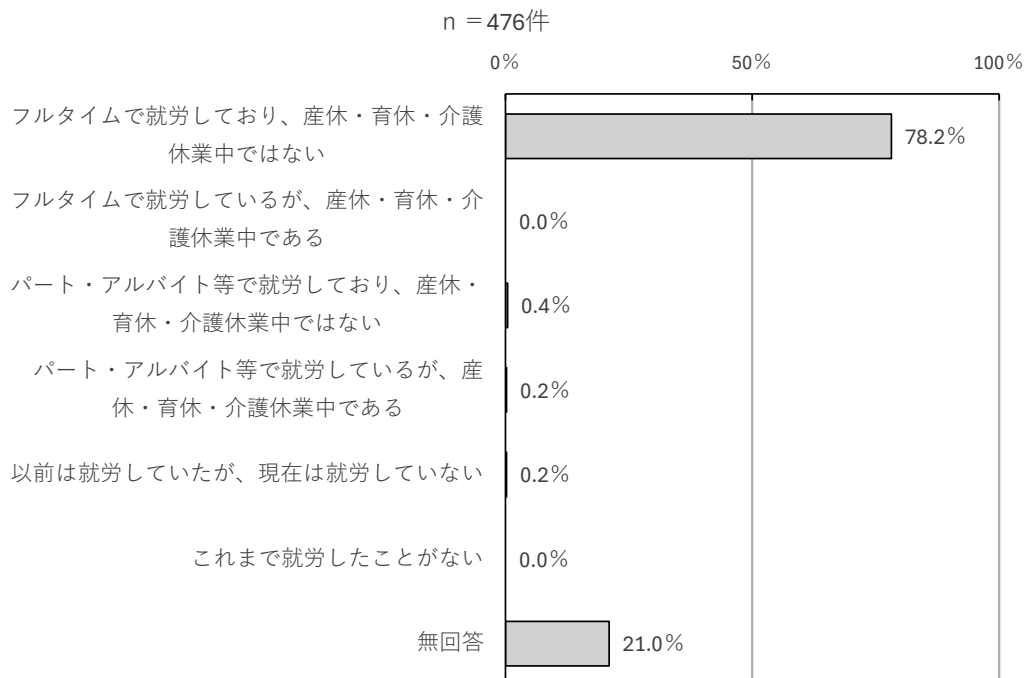
(3) 小学生調査結果のポイント

①保護者の就労状況

【母親】

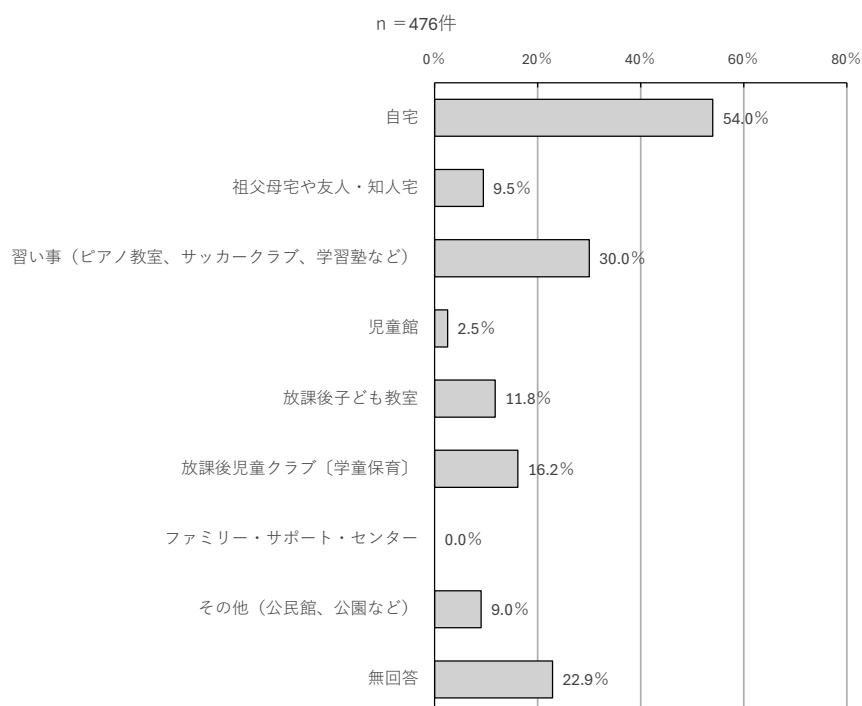


【父親】



母親の 53.6%、父親の 78.2%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では 31.9%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
しています。

②放課後の過ごし方の希望



小学校の間の放課後の過ごし方で希望する過ごし方としては、「自宅」(54.0%)や「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(30.0%)などが多く、「放課後児童クラブ(学童保育)」の利用希望は16.2%となっています。

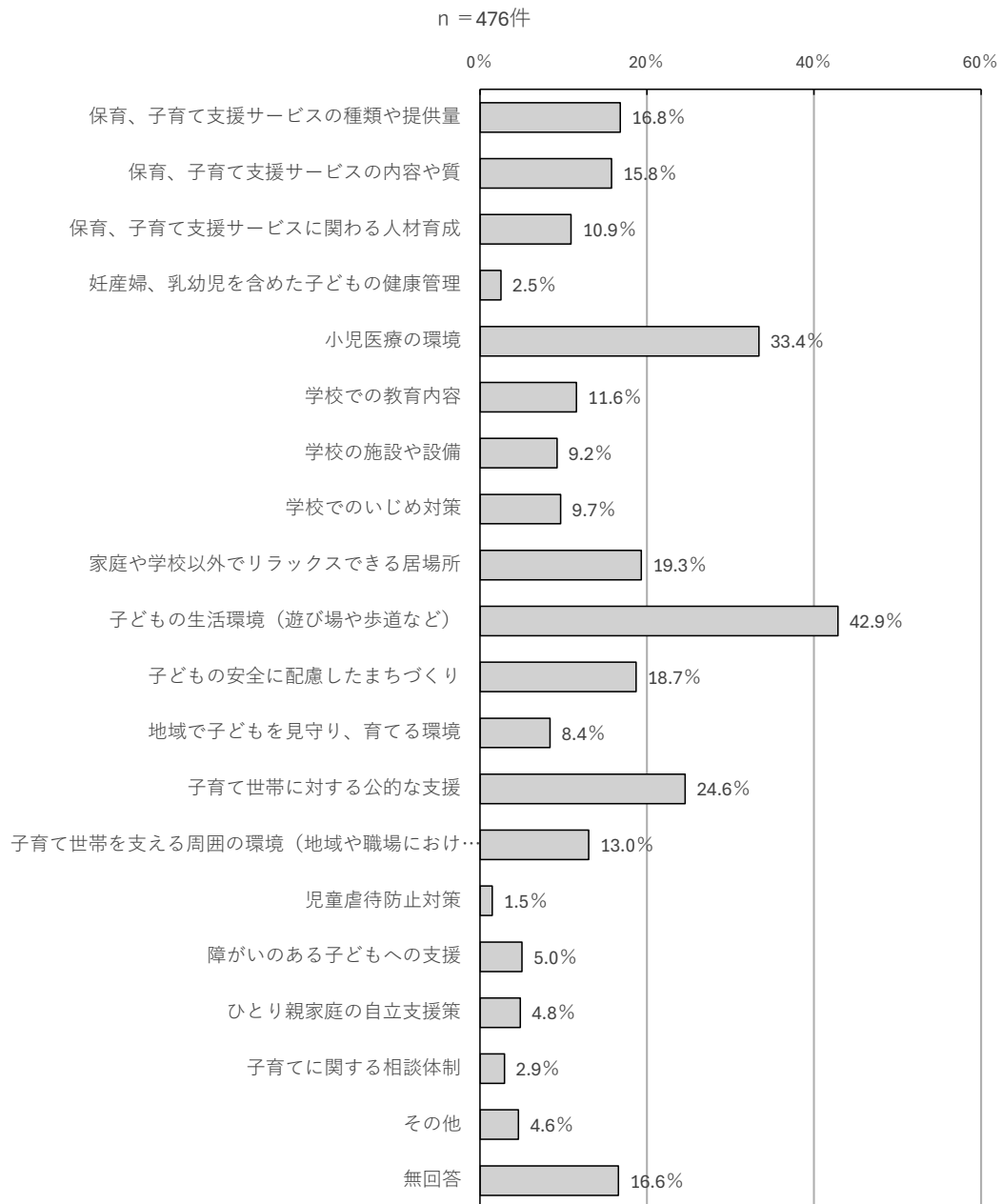
<属性別にみた回答傾向>

		n	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ(学童保育)	ファミリー・サポート・センター	その他 (公民館、公園など)	無回答
全体		100.0%	54.0%	9.5%	30.0%	2.5%	11.8%	16.2%	0.0%	9.0%	22.9%
		476件	257件	45件	143件	12件	56件	77件	0件	43件	109件
子どもの学年	1年生	100.0%	47.5%	7.5%	25.0%	3.8%	17.5%	36.3%	0.0%	7.5%	12.5%
		80件	38件	6件	20件	3件	14件	29件	0件	6件	10件
	2年生	100.0%	58.8%	11.8%	27.1%	1.2%	14.1%	25.9%	0.0%	4.7%	17.6%
		85件	50件	10件	23件	1件	12件	22件	0件	4件	15件
	3年生	100.0%	59.7%	10.4%	39.0%	1.3%	11.7%	16.9%	0.0%	7.8%	18.2%
		77件	46件	8件	30件	1件	9件	13件	0件	6件	14件
	4年生	100.0%	55.1%	7.2%	37.7%	4.3%	10.1%	8.7%	0.0%	8.7%	27.5%
		69件	38件	5件	26件	3件	7件	6件	0件	6件	19件
	5年生	100.0%	54.1%	16.2%	33.8%	0.0%	6.8%	4.1%	0.0%	135.1%	23.0%
		74件	40件	12件	25件	0件	5件	3件	0件	100件	17件
	6年生	100.0%	50.0%	3.3%	23.3%	3.3%	8.3%	1.7%	0.0%	11.7%	41.7%
		60件	30件	2件	14件	2件	5件	1件	0件	7件	25件

子どもの学年別にみると、希望の過ごし方として「放課後児童クラブ(学童保育)」を利用したいと回答があった中では1年生が36.3%でもっとも高く、以降、学年が上がるほど利用意向は低くなっています。

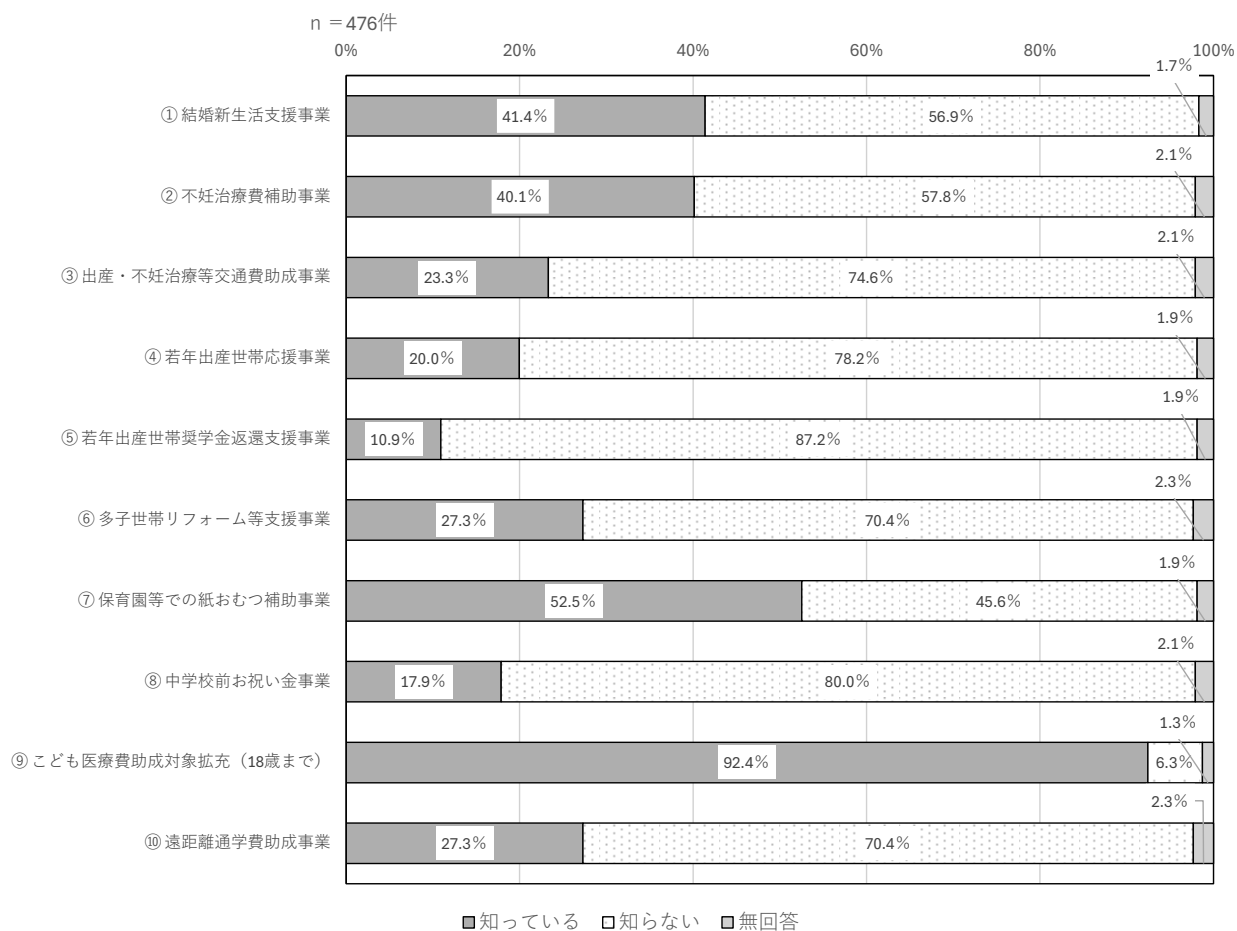
③市の取り組みについて

■子ども・子育て支援に関して不満に思うところ



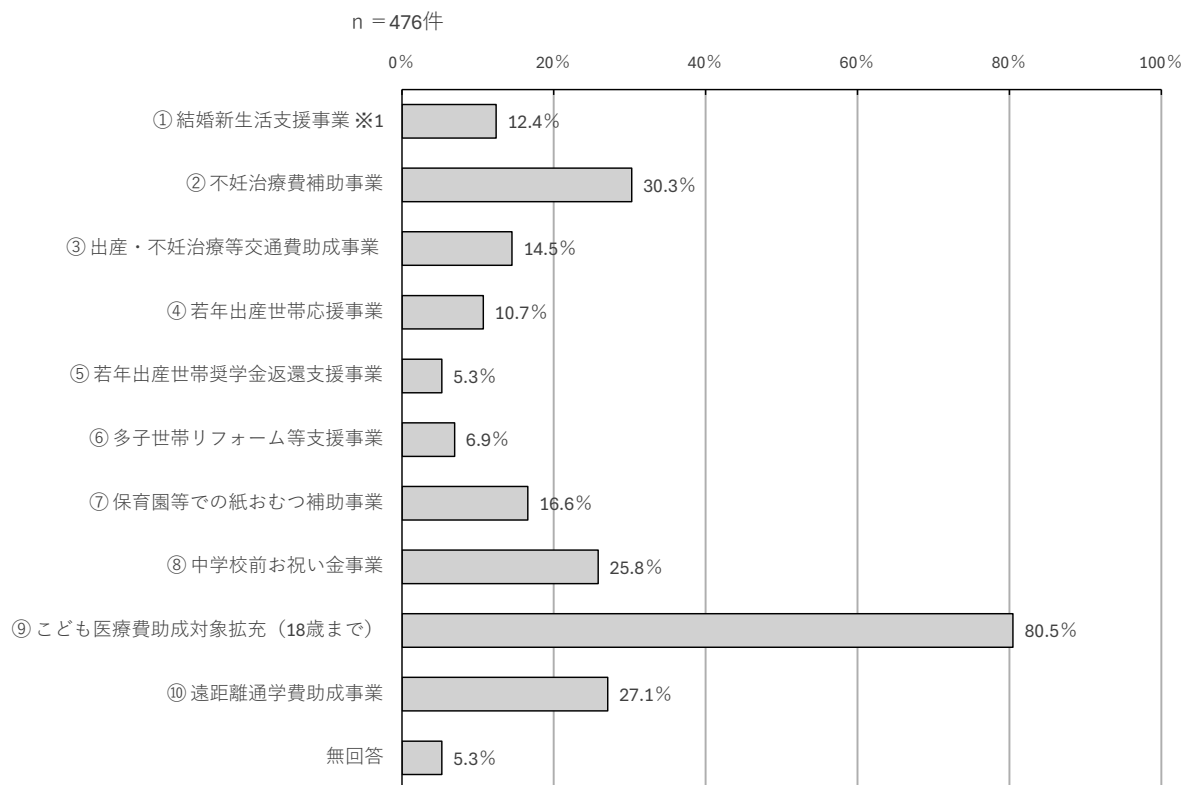
子ども・子育て支援の取り組みに対して不満に思うことについて確認したところ、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」（42.9%）、「小児医療の環境」（33.4%）などへの回答が多くなっています。

■本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業の認知度



本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業について、「⑨こども医療費助成対象拡充（18歳まで）」の知っているという回答は92.4%と9割を超えていますが、⑧中学校前お祝い金事業の知っているという回答は2割を下回っています。

■本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業の優先度



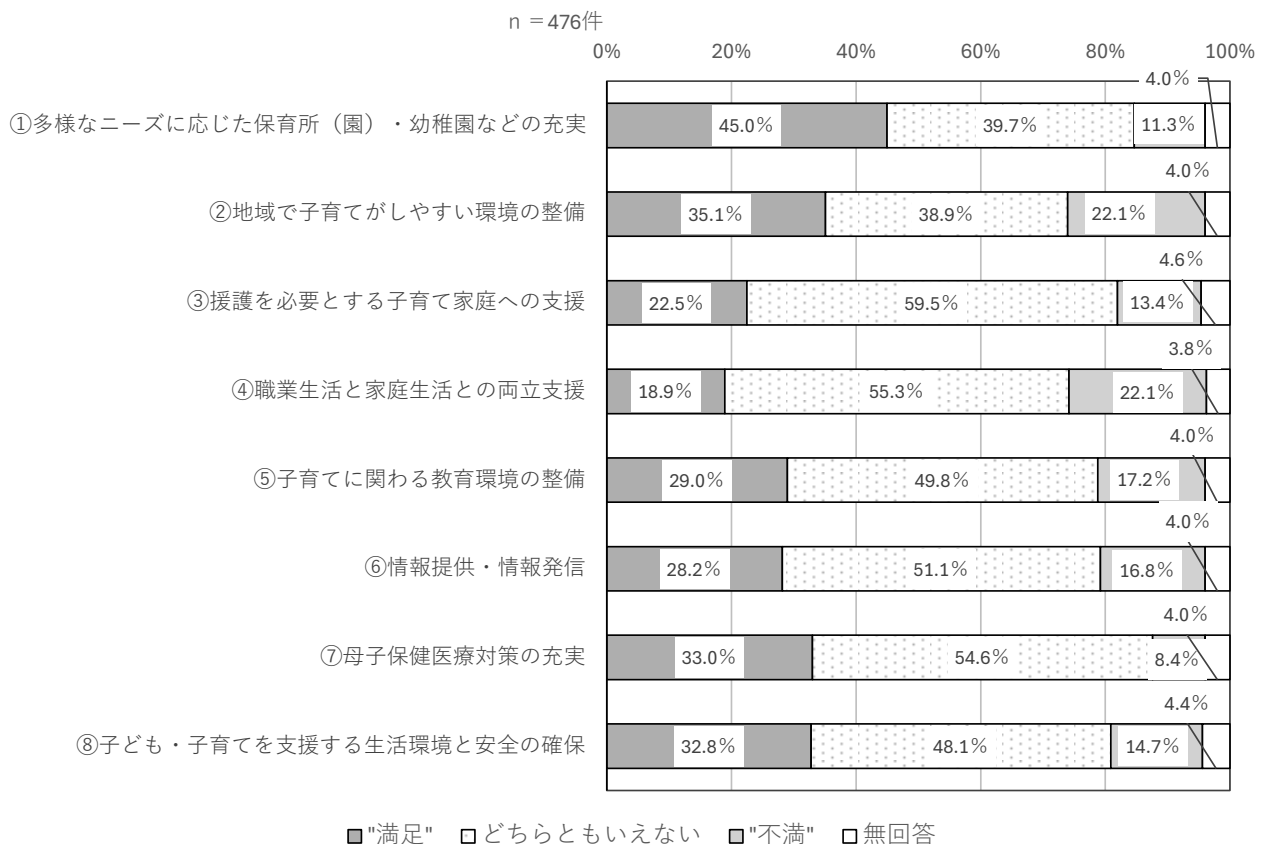
本市が実施している子ども・子育て支援に関する事業について、優先度が高い事業を3つまで確認したところ、「⑨こども医療費助成対象拡充（18歳まで）」（80.5%）、「②不妊治療費補助事業」（30.3%）、「⑩遠距離通学費助成事業」（27.1%）などへの回答が多くなっています。

■ 子ども・子育て支援に関する市の主な取り組みに対する満足度と重要度

【満足度】

	n	満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	平均
①多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実	476件	9.7%	35.3%	39.7%	6.9%	4.4%	4.0%	3.40点
②地域で子育てがしやすい環境の整備	476件	4.0%	31.1%	38.9%	16.4%	5.7%	4.0%	3.12点
③援護を必要とする子育て家庭への支援	476件	2.9%	19.5%	59.5%	10.1%	3.4%	4.6%	3.09点
④職業生活と家庭生活との両立支援	476件	2.3%	16.6%	55.3%	16.4%	5.7%	3.8%	2.93点
⑤子育てに関わる教育環境の整備	476件	3.8%	25.2%	49.8%	13.4%	3.8%	4.0%	3.12点
⑥情報提供・情報発信	476件	2.7%	25.4%	51.1%	12.4%	4.4%	4.0%	3.10点
⑦母子保健医療対策の充実	476件	7.8%	25.2%	54.6%	6.1%	2.3%	4.0%	3.31点
⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保	476件	5.0%	27.7%	48.1%	9.7%	5.0%	4.4%	3.19点

子ども・子育て支援に関する市の主な取り組みについて、「満足」、「不満」という回答が1割を超えるものはありませんが、②地域で子育てがしやすい環境の整備、③援護を必要とする子育て家庭への支援、④職業生活と家庭生活との両立支援、⑥情報提供・情報発信では「不満」という回答が「満足」という回答をわずかに上回っています。

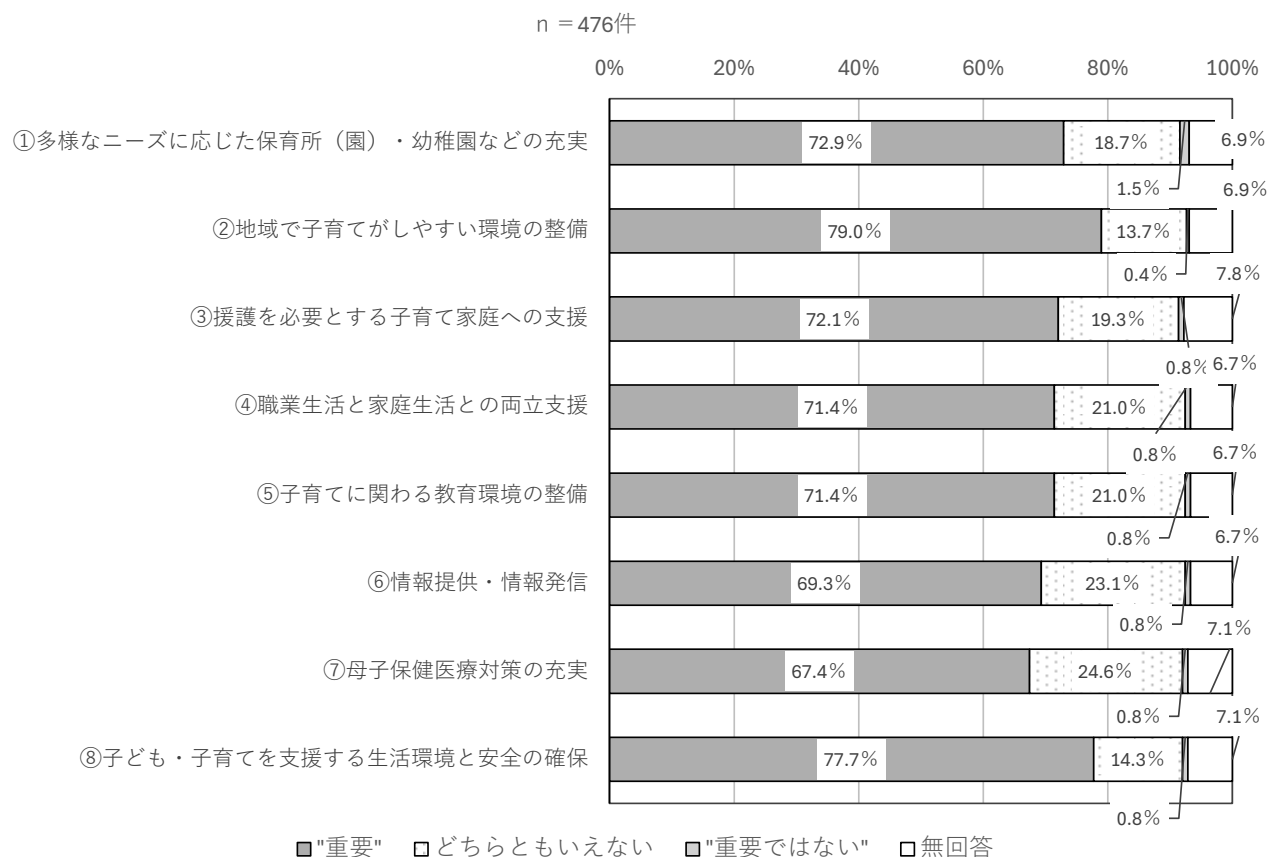


「まあ満足できる」と「満足できる」を「満足」、「やや不満」と「不満」を「不満」として整理すると、回答があった中では、④職業生活と家庭生活との両立支援では「満足」という回答の割合が18.9%と最も低くなっています。

【重要度】

	n	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答	平均
①多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実	100.0% 476件	46.4% 221件	26.5% 126件	18.7% 89件	1.1% 5件	0.4% 2件	6.9% 33件	4.26点
②地域で子育てがしやすい環境の整備	100.0% 476件	51.7% 246件	27.3% 130件	13.7% 65件	0.2% 1件	0.2% 1件	6.9% 33件	4.40点
③援護を必要とする子育て家庭への支援	100.0% 476件	41.0% 195件	31.1% 148件	19.3% 92件	0.6% 3件	0.2% 1件	7.8% 37件	4.22点
④職業生活と家庭生活との両立支援	100.0% 476件	42.4% 202件	29.0% 138件	21.0% 100件	0.8% 4件	0.0% 0件	6.7% 32件	4.21点
⑤子育てに関わる教育環境の整備	100.0% 476件	42.4% 209件	29.0% 149件	21.0% 81件	0.8% 4件	0.0% 0件	6.7% 33件	4.27点
⑥情報提供・情報発信	100.0% 476件	36.6% 174件	32.8% 156件	23.1% 110件	0.6% 3件	0.2% 1件	6.7% 32件	4.12点
⑦母子保健医療対策の充実	100.0% 476件	40.8% 194件	26.7% 127件	24.6% 117件	0.6% 3件	0.2% 1件	7.1% 34件	4.15点
⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保	100.0% 476件	54.2% 258件	23.5% 112件	14.3% 68件	0.8% 4件	0.0% 0件	7.1% 34件	4.41点

子ども・子育て支援に関する市の主な取り組みについて、回答があった中では「重要」という回答が全般的に多く、⑧子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保については54.2%が「重要」としています。



「重要」と「やや重要」を「重要」、「あまり重要ではない」と「重要ではない」を「重要ではない」として整理すると、全般的に「重要」という回答の割合が高くなっています。

第3章 計画の方向性

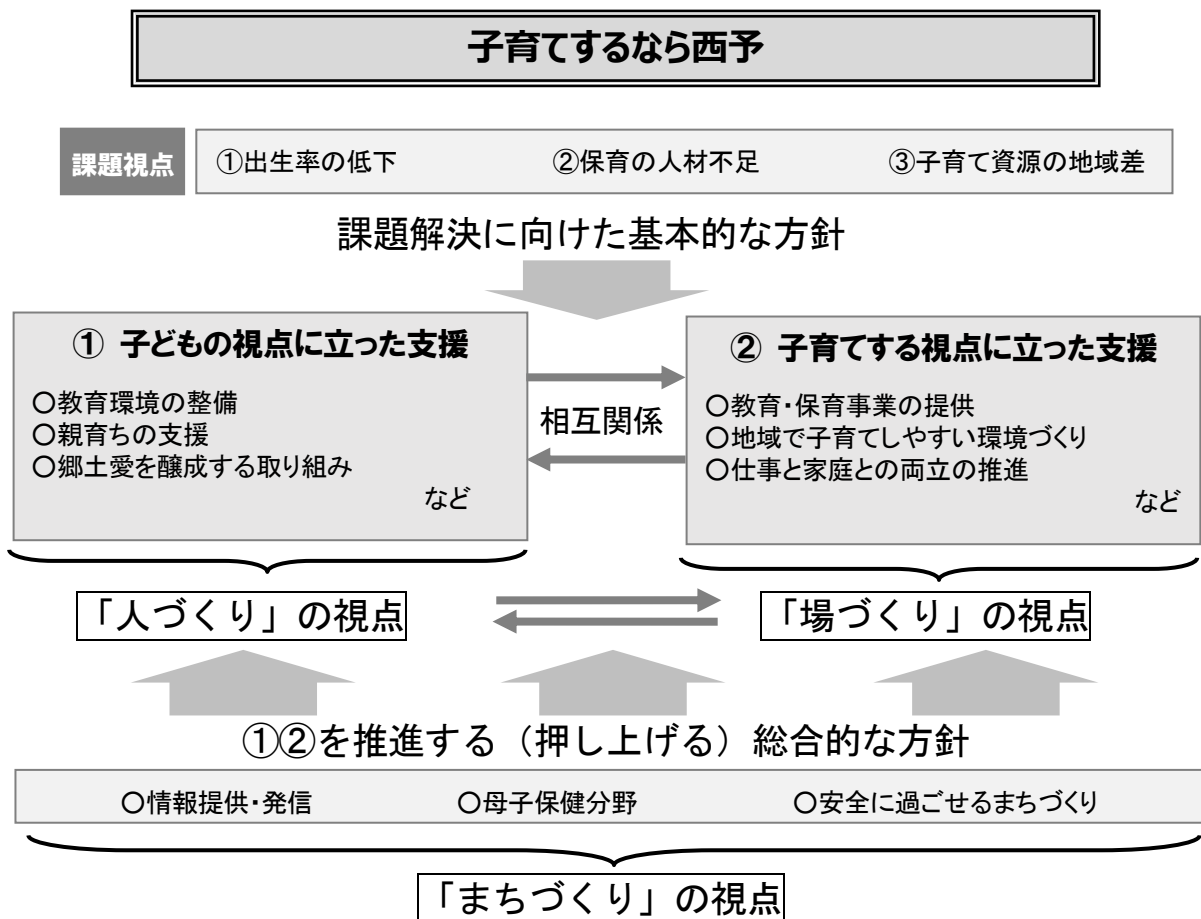
1. 計画の将来像

全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が進行していく中で、地域の中で子どもを見守り、ときには日々の子育てに対する助言や支援、協力を得るといったことが困難な状況となっています。

西予市においても、少子高齢化が進み、今後も人口は減少していくと予想されます。そうした中で、今の人口を維持するためには、西予市で子どもを生み、育てる環境を整備し、「西予市で子どもを生みたい」、「西予市で子育てしたい」と思ってもらえることが必要です。

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、子どもと子育てをする保護者を社会全体で支える仕組みを構築し、子育て環境をより一層充実していくことで「西予市で子育てしたい」と思ってもらえることを目的に、本計画の将来像を掲げます。



2. 計画の基本的な視点

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが大切です。

この視点をもとに、子どもの成長をとらえるとするば、教育・保育の充実のみならず、乳幼児期から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていく必要があります。

そのため、本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、「場づくり」、「人づくり」、「まちづくり」の3つの視点からすべての子どもの成長に関わる子育て支援を一体的にとらえ、子どもの成長にあわせて広がっていく計画としていきます。

こうした視点を取り入れ、西予市で育みたい子ども像を実現し、西予市に暮らすすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることを目指します。

<場づくりの視点>

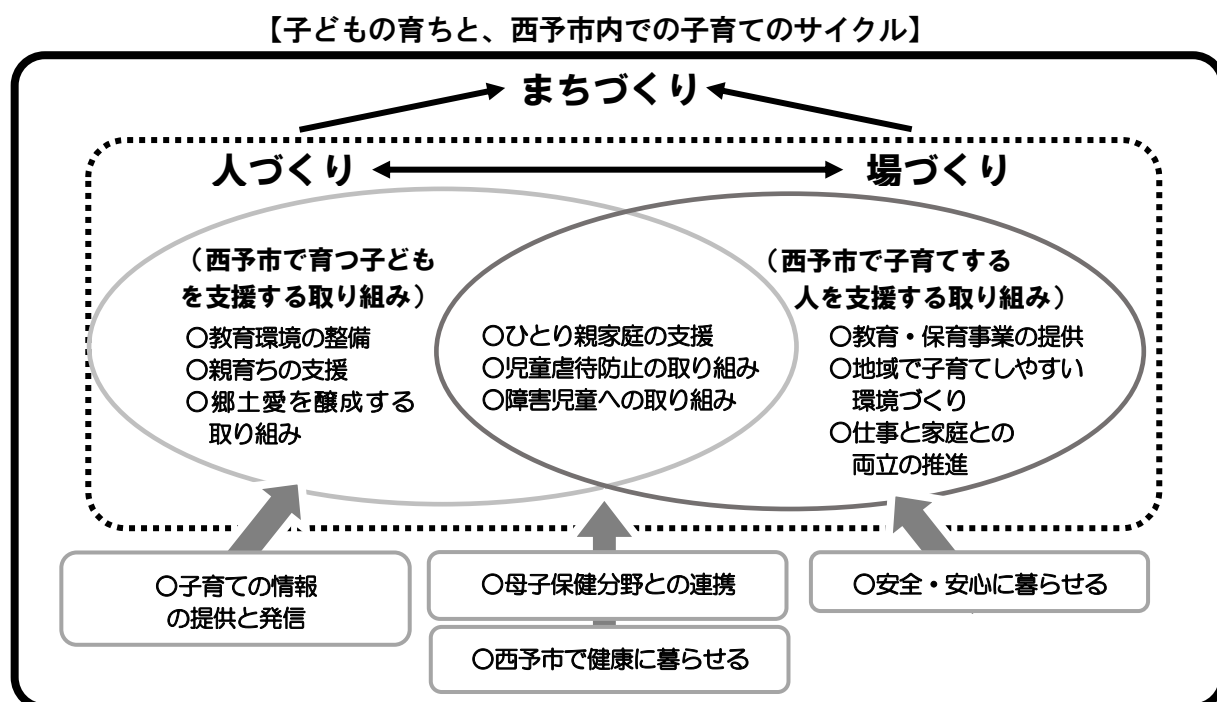
子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者のニーズは多様化しており、子どものいるすべての家庭が安心して子育てができるためには、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供が必要です。また、地域における子育てを支えるネットワークを形成し、西予市で子育てしやすい環境づくりを進めます。

<人づくりの視点>

西予市で子どもが健やかに成長するためには、乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが重要です。子どもの個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるまちを目指した施策を推進します。

<まちづくりの視点>

上記の「場づくり」、「人づくり」2つの視点をもって施策を推進するためには、2つの視点を支えるための施策が必要となります。子育てに関する情報提供、健康を確保するための施策、施設や交通環境の整備など、まちづくりに関わる施策を推進します。



3. 施策の体系

■ 将来像

子育てするなら西予

■ 視点

■ 基本目標

場づくりの視点

1. 多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実

2. 地域で子育てがしやすい環境の整備

3. 援護を必要とする子育て家庭への支援

4. 職業生活と家庭生活との両立の推進

人づくりの視点

5. 子育てに関わる教育環境の整備

まちづくりの視点

6. 情報提供・情報発信

7. 母子保健医療対策の充実

8. 子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保

4. 教育・保育提供区域の設定

○西予市における教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら区域設定を行う必要があることから、全市を一地区として教育・保育提供区域に設定します。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

■教育・保育

認定区分	対象年齢	対象施設	提供区域
1号認定	3～5歳（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園	全域（1区域）
2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）	保育園 認定こども園	
3号認定	0～2歳（保育の必要性あり）	保育園 認定こども園 地域型保育事業	

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	提供区域
利用者支援事業	全域（1区域） ※放課後児童健全育成事業は小学校区単位。
妊婦等包括相談支援事業	
地域子育て支援拠点事業	
妊婦健康診査事業	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子育て世帯訪問支援事業	
児童育成支援拠点事業 ※現段階においては未実施	
親子関係形成支援事業	
子育て短期支援事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
一時預かり事業	
延長保育事業	
病児保育事業	
放課後児童健全育成事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※現段階においては未実施	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※現段階においては未実施	
乳児等通園支援事業 ※本市においては令和8年度より実施	
産後ケア事業	

■地域型保育事業

事業名	概要
家庭的保育	少人数を対象にしたきめ細かな保育を実施（定員5人以下）
小規模保育	比較的小規模な保育を実施（定員6人～19人）
居宅訪問型保育	子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施
事業所内保育	従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を実施

5. 子ども・子育て支援事業の確保の方策

(1) 本市で想定する教育・保育の量の見込み

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	3～5歳	教育	44人	42人	40人	39人	37人
2号	3～5歳	教育	0人	0人	0人	0人	0人
		保育	459人	439人	419人	401人	382人
3号	0歳	保育	16人	16人	15人	14人	14人
	1歳	保育	105人	101人	98人	94人	90人
	2歳	保育	117人	112人	108人	103人	99人

本市では、ニーズ調査（アンケート調査）での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間における教育・保育の見込み量について、上記のように想定しました。

(2) 教育・保育の確保の方策

①教育利用に対する確保策

■ 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

1号	3～5歳	教育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			44人	42人	40人	39人	37人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	92人	92人	92人	92人	92人
		箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

【提供体制確保の考え方】

入所数は減少傾向にあるものの、幼児教育を希望する家庭のニーズに応えるため、利用定員の調整を図りながら提供量の確保に努めていきます。

②保育利用に対する確保策

■ 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

2号	3～5歳	保育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			459人	439人	419人	401人	382人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	526人	526人	526人	526人	526人
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

【提供体制確保の考え方】

出生数は減少しているが、就労する保護者が増えている現状にあるため、安心して預けられる保育の提供量の確保に努めていきます。

■ 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

3号	0歳	保育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			16人	16人	15人	14人	14人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	41人	39人	39人	35人	35人
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	地域型保育	提供量	8人	8人	8人	8人	8人
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制確保の考え方】

低年齢（0歳）からの入所希望が増加しているため、保育士の確保等も含め、提供量の確保に努めていきます。また、事業所内保育施設、小規模保育所などについても、一定数の利用希望があることから、事業者との連携を図りながら提供量確保に努めます。

■ 3号認定（1歳）・保育利用に対する確保策

3号	1歳	保育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			105人	101人	98人	94人	90人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	103人	101人	101人	101人	101人
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	地域型保育	提供量	9人	9人	9人	9人	9人
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制確保の考え方】

低年齢（0歳）からの入所希望が増加しているため、保育士の確保等も含め、提供量の確保に努めていきます。また、事業所内保育施設、小規模保育所などについても、一定数の利用希望があることから、事業者との連携を図りながら提供量確保に努めていきます。

■ 3号認定（2歳）・保育利用に対する確保策

3号	2歳	保育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			117人	112人	108人	103人	99人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	126人	124人	124人	124人	124人
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	地域型保育	提供量	10人	10人	10人	10人	10人
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制確保の考え方】

低年齢（0歳）からの入所希望が増加しているため、保育士の確保等も含め、提供量の確保に努めていきます。また、事業所内保育施設、小規模保育所などについても、一定数の利用希望があることから、事業者との連携を図りながら提供量確保に努めていきます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

①利用者支援事業

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①利用者支援事業	こども家庭センター型	見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		確保策（提供量）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和3年4月から子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業（母子保健型）を開始しました。令和6年4月から子育て世代包括支援センターと西予市福祉総合相談センターの子ども子育てに関する機能及び子育て支援課の要保護児童対策地域協議会の機能を一体的に運営する、西予市こども家庭センターを設置。利用者支援事業（母子保健型）から（こども家庭センター型）へ移行しました。

②妊婦等包括相談支援事業

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
②妊婦等包括相談支援事業		見込み量	420回	420回	420回	420回	420回
	こども家庭センター	確保策（提供量）	280回	280回	280回	280回	280回

【提供体制確保の考え方】

令和4年度から伴走型相談支援として、妊娠届出時、新生児訪問時の保健師との面談および妊娠中（8か月時）はアンケートを通じて相談に応じています。妊娠時から妊産婦やその家族に寄り添い、継続的な情報提供や助言を行い必要な支援につなぐ伴走型支援を継続していきます。

③地域子育て支援拠点事業

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
③地域子育て支援拠点事業		見込み量	187人日	178人日	171人日	165人日	161人日
		確保策（提供量）	187人日	178人日	171人日	165人日	161人日
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

子育て支援センターを拠点として、乳幼児及びその保護者の交流の場を提供していきます。出生数の減少に伴い、見込み量は減少しています。

④妊婦健康診査事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
④妊婦健康診査事業	見込み量	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回
	確保策（提供量）	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回
	訪問スタッフ数	14人	14人	14人	14人	14人

【提供体制確保の考え方】

早期に妊娠届を提出することで、適正な妊婦健診ができています。また、受診票交付時に妊婦健診の必要性について説明し受診を勧めています。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑤乳児家庭全戸訪問事業	見込み量	150人	150人	150人	150人	150人
	確保策（提供量）	150人	150人	150人	150人	150人
	訪問スタッフ数	14人	14人	14人	14人	14人

【提供体制確保の考え方】

新生児訪問と合わせて保健師が全戸訪問するようしており、今後も継続して実施します。

⑥養育支援訪問事業

【提供体制確保の考え方】

事業としては実施していませんが、関係機関が連携を取りながら、養育に関する支援が必要な家庭を把握し、相談、助言、指導を行っていきます。

⑦子育て世帯訪問支援事業

【提供体制確保の考え方】

訪問支援員及び事業所の確保等に課題があるため、状況に応じて実施を検討していきます。こども家庭センターにおいて、家庭が抱えている不安を傾聴し、対象に寄り添った支援をしていきます。

⑧児童育成支援拠点事業

【提供体制確保の考え方】

有資格者を含む人材及び事業所の確保等に課題があるため、状況に応じて教育分野とともに実施を検討していきます。

⑨親子関係形成支援事業

【提供体制確保の考え方】

各家庭が抱える課題が大きく異なること、専門性の高い人材及び研修の実施、事業所の確保等に課題があります。児童相談所等が実施する「親子再統合支援事業」の個別対応を依頼し、連携した支援をしていきます。

⑩子育て短期支援事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑩子育て短期支援事業	見込み量	43人日	43人日	43人日	43人日	43人日
	確保策（提供量）	43人日	43人日	43人日	43人日	43人日
	箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

市内の児童養護施設 1 か所、ファミリーホーム 1 か所、市外の児童養護施設で実施し、必要な提供量を確保していきます。

⑪ファミリー・サポート・センター事業

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑪ファミリー・サポート・センター事業	未就学児	見込み量	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
		確保策（提供量）	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
	就学児	見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		確保策（提供量）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	計	見込み量	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
		確保策（提供量）	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

利用者のニーズの把握、提供会員の確保に努め、事業を実施していきます。

⑫一時預かり事業

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑫一時預かり事業	幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり （預かり保育）	見込み量	918人日	986人日	914人日	918人日	848人日
		確保策（提供量）	918人日	986人日	914人日	918人日	848人日
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	一時預かり （一般型）	見込み量	671人日	644人日	616人日	593人日	572人日
		確保策（提供量）	671人日	644人日	616人日	593人日	572人日
		箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【提供体制確保の考え方】

一時預かり事業について、認定こども園への移行や園児数の減少などの影響から、見込み量は減少すると考えられます。

※第 1 期計画において、一時預かり（預かり保育）には私立幼稚園が私学助成で行う事業数値も盛り込んでおりましたが、第 2・3 期計画では子ども・子育て支援事業の対象事業である一時預かり（幼稚園型）のみの数値を計上しています。

⑬延長保育事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑬延長保育事業	見込み量	72人	69人	66人	63人	60人
	確保策（提供量）	72人	69人	66人	63人	60人
	箇所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

【提供体制確保の考え方】

保育標準時間後の延長保育 2 か所に加えて、従来から行ってきた保育短時間後の延長保育を行う 16 か所を計画に盛り込んでいます。

※標準時間の延長保育：宇和保育園、認定こども園三瓶ひまわりこども園

※短時間の延長保育：依津保育所、認定こども園のむらこども園、認定こども園しろかわ保育所、事業所内保育施設スマイル保育園、認定こども園高山保育所、石城保育園、多田保育園、中川保育園、田之筋保育園、下宇和保育園、宇和保育園、認定こども園うわまち未来こども園、認定こども園三瓶ひまわりこども園、認定こども園コナント・インターナショナルプリスクール、認定こども園三瓶幼稚園、小規模保育園あおなみ

⑭病児保育事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑭病児保育事業	見込み量	908人日	863人日	830人日	798人日	768人日
	確保策（提供量）	908人日	863人日	830人日	798人日	768人日
	箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

スマイル保育園に併設する病児保育室ではコロナ禍の影響を受け利用実績が減少したものの、保護者からの利用ニーズは一定数あることに加え、民間事業者が行う病児保育事業では利用実績が増加していることを踏まえ、園児数・児童数の減少にあわせて見込量も減少していくものと想定しています。

⑮放課後児童健全育成事業

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑮放課後児童健全育成事業	低学年	見込み量	250人	236人	223人	211人	200人
		確保策（提供量）	250人	236人	223人	211人	200人
	高学年	見込み量	41人	39人	37人	36人	34人
		確保策（提供量）	41人	39人	37人	36人	34人
	計	見込み量	291人	275人	260人	247人	234人
		確保策（提供量）	291人	275人	260人	247人	234人
		箇所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

【提供体制確保の考え方】

児童数が減少しているため、見込み量は減少していくものと想定しています。

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供体制確保の考え方】

事業の実施については、人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて検討していきます。

⑪多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供体制確保の考え方】

事業の実施については、人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて検討していきます。

⑫乳児等通園支援事業

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑫乳児等通園支援事業	0歳児	見込み量	－	2人日	2人日	6人日	6人日
		確保策（提供量）	－	2人日	2人日	6人日	6人日
	1歳児	見込み量	－	1人日	1人日	2人日	2人日
		確保策（提供量）	－	2人日	2人日	2人日	2人日
	2歳児	見込み量	－	1人日	1人日	2人日	2人日
		確保策（提供量）	－	2人日	2人日	2人日	2人日

【提供体制確保の考え方】

出生数や保育利用ニーズを踏まえた未就園児の見込数に応じて、提供量を算出し計上しています。

※令和8年度から制度の本格実施となるため、令和8年度からの事業実施としています。

※令和8年度以降は、「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

⑬産後ケア事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
⑬産後ケア事業	見込み量	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
	確保策（提供量）	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日

【提供体制確保の考え方】

産後1年までの母子に対して、心身のケアや育児支援を行い、産後の安心した子育てができるように、状況に応じて、近隣市の医療機関や助産院に事業委託し支援体制を確保していきます。

第4章 施策の展開

1. 多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実

（1）教育・保育事業の推進

①教育事業－1号認定（3～5歳）：教育利用

【事業概要】

幼稚園及び認定こども園（教育利用）で児童の教育をします。

幼稚園の認定こども園移行や、保育の利用希望が増えていることを踏まえ、利用定員を減少させて実施していきます。

【取り組みの方向】

教育認定を希望する家庭もあり、教育を受けられる環境の確保に努めるため、利用定員を減少させて実施していきます。

②保育事業－2号認定（3～5歳）：保育利用

【事業概要】

保育所及び認定こども園（保育利用）で保育が必要な児童の保育を行います。

市内では公立3か所（利用定員151名）、私立11か所（利用定員388名）で実施しています。

＜実施機関＞

（公立）依津保育所、認定こども園のむらこども園、認定こども園しろかわ保育所

（私立）高山保育所、石城保育園、多田保育園、中川保育園、田之筋保育園、下宇和保育園、宇和保育園、認定こども園うわまち未来こども園、認定こども園ひまわりこども園、認定こども園コナント・インターナショナルプリスクール、認定こども園三瓶幼稚園

※明間保育園（下宇和保育園分園）は休園中施設のため、施設数及び利用定員から除いています。

【取り組みの方向】

就労する保護者が多く、保育所への入所が増えているため、今後も同様に実施していきます。

③保育事業－3号認定（0～2歳）：保育利用

【事業概要】

保育所及び認定こども園（保育利用）、地域型保育事業で保育が必要な児童の保育を行います。

0歳児及び1-2歳児ともに、市内では公立4か所（利用定員101名）、私立12か所（利用定員218名）で実施しています。

＜実施機関＞

（公立）依津保育所、認定こども園のむらこども園、認定こども園しろかわ保育所、事業所内保育施設スマイル保育園

（私立）高山保育所、石城保育園、多田保育園、中川保育園、田之筋保育園、下宇和保育園、宇和保育園、認定こども園うわまち未来こども園、認定こども園ひまわり保育園、認定こども園コナント・インターナショナルプリスクール、認定こども園三瓶幼稚園、小規模保育園あおなみ

※明間保育園（下宇和保育園分園）は休園中施設のため、施設数及び利用定員から除いています。

【取り組みの方向】

出生率が低下する中でも、保育を必要としている家庭は低年齢で増えており、低年齢（3歳未満児）の受け皿の確保が今後必要になると考えられるため、引き続き、必要な受け皿の確保に努めていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

こども家庭センター型：旧子育て世代包括支援センター及び旧子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。

【取り組みの方向】

令和 6 年 4 月から西予市こども家庭センターを設置しました。今後も引き続き、地域や関係機関、教育分野との連携した体制づくりを行い、虐待予防及びこどもの健やかな育ちを支援するとともに、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援に努めていきます。

②妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦やその配偶者等に対し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、保健師が面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行っています。

令和 4 年度から伴走型相談支援として取り組んでいます。

妊娠期：（出生届時）面談、（8 か月時）アンケートによる把握

出産後：（乳児家庭全戸訪問）面談

【取り組みの方向】

保健師による出生届出時の面談及び乳児家庭全戸訪問は令和 4 年度以前から実施しています。今後も継続して、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援に取り組めます。

③地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。

市内では、3 か所で実施しています。

＜実施機関＞

すくすくルーム（宇和保育園）、コアラルーム（コスモス館）、うわっこ（宇和児童館）

【取り組みの方向】

西予市公式 LINE 内の「きずなメール」により、妊娠期から 3 歳までの保護者を対象に子育て支援情報の配信を行っています。

④妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊娠を届け出た者に対し、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票を交付します。西予市では妊婦一般健康診査 14 回と妊婦歯科健診 1 回を医療機関等に委託し、妊娠中の健康管理を行うとともに健診費用を助成し経済的負担の軽減を図っています。

妊婦健診は受診券を交付した妊婦全員が受診でき、医療機関から返送された受診結果から必要な妊婦に対し訪問・相談による支援を行っています。妊婦歯科健診の受診率は約 50%で推移しています。妊娠届出時に面談を行い、保健指導、栄養指導、歯科指導を行い、妊婦及び家族の生活習慣の改善を促しています。また、母子管理システムにより妊娠中から乳幼児期の継続した健康管理を行っています。

【取り組みの方向】

今後も妊娠届出時の面談による保健指導等を実施し、妊娠期から乳幼児期につながる継続した健康管理及び妊婦健診の受診勧奨に努めていきます。

妊婦歯科健診は治療中の場合や市外の歯科医院がかかりつけの場合があり、受診券を利用しない方もいますが、受診券利用の促進を含め歯科健診の受診勧奨を行っています。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

実施率は 95%以上となっています。

里帰りの長期化や自宅訪問拒否により、生後 4 か月以内の訪問ができない場合もあるため、保護者の希望により、年間 5 件前後は県外・市外の里帰り先の自治体へ訪問を依頼し、里帰り先での保健師の訪問を受けられるようにしています。

【取り組みの方向】

今後も継続し、切れ目ない支援に努めていきます。

⑥養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

現在西予市では事業としては実施していませんが、支援が必要と思われる乳幼児に対し、保健師、家庭児童相談員等が訪問し、相談指導を行っています。

＜実施機関＞

西予市

【取り組みの方向】

今後も関係機関が連携を取りながら支援をしていきます。

⑦子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援を行います。

【取り組みの方向】

訪問支援員及び事業所の確保等に課題があるため、状況に応じて実施を検討していきます。

⑧児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【取り組みの方向】

新規事業として実施するにあたっては、人材(有資格者を含む)及び事業所の確保等に課題があるため、状況に応じて教育分野とともに実施を検討していきます。

⑨親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、心身の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【取り組みの方向】

新規事業として実施するにあたっては、人材(有資格者を含む)及び事業所の確保等に課題があるため、状況に応じて教育分野とともに実施を検討していきます。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、必要な保護を行うものです。令和5年度から、市内2カ所、市外1カ所で事業提供を行っており、利用については、増加傾向にあります。

<実施機関>

児童養護施設「ひまわりの家」、「八幡浜少年ホーム」、ファミリーホーム「Our-house」

【取り組みの方向】

一時的に家庭での養育が困難な場合の児童保護は必要であるため、施設と利用調整しながら有利に活用できるよう取り組んでいきます。

⑪ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

乳幼児や小学生の子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

平成30年度よりひとり親家庭等（ひとり親・低所得者・ダブルケア世帯）に対して利用支援を開始しています。

市内では、平成28年10月より1カ所で実施しています。

預かり等の相談があるものの、提供会員不足により活動に結びつきにくくなっているため、今後の提供会員確保が課題と考えられます。

<実施機関>

西予市

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組みつつ、提供会員確保のために周知等に努めていきます。

⑫一時預かり事業

【事業概要】

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点などで一時的に預かり、必要な保育を行っています。

<預かり保育>

市内では、公立2園、私立2園で実施しています。

（公立）認定こども園のむらこども園、認定こども園しろかわ保育所

（私立）認定こども園うわまち未来こども園、認定こども園三瓶ひまわりこども園

<一般型>

市内では、公立1園、私立3園で実施しています。

（公立）認定こども園しろかわ保育所

（私立）宇和保育園、認定こども園うわまち未来こども園、認定こども園三瓶ひまわりこども園

【取り組みの方向】

今後も事業の周知を図り、継続して取り組んでいきます。

⑬延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施するものです。

市内では、保育標準時間を超える延長保育を2か所の施設で実施しているほか、保育短時間を超える延長保育を全施設で実施しています。

＜実施機関＞

（保育標準時間の延長）宇和保育園、認定こども園三瓶ひまわりこども園
（保育短時間の延長）全施設

【取り組みの方向】

利用状況は横ばいとなっており、継続して取り組んでいきます。

⑭病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行っています。

市内では、3か所の保育施設で実施しています。

＜実施機関＞

認定こども園うわまち未来こども園、ひまわり保育園、スマイル保育園病児保育室

【取り組みの方向】

今後も事業の周知を図り、継続して取り組んでいきます。

⑮放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

市内では9か所で実施しています。

＜実施機関＞

トトロクラブ、すこやか児童クラブ、のむらキッズ、明下田クラブ、ななほし中川、おれんじクラブ、しろかわキッズ、なかよしクラブ、てっぺん広場

【取り組みの方向】

近年待機児童が発生している児童クラブもあるため、受け入れ人員の拡大等を検討し、継続して取り組んでいきます。

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の、全部または一部を助成するものです。

現在、市内では実施していません。

【取り組みの方向】

今後について、新事業として実施する場合、人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

⑪多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するものです。

現在、市内では実施していません。

【取り組みの方向】

今後について、新事業として実施する場合、人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

⑫乳児等通園支援事業

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、0歳6ヶ月から満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる通園制度です。

【取り組みの方向】

未就園児数や利用ニーズなどを踏まえ、市内の各事業者と連携を図りながら、制度の本格実施となる令和8年度の事業開始に向けて取り組んでいきます。

⑬産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子で、サポートが必要な方に産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行っています。

<サポート内容>

- ・保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
- ・心理的ケアやカウンセリングや療養等

<種類>

- ・宿泊型：病院、助産院等で宿泊による休養の機会等の提供
- ・デイサービス型：施設において、日中来所した方に提供
- ・訪問型：助産師が自宅に赴いてサービスを提供

<実施機関>

- ・西予市、宇和島市、大洲市の医療機関及び助産院

【取り組みの方向】

母子保健法の改正により、西予市では令和3年度から実施しています。当市は出産施設がないので、近隣市の医療機関や助産院にも事業を委託しています。今後も継続して、産後の母子の状況に応じた支援に取り組みます。

（３）幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう学校の教育環境等の整備、また、地域全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域における教育力を総合的に高める施策を推進します。

①教育・保育の一体的な提供

教育・保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設である認定こども園への移行、整備については、地域性等も考慮しながら必要性について検討します。

②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

③親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実に努めます。

2. 地域で子育てがしやすい環境の整備

(1) 地域の子育て支援

①教育・保育施設・サービスの利用者支援事業

【事業概要】

教育・保育施設やサービスの利用者を支援するために、子育て支援情報の収集と提供、相談支援に取り組んでいます。

特に、相談支援においては身近な場所で気軽に行えることが重要であるため、地域子育て支援センターや各保育園などにおいて、育児相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携を図りながら育児不安の解消に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいます。

②愛護班活動事業

【事業概要】

親子でも楽しめるような様々な体験学習やイベントを提供し、参加を促すことで、地域同士のつながりの促進を図っていきます。

子どもの数も減少しており、各単位愛護班の担い手に関してもP T A役員が愛護班活動を実施している場合が多くなっています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいます。

③P T A活動事業

【事業概要】

西予市のすべての子どもが、心身ともに健全に成長できるよう、P T Aにおいて事業を展開していきます。

【取り組みの方向】

少子化にともない会員数が減少傾向にあり、今後役員のなり手不足が懸念されるため、担い手育成に力を入れながら、継続して取り組んでいます。

④小中学校支援者補償事業

【事業概要】

地域の学校支援者が、教育活動中に発生した事故の補償を行うために、日本 PCA 学校支援者補償制度に加入し、安心して活動を行えるように図っていきます。

学校側も支援側も、どちらもが安心して子どもたちの教育に関われるように保険に加入し、万が一の事故の際も適切に対応できる体制を整えています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

(2) 放課後の過ごし方

①えひめっ子未来創造事業活動事業

【事業概要】

子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、郷土愛を醸成し、地域を創生する学校内外における活動（放課後子ども教室、学び舎、地域協働活動推進員、家庭教育支援事業）と、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の充実にに向けた取組を一体的推進していきます。

【取り組みの方向】

学校・家庭・地域が連携・協働し放課後の子どもの居場所づくりを進めるため、運営組織や推進体制の整備を図り、事業推進の強化を行いながら、子どもたちにより良い学びの環境を提供できるよう取り組んでいきます。

3. 援護を必要とする子育て家庭への支援

(1) 特別な支援を必要とする子どもの支援

① 障害児保育事業

【事業概要】

障害児を受け入れている私立保育所（園）が、入所児童の適切な保育のため児童福祉法最低基準第33条第2項に規定する保育士を超えて、保育士の加配を行うための費用を補助しています。

【取り組みの方向】

今後も一人ひとりの発達に応じた適切な保育ができるよう、公立、私立すべての保育所（園）で必要な保育士の確保を図っていきます。

② 発達支援体制の充実事業

【事業概要】

特別支援連携協議会において、関係機関の連携の強化を図るとともに、研修・啓発活動の実施、相談支援ファイルの作成・活用などの取り組みによって、発達障害のある子どもの早期発見と、早期の発達支援に取り組んでいます。また、発達障害のある子どもの適正な就学支援のため、西予市の教育相談の充実などを図ってきました。また、令和5年度より教育部学校教育課に発達支援の相談業務を行うコーディネーターを配置しています。

今後は、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育」体制の構築など、より充実した発達支援体制を構築できるように図っていきます。

【取り組みの方向】

適正な会の開催。より広く情報を共有し、健康づくりや子育て支援課、福祉課、学校教育課とも連携していく中で、幼児期から配慮を必要とする子どもたちへの支援に努めていきます。

③障害児通所支援事業

【事業概要】

＜障害児発達支援＞

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

＜放課後等デイサービス＞

就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

＜保育所（園）等訪問支援＞

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

＜障害児相談支援＞

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成します。また、通所支援事業を利用後は一定期間ごとにサービス等の利用状況等を検証し、サービス利用計画の見直しを行います。

【取り組みの方向】

発達支援は市内に 1 か所、放課後等デイサービス、相談支援については市内に 2 か所の事業所があり、多くのニーズに対応することができています。地域での生活を支える上で重要な支援であり、より充実したものにできるよう、今後も事業の発展に努めていきます。

（２）ひとり親家庭等の自立支援

①母子父子自立支援事業

【事業概要】

母子・父子家庭の母親及び父親の自立を支援し、就業をより効果的にするための主体的な能力開発の取り組みや、求職活動に関する支援を行っていきます。

【取り組みの方向】

母子家庭及び父子家庭の母親及び父親の自立を支援し、促進するために各種教育訓練受講のための支援、求職活動の支援を行っています。

求職活動については、支援により就職につながるケースが多いものの、教育訓練支援については、講座を修了できない人もいる状況となっており、今後もきめ細やかな支援に継続して取り組んでいきます。

②高等職業訓練促進給付金等事業

【事業概要】

母子・父子家庭の母親及び父親を対象に、看護師（准看護師を含む。）、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他市長が別に定める資格について、資格取得のため、1年以上の専門学校等に通っている場合、修業期間の生活費相当額を助成しています。

現在のところ、本制度を利用する人は少ない状況となっています。

【取り組みの方向】

申請を受けて助成するだけでなく、今後利用が見込まれる対象者についても関係機関と情報連携しながら、制度を活用してもらえるように案内や、きめ細やかな支援を行いながら、今後も継続して事業を実施していきます。

③ひとり親家庭等自立促進計画策定事業

【事業概要】

現行のひとり親家庭等自立促進計画は令和4年3月に令和4年度から令和8年度の5か年計画として策定されており、理念や考え方などを本計画と十分に共有しながら、令和9年度に向けて新たな計画を策定していきます。

【取り組みの方向】

計画策定後、各種ひとり親世帯の支援策を実施しています。今後も計画に沿って支援策を継続していきます。

④ひとり親家庭医療費助成事業

【事業概要】

所得税非課税世帯の母子・父子家庭などに対して、医療費の自己負担分を助成することによって、経済基盤の弱い家庭の保健・福祉を格差なく向上させるとともに、生活の安定を図ります。

【取り組みの方向】

ひとり親家庭等では、収入面で経済的に厳しい場合も少なくなく、世帯の平均収入が児童の健康状態に影響することも懸念されることから、今後も継続して取り組んでいきます。

⑤母子父子家庭小口資金貸付事業

【事業概要】

母子・父子家庭の自立と、子どもの教育費などに関わる小口資金を貸しつけます。

申請件数の推移では横ばいとなっているものの、一時的な生計の調整など、緊急性が高い場合に利用されています。

【取り組みの方向】

申請件数は、横ばいもしくは増加傾向となっています。ひとり親家庭世帯の、緊急性の高い一時的な生計の調整のために利用されており、引き続き取り組んでいきます。

⑥児童扶養手当支給事業

【事業概要】

児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などで父親または母親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

申請件数は少子化にともなう人口減により減少しているものの、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減のために必要性の高い事業となっています。

【取り組みの方向】

人口減にともない受給者数は減少傾向にありますが、所得制限額の緩和や第2子以降の加算額の引き上げなどにより支給額は増加傾向にあります。ひとり親家庭世帯の生活安定と自立促進及び、児童福祉の増進のため、継続して実施していきます。

(3) 児童虐待防止の取り組み

①児童虐待等の未然防止・早期発見

【事業概要】

南予子ども・女性支援センターと、市内の警察機関、幼稚園・保育所（園）、学校が連携を取り合って子育て支援ネットワークを構築し、早期発見と迅速な対応による重症化の防止に努めています。

【取り組みの方向】

南予子ども・女性支援センター、警察機関との連携はもとより、各幼稚園・保育所、学校へは毎年訪問し連携を取ることで、早期発見・迅速な対応による重症化の防止に努めていきます。

②DV 関連事業

【事業概要】

被害者の保護から DV 防止までの施策を行い、関係機関との連携及び対策を図り、DV 被害者の保護を行っています。また、DV 研修等に参加し担当者の資質向上に努めるとともに、西予市 DV 防止対策ネットワークの見直しを進めます。

【取り組みの方向】

DV 被害者に対しては各機関と連携し、対策を行っています。

また西予市 DV 防止対策ネットワークが十分に機能していないところもあるため、現状にあわせた形態に見直しを進めるなど、西予市 DV 防止対策ネットワークのあり方について検討を行っています。

③要保護児童対策地域協議会

【事業概要】

要保護児童の適切な保護、家庭への適切な支援を図るため、様々な構成団体で組織される要保護児童対策地域協議会で、情報交換・支援内容に関する協議を行います。また、地域全体で見守り支援する体制を強化していきます。

【取り組みの方向】

要保護児童やその家庭を支援するため、各関係機関で情報の共有・支援内容についての協議を行っていますが、登録ケースの家庭環境は年々、複雑・多様化しています。

今後も複雑・多様化する状況に対応できるようにきめ細やかな対応を行っています。

4. 職業生活と家庭生活との両立の推進

①女性の就労支援

【事業概要】

女性の職域拡大・職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修機会の充実に図るとともに、女性が多様な能力を身に着け、積極的に社会に参画できる条件整備、能力開発を支援します。

【取り組みの方向】

各種団体の構成員が高齢化し、活動に参加する市民が急激に減少しています。また就労条件等の男女間の格差は減少傾向にあるものの、労働時間の増加や休暇の取りにくさなどの課題も少なくありません。

課題の改善に向けて、活動内容の充実に図るとともに、活動団体の担い手の育成・確保についても支援のあり方を検討していきます。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

【事業概要】

多様な働き方の実現のために、制度の見直し、風土の見直しを促進し、理解を求めるための啓発や研修の場を提供します。

【取り組みの方向】

ワーク・ライフ・バランスに対する理解は徐々に浸透しつつあるものの、家事や育児の負担、家族・男性の無理解といった課題もいまだ多く、引き続き啓発活動に取り組んでいきます。

③父親の育児参加

【事業概要】

家庭生活の場での、男女のパートナーシップのあり方を考え、家族それぞれが自立を促進し、男女がともに家庭生活を楽しむことができるよう支援します。

男性や子どもが積極的に家事に参加できるよう研修会や講座を開催し、女性に対しても理解を促す取り組みや、男性向けの育児に関する研修等の充実に図り、男女共同による子育ての環境整備に努め、事業所や地域、家庭において男性の育児参加に対する理解促進を図ります。

【取り組みの方向】

家庭においても、性差による役割分担意識が根強く残っている現状がある中で、関係する講座・研修を開催しても、参加者が少なく、関心が低い傾向があるため、講座・研修の内容や参加しやすい環境づくりなどについても見直しを図り、より多くの参加が得られるように取り組んでいきます。

5. 子育てに関わる教育環境の整備

(1) 保護者への支援

①家庭教育支援事業

【事業概要】

子育て中の保護者が安心して家庭教育ができるように、交流の場を提供し、子育てや家庭教育について共感したり新たなことに気づいたりできる親子参加型の様々な体験活動を実施しています。
就学前の保護者の不安を軽減し保護者同士が知り合う機会として、就学前ワークショップを実施しています。
子育てや家庭教育に関する子育て相談や情報紙による情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②児童手当支給事業

【事業概要】

児童のいる家庭の生活と、児童自身の健全な成長を促すために、対象者に手当を支給しています。
年々児童数は減少傾向にあるものの、書類未提出者へ督促を行うことにより、児童をもつ家庭すべてに適正に手当を支給することができています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③保育料軽減措置

【事業概要】

保育所等（幼稚園）に在籍している児童のうち、第3子以降の児童に係る保育料を無料としており、令和5年度からは従来の所得制限を撤廃し実施しています。また、令和5年度からは、保育所等に同時に入所する2番目の児童について所得に関わらず保育料を無料とし、多子世帯の育児に係る経済的負担を軽減と、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

(2) 教育・保育施設の整備と連携

①市保育協議会活動支援事業

【事業概要】

保育所（園）の運営向上や保育事業についての研究・調査・資料収集・広報及び参考資料の刊行などの実施に取り組みながら、子どもの視点に立って、健やかな成長を支援できるよう、保育士の資質の向上及び保育サービスの質の向上に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②民間児童館活動事業

【事業概要】

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、その専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談事業、各種子育て支援サービス利用促進を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るため、民間児童館活動の充実強化に要する費用を一部補助していきます。

【取り組みの方向】

民間の児童館において実施する事業に要する費用について、事業計画及び実績報告書を精査し、要綱に基づき補助金を交付していますが、補助金額については検討が必要と考えられるため、適正に実施できるように検討しながら、継続して実施していきます。

③宇和・野村児童館管理運営事業

【事業概要】

在宅児童・小学生を対象とした事業の数を増加させ、安心・安全な遊び場の提供と指導を行い、保護者同士の交流の場を提供しています。また、移動児童館の実施などによって、児童館のない地区への児童育成支援に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

児童に健全な遊びの場の提供・指導を行うほか、保護者同士の交流の場の提供を行っており、各児童館で工夫を凝らして、事業の実施に努めています。

今後もさらなる充実を図っていきます。

④幼保小連携の促進事業

【事業概要】

幼稚園・保育所（園）・小学校が、合同での研修会を年1回、連絡会を年2回実施しています。

教員と保育士同士が互いの教育内容や指導方法について理解を深めるとともに、一貫した子育て支援の提供を行うことで、「西予市の子ども」の育成に寄与しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑤学校教育支援事業

【事業概要】

学校で安心して教育を受けられるように、各種取り組みを継続して実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

(3) 思春期保健対策

①心の健康に関する情報提供・知識の普及

【事業概要】

健康教育・相談などを通じて、心の健康の重要性の普及啓発に努めます。また、保護者の家庭教育の啓蒙や心の健康づくりに関する情報提供を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②命の大切さについての知識の普及

【事業概要】

性に対する意識等について、思春期教育などを通して、命の大切さの啓発に努めます。また、性感染症について、情報提供及び正しい知識の普及を行います。

【取り組みの方向】

現状に加えて今後は、学校や地域での役割を認識することで「自分自身がかけがえのない大切な存在に気づくこと」や「社会の様々な困難やストレスの対処法を身につける」など命の大切さを伝える教育に取り組んでいきます。

③喫煙・飲酒・薬物等の健康影響についての教育推進と防止対策

【事業概要】

飲酒や喫煙、薬物乱用等の健康に及ぼす影響について教育を行うとともに、それらに関する正しい情報提供や普及啓発を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

(4) 生きる力の育成

①福祉教育の推進

【事業概要】

将来、青少年層が共生社会の担い手となるために、ボランティア等の体験学習や特別支援学校等との交流など福祉体験などの充実に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいます。

②子ども読書活動の推進

【事業概要】

ボランティア等との連携による図書館の情報提供推進など、子どもの読書習慣の定着化や蔵書の拡大、適切な読書環境の整備などに努めます。

【取り組みの方向】

市子ども読書活動推進計画(二次)(令和5年から5か年)に沿って協力体制(ボランティア・園、学校・図書館)の強化を図っており、引き続き計画に沿って実施します。

特にボランティアにおいてはグループ相互の交流につながるよう図書館がサポートします。学校と図書館の関係においては授業に沿ったサポートに心がけます。

③多様な体験活動の推進

【事業概要】

地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいます。

④いじめの早期発見・早期対応

【事業概要】

いじめに関する調査や日常の観察などによる実態把握に努め、問題の早期発見・早期対応ができるように努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいます。

⑤不登校児童・生徒への早期対応

【事業概要】

不登校になる可能性がある児童・生徒の発見に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育相談員、民生児童委員・主任児童委員と連携を図りながら不登校防止・解消に努めています。

小学校では市内で3校に相談員を配置、中学校では2校にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

【取り組みの方向】

不登校や学校現場の現状を踏まえながら相談員等の確保や配置に努めていきます。

⑥ふるさと教育の推進

【事業概要】

「ジオパーク学習＝ふるさと教育」を教育部局と連携し、市内教育現場での出前授業や野外学習、食育を継続して行うことにより、四国西予ジオパークを通じたふるさと学習を促進しています。

平成30年7月豪雨を契機として、自分たちの住んでいる地域の土地の成り立ちを知り、今後の防災に活かすため、防災・減災学習を推進しています。また、令和4年度に開館した四国西予ジオミュージアムを活用した学習活動を実施します。

【取り組みの方向】

ジオパークに関する理解は徐々に浸透しつつあり、今後も継続してふるさと学習を推進していきます。

今後も引き続き、四国西予ジオパークを通じたふるさと学習や防災・減災学習に取り組むとともに、内容の拡充を図っていきます。

⑦親子の絆づくり事業

【事業概要】

就労等で子どもと過ごす時間が少なくなっている現状がある中、各種イベントや地域での行事を通じて親子の絆を深める事業を推進していきます。

【取り組みの方向】

今後は事業内容のさらなる充実を図っていきます。

6. 情報提供・情報発信

①子育て支援ネットワーク化

【事業概要】

子育て支援サービスや保育サービスの効果的・効率的な提供と質の向上を図るため、NPO や民間事業者、様々な地域活動団体と行政など、官民の枠を越えた地域における子育て支援のネットワーク化を促進します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②保育サービスに関する情報提供

【事業概要】

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、ホームページなどを活用し、子育てに関する意識啓発を進めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

7. 母子保健医療対策の充実

(1) 妊娠・出産期における健康の保持と増進

① 妊婦健康診査事業- [再掲]

【事業概要】

妊娠を届け出たものに対し、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票を交付します。西予市では妊婦一般健康診査 14 回を県内産科医療機関、妊婦歯科健診 1 回を市内歯科医院に委託し実施しており、妊娠中の健康管理を行うとともに健診費用を助成し経済的不安の軽減を図っています。

母子健康手帳交付数は年々減少傾向にありますが、150 件前後で推移しています。

妊婦健診は受診票を交付した妊婦全員が受診できています。健診結果は市に返送され必要な妊婦に対し訪問・相談による支援を行っています。妊婦歯科健診の受診率は 50%前後で推移しています。

妊娠届出の際に、妊娠中の食・歯を含めた生活習慣などの保健指導を行い妊婦自身または家族の生活習慣の改善を図っています。母子管理票を作成し、妊娠中から乳幼児期の継続した健康管理を行っています。

【取り組みの方向】

今後も保健指導を実施し妊娠期から乳幼児期につながる継続した健康管理に努めていきます。

妊婦歯科健診はすでに治療中や市外の歯科医院がかりつけの場合もあり、受診票を利用しない方もいますが、できるだけ多くの方に利用していただけるよう受診勧奨を行っています。

② 母子保健訪問指導事業

【事業概要】

妊娠期から乳幼児期にかけて、発育・発達や栄養、生活環境、疾病予防などに関して必要に応じて保健師、栄養士が家庭訪問をします。

乳児全戸訪問事業は、すべての出生児を対象に地区担当保健師が訪問を行い、継続した支援につなげています。

継続支援の必要な児や健診後のフォローの訪問は適宜地区担当保健師が実施しています。必要時には福祉課や子育て支援課・医療・療育関係機関と連携しています。

【取り組みの方向】

今後も継続し切れ目ない支援に努めていきます。

③不妊治療費助成（妊娠前検査・保険適用分・先進医療）

【事業概要】

妊娠前検査、保険適用の不妊治療等、先進医療に対して助成を行います。子どもを持つことを望む家庭の経済的負担の軽減を図り、早期に適切な治療を開始することを促し、高度治療の選択肢が減ることなく、安心して不妊治療が実施または継続できる環境を整えます。

令和 5 年度から事業を開始しています。

【取り組みの方向】

県内の医療機関でも受診の際に西予市の助成について情報提供していただいておりますが、広報・市 HP・行政情報番組を活用し市民に対し広く周知し、子どもを持つことを望む市民が治療に前向きに取り組めるよう、今後も体制を整えていきます。

助成事業について市民に広く周知し、安心して治療に臨むことができるような体制づくりに努めます。

（２）乳幼児期における健康の保持と増進

①乳幼児健診事業

【事業概要】

乳幼児が安全に健やかに育つように、4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に集団健診を実施し、7 か月、10 か月児に県内 医療機関において個別健診を行っています。

乳幼児健診は 90%以上の受診率となっており、未受診者は次年度に受診したり、個別に対応し状況把握を行っています。個別健診については、集団健診や相談にて受診勧奨を行いより多くの児が健診を受けることができるよう支援をしています。健診などの二次相談としてかわり相談を実施し、発達の気になる乳幼児の支援に取り組んでいます。

また、平成 30 年 10 月から新生児聴覚検査の費用の助成をしており、妊娠届出時に受診票を交付しています。令和 5 年度の実績は 100%となっています。

3 歳児健診でむし歯がある幼児の割合が県内で高く、西予市の健康課題となっており、妊娠期からのむし歯予防の取り組みを行っています。

また、乳幼児期からの正しい生活習慣の確立が将来の生活習慣病予防となることを踏まえ、健診において生活習慣に着目した保健指導を行っています。

【取り組みの方向】

乳児健診を受診することで、心身の異常を早期に発見し健やかな発育と発達を促すとともに育児の不安や悩みを解消できる場としていきます。

新生児聴覚検査は交付時に検査の必要性について説明し、受診率の維持に努めています。

3 歳児健診のむし歯の罹患率について、県平均に近づくところまで改善しました。平成 29 年度の 22.5% から令和 5 年度は 14.9%に減少しておりますが、県平均より高い状態が続いています。今後もむし歯予防の取り組みを行います。

生活習慣の改善について評価を行いながらより効果的な保健指導ができるよう検討していきます。

②未熟児養育医療事業

【事業概要】

未熟児の保護者へ訪問指導を行い、養育のため入院を必要とする未熟児の養育医療費の給付を行うことで未熟児の健康の保持及び増進を図っていきます。

母子保健法に基づき、医師が入院養育を必要と認めた者に必要な医療の給付を行うことで、医療の提供と保護者の経済的負担の軽減を図ることができています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③乳幼児・児童医療費助成事業

【事業概要】

乳幼児（0歳～就学前）の医療費の自己負担分を助成することで、家庭の経済的負担を軽減し、医療機関にかかりやすい制度の構築を進めています。

令和3年4月から、小中学生の保険診療による医療費自己負担分を全額助成に拡充し、令和5年4月から、助成対象児童を18歳に達する日以後の最初の3月末日までに拡充しています。

【取り組みの方向】

西予市に居住している乳幼児について、乳幼児医療受給資格証を発行し、医療機関にかかりやすい体制となっています。

令和5年4月からは、助成対象児童を18歳に達する日以後の最初の3月末日までに拡充し、助成を行っています。

引き続き制度の周知に努め、より多くの方が利用できるよう取り組んでいきます。

（3）元気な「西予っ子」の育成

①母子保健相談教育事業

【事業概要】

妊娠期から、必要に応じて相談支援を行っています。出産後も児の発達チェックや育児不安の軽減・解消などを目的として10か月児相談と育児相談を行っています。また、随時相談や電話相談も実施しており相談支援の充実を図っています。

健康教育では離乳食試食会を実施し、食のはじまりである離乳食をスムーズに開始できるよう支援しています。

また、西予市の健康課題であるむし歯予防の取り組みとして平成27年度から2歳児歯科教室を実施し、平成30年度からはむし歯予防と生活習慣の確立を目的とした内容に変更して教室を実施しています。

【取り組みの方向】

相談は今後も継続して実施し切れ目ない支援に努めていきます。

教室は評価を行いながら健康課題に応じた教室の実施に努めていきます。

②食育推進計画の推進

【事業概要】

平成 28 年度から推進している第 2 次西予市食育推進計画に基づいて、各種団体及び市役所内関係部署が連携を図りながら、健康課題の改善や評価指標の達成へ向けて取り組んでいます。特に食の基礎をつくる乳幼児期への食育は重要と考え、親子で楽しみながら食に関心を深めてもらい、正しい知識が普及できるよう努めています。また、西予市地産地消の推進をし、子育て世代への地場産物の活用や郷土料理の普及も行っています。

【取り組みの方向】

今後も、食育の共通指針である西予市食育推進計画に沿って各ライフステージに応じた食育を市民との協働により展開していきます。

令和 8 年度には最終評価を実施し、第 3 次食育推進計画を策定予定です。最終評価に向けて、中間評価の結果を踏まえ第 2 次食育推進計画の目標達成に向けて取り組んでいきます。

③学校給食との連携

【事業概要】

学校教育において、授業や野外活動、学校給食などを通して、地域とも連携を図りながら食育を促進します。

子どもたちに作り手の見える食育教育を推進していくために、地元産の減農薬米を学校給食に導入しています。

給食週間にあわせ、地産地消率を上げていくことにも努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④健康教育等推進事業

【事業概要】

西予市内の各小中学校において、児童生徒、保護者に対して、健康教室事業を実施し、生活習慣病の予防及び生活習慣への啓発を行っていきます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

8. 子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保

①児童安全対策事業

【事業概要】

保育所(園)の管理下で園児の災害が発生したときに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度の掛金について、西予市で補助を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して事業を実施していきます。

②児童交通公園管理事業

【事業概要】

児童公園の施設を安全に利用できるように、引き続き施設整備・管理の充実を図っていきます。

地元の老人クラブに、施設内の清掃等管理を委託しています。

【取り組みの方向】

公園内に設置している遊具の点検、必要な修繕等を行い、安全に利用ができるよう努めていきます。

③公園・広場整備

【事業概要】

公園・広場の大きさ、種類等十分に検討した上で安心・安全な公園・広場の環境整備を進めています。

公園に設置してある遊具については、点検の結果により修繕や撤去を行っています。

【取り組みの方向】

地域の現状やニーズを踏まえながら必要性を把握し、地元の協力を得ながら、公園の維持・管理について今後も継続して取り組んでいきます。

④子どもの防犯体制の強化

【事業概要】

子どもを犯罪や事故から守るために警察や関係機関の協力を得ながら防犯体制の強化を図っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

■ 庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

西予市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本市が活用している様々な媒体を通して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

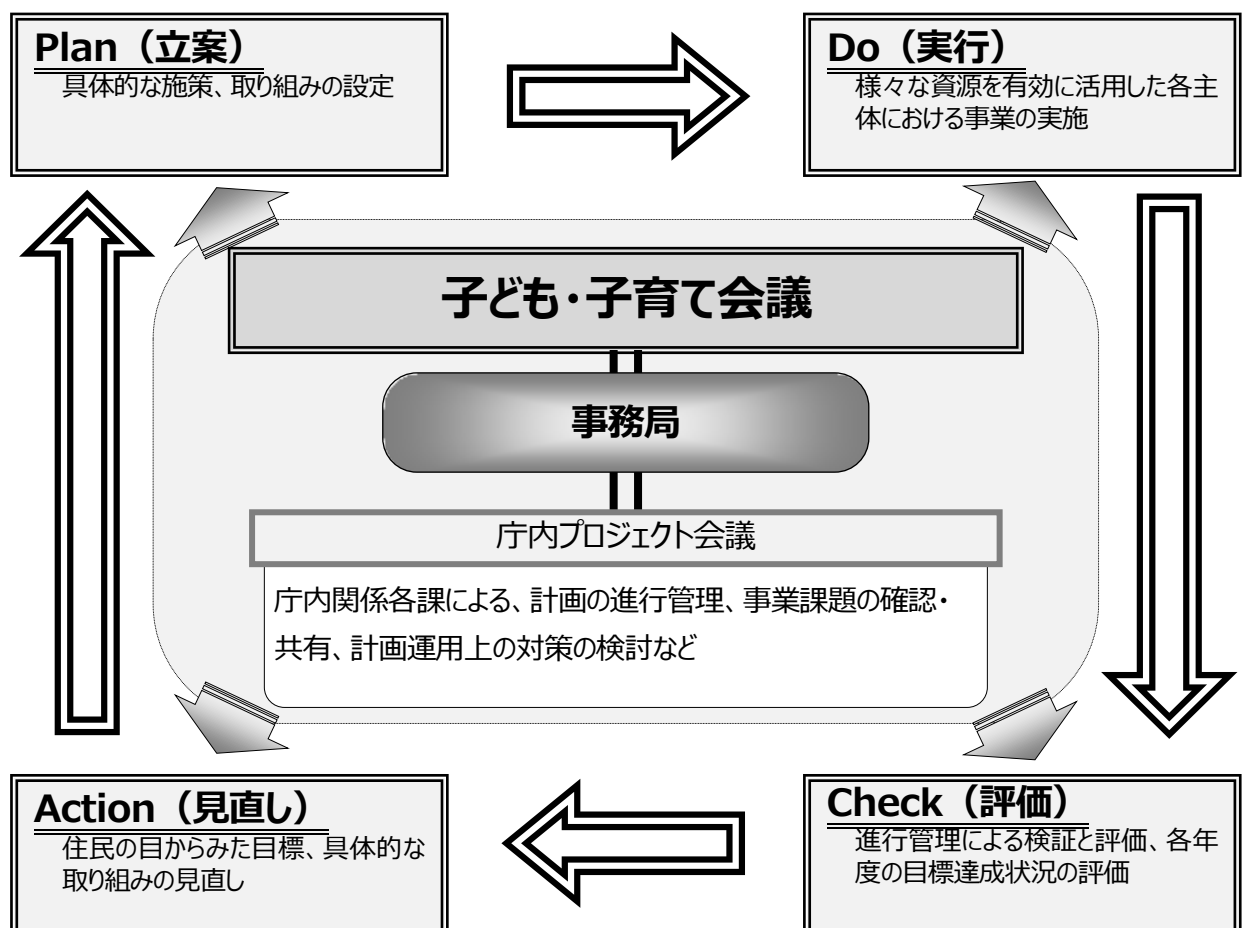
2. 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施にともなう諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



3. 計画を推進するための役割

本計画の基本的な視点である「子どもの育ちを第一に考えること」を踏まえながら、円滑に各施策を推進していくためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、市内のあらゆる方・団体が本計画の基本理念とその考え方を共有し、その上で各々の役割を果たすことが重要です。

子育てを社会全体で取り組むため、関係機関それぞれが連携を密にし、必要に応じて協議の場を設けながら計画を推進していきます。

■保護者の役割

子育て・育ちに第一の責任を負う保護者は、子どもの行動や人格の形成にもっとも大きな影響を与えます。そのため、常にコミュニケーションを図り、家族の絆や家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなるように努めていきます。

子育てを通じて、自らも保護者としての役割を学び、人として成長しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールなどを学んでいくお手本となります。

家庭内だけでなく、子どもと一緒に地域のイベントなどに参加することによって、地域の中でのつながりをもって子育てを行っています。

■市民（地域）の役割

子どもの豊かな感性・人間性が、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行・犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

■西予市の役割

本計画に記載した子ども・子育て支援事業に関わる施策を推進していきます。

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関との連携を深め、協働して取り組みます。

市民・子育て支援団体・学校や幼稚園、保育所（園）などの教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援に関わる事業に取り組めるように、必要な支援と連携の促進を図ります。

■子育て支援団体などの役割

地域の特性を活かした子育て支援に関する活動を行っています。

西予市や市民、事業者及び学校や幼稚園、保育所（園）などの教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めていきます。

子どもとその保護者が、地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努め、地域の中でのつながりを構築できるよう努めていきます。

■事業者・職域の役割

事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを十分に認識し、就業者である保護者が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、ワーク・ライフ・バランスが取れた職場環境を整備していきます。

■教育・保育提供施設の役割

子どもが多くの時間を過ごす教育・保育提供施設において、集団生活の中でルールや基本的な生活習慣、豊かな人間性などを身につけることができるように取り組んでいます。

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援事業に関わる施策について、十分に理解し、自らも西予市や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいます。

1. えひめ人口減少対策総合交付金事業に係る本市の取り組み

愛媛県では令和5年度より市町との連携による総合的な人口減少対策の取組みを促進するため、結婚や妊娠・出産を望む人がその希望を叶えられ、安心して子育てができる環境づくりを図る事業に要する経費について、えひめ人口減少対策総合交付金を交付しています。本事業を活用して行っている子育て支援等に関する本市の取り組み事業については以下のとおりとなります。（令和7年度予定）

分野	事務事業名	主な内容
出会い・結婚支援	生涯学習推進事業	【せいは出会いサポート事業補助金事業】 市内企業の協力により、異業種間での研修会やイベントを定期的開催することで、若者の出会いの場を創出。 その他 結婚イベントに対する補助金。
	結婚推進委員会補助事業	【結婚推進委員会補助事業】 結婚推進委員による結婚相談所の開催。 婚活イベントの定期開催。 委員間における情報交換会の実施。
	結婚新生活支援事業	【結婚新生活支援事業】 経済的理由で結婚をあきらめることがないよう、39歳以下の新婚世帯の経済基盤の安定化を図る。 ●生活応援 引越費用、家賃、住宅購入費、リフォーム費用等への助成。 ※条件及び限度額あり ●家電購入（29歳以下世帯） 時短・省エネ家電購入費（洗濯乾燥機、冷蔵庫、食器洗い乾燥機等）への助成。 ※条件及び限度額あり
妊娠・出産支援	不妊治療費等補助事業	【不妊治療費等補助事業】 妊娠を望む夫婦や不妊の悩みを持つ夫婦の経済的負担を軽減するため、検査費用、不妊治療費の一部を補助する。 ●妊娠前検査への補助 回数の限度：1組の夫婦につき1回 ※限度額あり ●不妊治療への補助 ①保険適用分の補助（市単独事業） 補助限度額（市10/10）回数・補助額制限なし。 ただし、生殖補助医療については保険適用に回数制限あり。 ②先進医療に係る費用への補助 回数の限度：保険適用による回数制限と同じ ※限度額あり

分野	事務事業名	主な内容
妊娠・出産 支援	不妊治療費等 補助事業	【出産・不妊治療等通院交通費助成事業】 子どもを生みやすい環境づくりに繋げることを目的に、病院が近くになく、通院に係る交通費が嵩んでしまう世帯や、緊急時の通院等でタクシー等を利用した場合の費用負担を助成。 ●妊婦健診や出産、不妊治療にかかる交通費（有料道路、公共交通機関）への助成。 ※限度額あり
子育て支援	母子保健事業	【拡大新生児スクリーニング検査費助成事業】 治療が可能になった遺伝性難病（7疾患）を発症前に発見し、早期治療につなげるための検査費用への助成。 ※条件及び限度額あり
	子育て応援事業	【出産世帯応援事業】 経済的理由で出産を諦めることがないよう、出産後に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦を支援する。 ※条件及び限度額あり 【出産世帯奨学金返還支援事業】 経済的理由で出産を諦めることがないよう、出産後の奨学金返還を支援することで、子どもを持ちたい夫婦の経済的負担の軽減を図る。 ※限度額あり 【多子世帯リフォーム等支援事業】 多子世帯にとって子育てしやすい住環境整備を支援するため、第2子以降を出産した世帯のリフォーム又は引越に要する経費を支援し、経済的負担の軽減を図る。 ※条件及び限度額あり
	子育て応援事業	【西予市子育て応援事業所認定事業】 子ども達の健やかな成長を応援する事業所を「西予市子育て応援事業所」として市が登録し、その事業所やサービス等を広く市民に周知する。 子育て世帯の経済的な負担軽減や精神的な安定やゆとりを図るとともに、事業所の積極的なかわりを資することにより西予市全体で「子育てするなら西予」のイメージ定着につなげていく。
	認可保育所等 管理支援事業	【保育所紙おむつ利用支援事業】 保育所等で使用するオムツの費用を補助するとともに、保育士負担軽減も図る。 ※条件及び限度額あり

分野	事務事業名	主な内容
子育て支援	高校魅力化事業	【市内高校遠距離通学費助成】 市内県立2高校を存続させるため、高校の魅力化と浸透を図り、生徒数の確保に努める。また、子どもたちが西予市のことを思い、いずれ西予市に帰ってくるような郷土愛（回帰志向）を育むふるさと教育を推進し、中高連携さらには小中高大学生まで交えた連携事業に取り組む。 ●片道4キロメートル以上の路線バス利用者 ●鉄道交通（JR）の利用者 ●単車・自転車購入費助成（高校在学期間に1回のみ） ※上記において条件及び限度額あり
	人口減少対策事業	【子育てパンフレットの作成】 子育てに関する総合的なパンフレットを作成
仕事支援	認可保育所等管理支援事業	【U I Jターン保育士支援事業】 保育士の一層の確保を図るため、県外・市外から転入または市内での転居を伴って市内保育施設に就職する保育士に対する助成。 引越し費用、家賃、生活用品購入費（洗濯機、冷蔵庫、テレビ等） ※限度額あり

※国の交付金等を活用している事業や市が単独で行っている事業などは除いています。

2. 関連する計画の概要

西予市母子保健計画

西予市の母子保健計画は、平成 17 年度「次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）」に統合され、平成 27 年度からは「西予市子ども・子育て支援事業計画」に内容を継承しています。

■母子保健計画の目標

切れ目なく母子保健サービスが提供されることで、安心して子どもを産み、育てることができ、また子どもたちが心身ともに健やかに成長できる。

■母子保健計画の計画期間

平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間です。本計画は、進捗状況をチェックし定期的に見直していきます。令和元年度に中間評価を行い、項目や目標数値の修正を行いました。令和 6 年度に最終評価を行い、第 3 期西予市子ども・子育て支援事業計画に包括して取り組みを継続していきます。

■母子保健計画における取り組み

子育て支援の中で母子保健分野が取り組んでいくことを以下に示します。

項目	主な内容
①安心して妊娠・出産できる環境づくり	1) 男性の育児参加を促すための支援
	2) 妊婦への支援 妊娠届出時相談の充実、ハイリスク妊婦への支援、妊婦歯科健診受診勧奨、喫煙対策
	3) 不妊への支援
②乳幼児の発達と親への支援	正しい生活習慣の確立 むし歯予防 発達の気になる児と親への支援 虐待の防止 乳幼児健診の充実と未受診者支援
③学齢期・思春期への支援について	学校や P T A と連携し、喫煙、飲酒防止教室や生活習慣病予防教室等の実施

■母子保健計画の評価

(1) 評価方法

各評価項目の実績値において、A～E の判定（判定基準は表に示す）に区分しました。各指標を関連する取り組みの項目別に分類し評価を行いました。子育て支援の中で母子保健分野が取り組んでいくことを以下に示します。

判定区分	判定基準
A	目標に達した
B	目標に達していないが、改善傾向にある
C	変わらない(増減 1.0%以下)
D	悪化している
E	評価困難

(2) 指標の達成状況

目標の達成に向けて定期的に見直しを行い、令和元年度には中間評価と目標数値の修正をしました。平成30年度実績と令和5年度の実績を比較したものを判定基準にもとづき判定しました。

指 標	参照元	平成25年度 実績	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標数値	評価
妊娠中の喫煙率	4 か月児健診健診 アンケート	—	1.0%	2.2%	なくす	D
4 か月児健診時の父親の喫煙率		—	29.1	30.9%	減少	D
妊婦歯科健診受診率		36.1%	44.4%	65.5%	60.0%	A
乳児全戸訪問事業実施率		99.4%	96.4%	100.0%	100.0%	A
乳幼児健診受診率	4 か月児健診	98.8%	97.8%	97.8%	維持	A
	1歳6か月児健診	95.2%	98.1%	96.6%		D
	3歳児健診	91.8%	95.6%	94.1%		D
幼児健診精検受診率	1歳6か月児健診	57.1%	60.0%	71.4%	100.0%	B
	3歳児健診	80.0%	75.0%	65.6%		D
10か月児相談参加率		95.9%	96.8%	96.5%	維持	C
幼児健診でむし歯のある児の割合	1歳6か月児健診	2.5%	0.5%	0.0%	0.0%	A
	3歳児健診	31.3%	22.1%	14.9%	20.0%	A
育児が楽しいと感じる人の割合	4 か月児健診	77.3%	76.9%	79.4%	増加	A
	1歳6か月児健診	72.9%	74.6%	71.9%		D
	3歳児健診	70.4%	63.4%	64.9%		A
身近な相談相手がいる人の割合	4 か月児健診	99.2%	97.8%	96.3%	増加	D
	1歳6か月児健診	98.7%	97.2%	96.5%		C
	3歳児健診	97.2%	95.8%	96.0%		A
父親の育児協力がある人の割合 ある/時々ある (合算したものを判定)	4 か月児健診	78.7%/17.2%	68.6%/21.9%	69.1%/27.2%	増加	A
	1歳6か月児健診	71.8%/23.5%	62.4%/26.8%	65.5%/24.6%		A
	3歳児健診	67.5%/20.7%	55.7%/30.4%	64.9%/27.0%		A

(3) 項目別指標の評価と課題

項目①安心して妊娠出産できる環境づくり

関連する指標において A 判定が 66.7%、D 判定が 33.3%となっています。

妊婦歯科健診受診率及び父親の育児協力割合に関しては目標に達しているものの、喫煙率に関しては「妊娠中の妊婦」「4 か月児健診時の父親」とともに悪化しています。今後の取り組みとして、喫煙による胎児への悪影響に関する知識の普及や、禁煙の推進が課題です。

項目②乳幼児の発達と親への支援

関連する指標において A 判定 46.7%、B 判定 6.7%、C 判定 13.3%、D 判定 33.3%となっています。

A 判定が 46.7%、B 判定が 6.7%となっており、評価指標の半数以上が目標に達しているもしくは改善傾向にあります。この状態を維持できるよう、今後も継続した取り組みを行っていきます。

D 判定が 27.8%あり、1 歳 6 か月児健診で「育児が楽しいと感じる人の割合」や 4 か月児健診で「身近な相談相手がいる人の割合」といった指標が悪化しています。今後の取組として、保護者の気持ちに寄り添い、負担を軽減するような支援が課題です。

項目③学齢期・思春期への支援について

この取組みは前出の指標で評価ができないため、「西予市健康づくり計画」「西予市食育推進計画」「西予市いのち支える自殺対策計画」から活動状況を示します。

喫煙・飲酒防止教室は、保健所の指導のもと教材や媒体づくりを市内小中学校と一緒に取り組んできました。保健師が外部講師として各学校に出向いていましたが、基本的な指導案をもとに生徒の特徴にあわせて改変し、現在は学校単独で教室を実施しています。

生活習慣病予防教室は「西予市食育推進計画」における 3 つの重点目標に基づき、市内小中高校と連携し管理栄養士・栄養士を中心として地産地消を含めた健康教育を毎年継続的に実施しています。

また、身体だけではなく精神保健の取り組みとして「西予市いのち支える自殺対策計画」に基づき、小学校と連携して授業の指導案や媒体を作成し、小学校の特徴に応じた健康教室が各校独自で実施できるような取り組みをしました。市内全ての中学校では外部講師を招聘して講演会を実施しており、教育部と健康づくり推進課が協働して事業を展開しています。

母子保健計画の内容を統合したライフサイクルにおける取組として、上記に示した各計画において継承していきます。

3. 西予市子ども・子育て会議

(1) 西予市子ども・子育て会議設置条例

○西予市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 37 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日条例第 22 号

平成 29 年 3 月 24 日条例第 3 号

令和 5 年 3 月 20 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、西予市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に関係者の出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月24日条例第22号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 計画の策定経過

日程	事項	内容
令和6年 3月12日	令和5年度 第2回 西予市子ども・子育て会議	保育所（園）・幼稚園について
		子ども家庭センター設置について
		第3期西予市子ども・子育て支援事業計画について
		今後のスケジュールについて
		子育て支援について
令和6年 6月11日	令和6年度 第1回 西予市子ども・子育て会議	第2期西予市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 第2期西予市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて 第3期ニーズ調査について 人口減少対策事業について
令和6年 7月～8月	西予市子ども・子育て支援 に関するニーズ調査実施	就学前児童、小学生児童の保護者を対象に調査を実施
令和6年 12月23日	令和6年度 第2回 西予市子ども・子育て会議	人口推計結果について 西予市子育て支援に関する調査の結果報告について 教育・保育の利用量の見込みについて 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 第3期西予市子ども・子育て支援事業計画（構成案）について
令和6年 2月3日	令和6年度 第3回 西予市子ども・子育て会議	第3期西予市子ども・子育て支援事業計画（案）について パブリックコメントの実施について 保育所（園）・幼稚園について

西予市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集	西予市 〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434-1 TEL：0894-62-1111
----	--